

熊原第22-013号
令和4年7月19日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 伊藤 義章

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び
工事の計画の軽微な変更の届出書

令和3年5月24日付け原規規発第2105241号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書（令和3年11月8日付け熊原第21-042号にて軽微な変更届出）について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第5項の規定に基づき、別紙のとおり軽微な変更を届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社
住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
代表者氏名 代表取締役社長 伊藤 義章

2. 変更に係る加工施設の概要

成型施設の建物・構築物
被覆施設の設備・機器
核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第1項の認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和3年5月24日
認可番号 原規規発第2105241号

4. 変更の内容

- (1) 変更区分の変更について、添付1に示すとおりとする。
- (2) 仕様表の改造内容の記載の変更、その他関連箇所の変更について、添付2に示すとおりとする。
- (3) 設備図等図面の変更について、添付3に示すとおりとする。

5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、変更区分の記載内容を適正化するためである。
- (2) 本変更の理由は、仕様表の改造内容の記載、その他関連箇所の記載を適正化するものである。
- (3) 本変更の理由は、設備図等図面を適正化するものである。

なお、上記(1)～(3)は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。



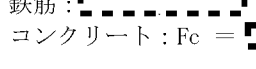
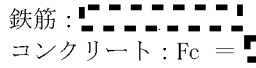
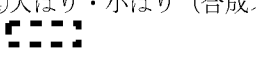
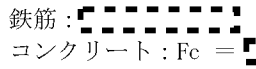

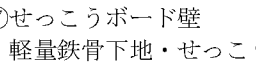
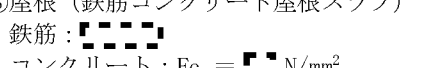
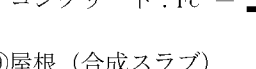
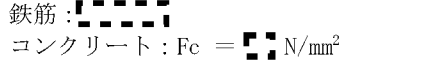
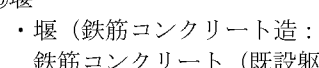
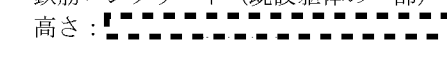

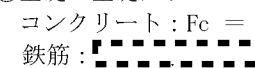

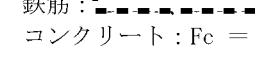
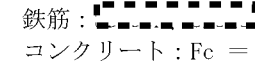
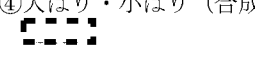

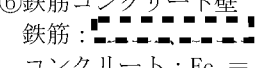
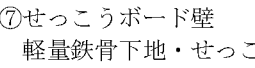
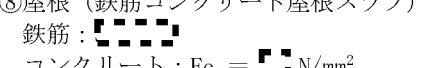
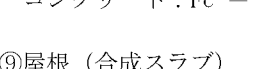
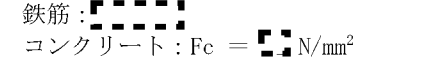
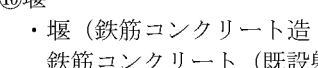
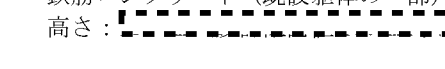

添付 1

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)					変更後					変更理由
○被覆施設					○被覆施設					変更内容の記載を適正化するため。 なお、本変更は改造内容の記載の見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数			管理番号	変更区分	員数		
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ —	{3008-2}	変更なし	20個	燃料棒トレイ	{3008-2}	変更なし	20個	燃料棒トレイ	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 運搬台車	{3009}	改造	1台	脱ガス設備 脱ガス装置	{3009}	改造	1台	脱ガス設備 脱ガス装置	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	{3010}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3010}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	{3011}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3011}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	{3012}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3012}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	{3013}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3013}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1)部	{3014}	改造	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1	{3014}	改造	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	{3015}	変更なし	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1	{3015}	変更なし	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	{3016}	変更なし	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1	{3016}	変更なし	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	{3017}	改造	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1	{3017}	改造	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A)	{3018}	変更なし	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.2	{3018}	変更なし	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.2	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2)	{3019}	変更なし	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.3	{3019}	改造	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.3	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2 —	{3020}	改造	1台	検査設備 ペレット検査台	{3020}	改造	1台	検査設備 ペレット検査台	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部	{3021}	変更なし	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8	{3021}	変更なし	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	{3022}	変更なし	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8	{3022}	改造	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	{3023}	変更なし	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8	{3023}	変更なし	1台	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8	
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台 —	{3024}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット一時保管台	{3024}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット一時保管台	
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No.5 —	{3025}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置	{3025}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置	
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	{3026}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3026}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	

添付 2

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)		変更後		変更理由
表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		壁の仕様を適正化するため。 なお、当該壁は火災区画以外の安全機能はなく、コンクリートブロック壁は火災区画境界として必要な耐火性能は確保できていることから、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
技術基準に基づく仕様	<p>○堅穴区画内の第1種管理区域とその他の区域の境界 (火災区画境界) の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁及び区画境界スラブ (階段部含む。) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上:2時間) 区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上:2時間) <p>第2加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画は、2P-1と2P-7 (I) になる。</p> <p>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。使用電圧が600Vを超えるケーブルは、火災区画2P-1で使用する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B3]⁽¹⁶⁾ 火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁、床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁、床にはモルタルその他の不燃材料を施工する。 火災区域貫通部の配置図を図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す。</p> <p>[11.3-F2] {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンブ))、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンブ))、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p> <p>[11.5-B1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上換気を行う。 第2加工棟の容積: 約1.3×10⁴ (m³) {6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機の排気能力 : 約1.3×10⁵ (m³/時) ({6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	技術基準に基づく仕様	<p>○堅穴区画内の第1種管理区域とその他の区域の境界 (火災区画境界) の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁及び区画境界スラブ (階段部含む。) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上:2時間) 区画境界壁 (コンクリートブロック有効厚さ50 mm以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40 mm以上:1時間) 区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上:2時間) <p>第2加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画は、2P-1と2P-7 (I) になる。</p> <p>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。使用電圧が600Vを超えるケーブルは、火災区画2P-1で使用する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B3]⁽¹⁶⁾ 火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁、床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁、床にはモルタルその他の不燃材料を施工する。 火災区域貫通部の配置図を図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す。</p> <p>[11.3-F2] {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンブ))、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンブ))、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p> <p>[11.5-B1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上換気を行う。 第2加工棟の容積: 約1.3×10⁴ (m³) {6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機の排気能力 : 約1.3×10⁵ (m³/時) ({6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)		変更後		変更理由
表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		表ハ-2-1 第2加工棟 仕様		誘導灯の個数を適正化するため。 なお、本変更は誘導灯の個数を追加するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
技術基準に基づく仕様	<p>[13.1-F1] 第2加工棟には、容易に識別できる{8027}緊急設備 避難通路を設置する。{8027}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。{8027}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8029}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8029-4}緊急設備 誘導灯⁽¹⁴⁾を設置する。</p> <p>○設備の員数(緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8029}非常用照明: 94 台 ・{8029-4}誘導灯: <u>75</u> 台 <p>{8027}緊急設備 避難通路、{8029}緊急設備 非常用照明及び{8029-4}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-1-1~図リ-2-1-1-5に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備可搬型照明を設置する。 {8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 ({8038-4}緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	技術基準に基づく仕様	<p>[13.1-F1] 第2加工棟には、容易に識別できる{8027}緊急設備 避難通路を設置する。{8027}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。{8027}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8029}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8029-4}緊急設備 誘導灯⁽¹⁴⁾を設置する。</p> <p>○設備の員数(緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8029}非常用照明: 94 台 ・{8029-4}誘導灯: <u>78</u> 台 <p>{8027}緊急設備 避難通路、{8029}緊急設備 非常用照明及び{8029-4}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-1-1~図リ-2-1-1-5に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備可搬型照明を設置する。 {8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 ({8038-4}緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	
安全避難通路等		安全避難通路等		
安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 (第2加工棟の設計基準事故時の環境条件は、設計基準事故の対象施設である{2044}粉末混合機 No.2-1 粉末投入機、{2050}プレス No.2-1、{2064}連続焼結炉 No.2-1、{6001}~{6008}気体廃棄設備 No.1 の排風機の安全機能とあわせて説明するため、次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 (第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 (第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 (第2加工棟の設計基準事故時の環境条件は、設計基準事故の対象施設である{2044}粉末混合機 No.2-1 粉末投入機、{2050}プレス No.2-1、{2064}連続焼結炉 No.2-1、{6001}~{6008}気体廃棄設備 No.1 の排風機の安全機能とあわせて説明するため、次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 (第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 (第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	
材料及び構造	—	材料及び構造	—	
搬送設備	—	搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	核燃料物質の貯蔵施設	—	

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)		変更後		変更理由
別表ハ-2-1-9 (1/2) 第2加工棟 (既設) 材料一覧		別表ハ-2-1-9 (1/2) 第2加工棟 (既設) 材料一覧		
建物	基礎：直接基礎 (べた基礎) 地上部：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 (9-12 通り間、A-D 通り間屋根) 床：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート造、せっこうボード間仕切壁 屋根：鉄筋コンクリート造、一部合成スラブ (9-12 通り間、A-D 通り間屋根)	建物	基礎：直接基礎 (べた基礎) 地上部：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 (9-12 通り間、A-D 通り間屋根) 床：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート造、せっこうボード間仕切壁、 <u>コンクリートブロック造</u> 屋根：鉄筋コンクリート造、一部合成スラブ (9-12 通り間、A-D 通り間屋根)	壁の仕様を適正化するため。 なお、当該壁は火災区画以外の安全機能はなく、コンクリートブロック壁は火災区画境界として必要な耐火性能は確保できていることから、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。 構造材の材質の記載を適正化するため。 なお、本変更は材質の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
主要な構造材等 (既設材料)	①基礎・基礎ばり コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² 鉄筋：  ②柱、大ばり (鉄骨鉄筋コンクリート造部分) 鉄骨：  鉄筋：  コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² ③小ばり (鉄筋コンクリート部分) 鉄筋：  コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² ④大ばり・小ばり (合成スラブ屋根部分)  ⑤床 鉄筋：  コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² ⑥鉄筋コンクリート壁 鉄筋：  コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² ⑦せっこうボード壁 軽量鉄骨下地・せっこうボード貼り ⑧屋根 (鉄筋コンクリート屋根スラブ) 鉄筋：  コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² ⑨屋根 (合成スラブ) デッキプレート  鉄筋：  コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² ⑩堰 ・堰 (鉄筋コンクリート造：既設溢水対策1) 鉄筋コンクリート (既設躯体の一部) 高さ：  ・堰 (鋼製：既設溢水対策1 3) 溝形鋼 アンカーボルト 径：  高さ：  ・堰 (鉄筋コンクリート造：既設溢水対策1 4) 鉄筋コンクリート (既設躯体の一部) 高さ： 	主要な構造材等 (既設材料)	①基礎・基礎ばり コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² 鉄筋：  ②柱、大ばり (鉄骨鉄筋コンクリート造部分) 鉄骨：  鉄筋：  コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² ③小ばり (鉄筋コンクリート部分) 鉄筋：  コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² ④大ばり・小ばり (合成スラブ屋根部分)  ⑤床 鉄筋：  コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² ⑥鉄筋コンクリート壁 鉄筋：  コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² ⑦せっこうボード壁 軽量鉄骨下地・せっこうボード貼り ⑧屋根 (鉄筋コンクリート屋根スラブ) 鉄筋：  コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² ⑨屋根 (合成スラブ) デッキプレート  鉄筋：  コンクリート：Fc = $\square\square$ N/mm ² ⑩堰 ・堰 (鉄筋コンクリート造：既設溢水対策1) 鉄筋コンクリート (既設躯体の一部) 高さ：  ・堰 (鋼製：既設溢水対策1 3) 溝形鋼 アンカーボルト 径：  高さ：  ・堰 (鉄筋コンクリート造：既設溢水対策1 4) 鉄筋コンクリート (既設躯体の一部) 高さ： 	
51	51			

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)		変更後	変更理由
別表ハ-2-1-9 (2/2) 第2加工棟 (既設) 材料一覧		別表ハ-2-1-9 (2/2) 第2加工棟 (既設) 材料一覧	壁の仕様を適正化するため。 なお、当該壁は火災区画以外の安全機能はなく、コンクリートブロック壁は火災区画境界として必要な耐火性能は確保できていることから、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
<p>主要な構造材等 (既設材料)</p> <ul style="list-style-type: none"> 堰 (鉄筋コンクリート造: 既設溢水対策15) 鉄筋コンクリート (既設躯体の一部) 高さ: [] ⑪扉・防火板 <ul style="list-style-type: none"> 扉・防火板共通 材料: 鋼 防火区画 仕様: 特定防火設備 溢水防護区画上の扉 仕様: エアタイト扉 (PAT仕様) 水密性: []に定める []以上 ⑫地下貯槽ピット 防水層: 鉄筋コンクリート 鉄板 [](C-D 通り間貯槽ピットのみ) 材質: [] ⑬大型搬入口扉 (扉 1-6、扉 1-10) 鉄筋: [] コンクリート: Fc = [] 鋼板 [] 等辺山形鋼 [] 六角穴付きボルト [] 止水パッキン 材質: クロロプレンゴム (難燃性) ⑭避雷針、むね上げ導体 避雷針突針: 銅棒 避雷針突針支柱: 炭素鋼管 むね上げ導体: 銅線 ⑮階段 鉄筋: [] コンクリート [] ⑯第1種管理区域の床及び室内壁の塗装 (核燃料物質等による汚染の防止) <ul style="list-style-type: none"> 床塗装 「消防法施行令の一部改正に伴う運用について(通知) (昭和54年消防予第184号)」において、不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う旨示されている酸素指数26以上の合成樹脂塗料 壁塗装 基材と塗料の組合せで国土交通大臣の防火材料認定を受けた塗料塗装/不燃材料 (認定番号 NM-8585)、塗料塗装/準不燃材料 (認定番号 QM-9816)、塗料塗装/難燃材料 (認定番号 RM-9364) <p>主要な構造材の寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基礎・基礎ばり: 図ハ-2-1-2-16及び図ハ-2-1-2-17 ②柱、大ばり (鉄骨コンクリート造部分): 図ハ-2-1-2-18~図ハ-2-1-2-23 ③小ばり (鉄骨コンクリート造部分): 図ハ-2-1-2-24及び図ハ-2-1-2-25 ④大ばり、小ばり (合成スラブ屋根部分): 図ハ-2-1-2-20及び図ハ-2-1-2-25 ⑤床: 図ハ-2-1-2-26及び図ハ-2-1-2-27 ⑥鉄筋コンクリート壁: 図ハ-2-1-2-28 ⑧屋根 (鉄筋コンクリート屋根スラブ): 図ハ-2-1-2-26 ⑨屋根 (合成スラブ): 図ハ-2-1-2-25 ⑩堰: 図ハ-2-1-3-48 ⑪扉: 図ハ-2-1-4-1~図ハ-2-1-4-8 ⑫地下貯槽ピット: 図ハ-2-1-3-48~図ハ-2-1-3-51 ⑬大型搬入口扉: 図ハ-2-1-3-48、図ハ-2-1-4-6、図ハ-2-1-4-24 ⑭避雷針: 図ハ-2-1-1-15~図ハ-2-1-1-17 ⑮階段: 図ハ-1-15 	<p>主要な構造材等 (既設材料)</p> <ul style="list-style-type: none"> 堰 (鉄筋コンクリート造: 既設溢水対策15) 鉄筋コンクリート (既設躯体の一部) 高さ: [] ⑪扉・防火板 <ul style="list-style-type: none"> 扉・防火板共通 材料: 鋼 防火区画 仕様: 特定防火設備 溢水防護区画上の扉 仕様: エアタイト扉 (PAT仕様) 水密性: []に定める []以上 ⑫地下貯槽ピット 防水層: 鉄筋コンクリート 鉄板 [](C-D 通り間貯槽ピットのみ) 材質: [] ⑬大型搬入口扉 (扉 1-6、扉 1-10) 鉄筋: [] コンクリート: Fc = [] 鋼板 [] 等辺山形鋼 [] 六角穴付きボルト [] 止水パッキン 材質: クロロプレンゴム (難燃性) ⑭避雷針、むね上げ導体 避雷針突針: 銅棒 避雷針突針支柱: 炭素鋼管 むね上げ導体: 銅線 ⑮階段 鉄筋: [] コンクリート [] ⑯コンクリートブロック壁 鉄筋 コンクリートブロック ⑰第1種管理区域の床及び室内壁の塗装 (核燃料物質等による汚染の防止) <ul style="list-style-type: none"> 床塗装 「消防法施行令の一部改正に伴う運用について(通知) (昭和54年消防予第184号)」において、不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う旨示されている酸素指数26以上の合成樹脂塗料 壁塗装 基材と塗料の組合せで国土交通大臣の防火材料認定を受けた塗料塗装/不燃材料 (認定番号 NM-8585)、塗料塗装/準不燃材料 (認定番号 QM-9816)、塗料塗装/難燃材料 (認定番号 RM-9364) <p>主要な構造材の寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基礎・基礎ばり: 図ハ-2-1-2-16及び図ハ-2-1-2-17 ②柱、大ばり (鉄骨コンクリート造部分): 図ハ-2-1-2-18~図ハ-2-1-2-23 ③小ばり (鉄骨コンクリート造部分): 図ハ-2-1-2-24及び図ハ-2-1-2-25 ④大ばり、小ばり (合成スラブ屋根部分): 図ハ-2-1-2-20及び図ハ-2-1-2-25 ⑤床: 図ハ-2-1-2-26及び図ハ-2-1-2-27 ⑥鉄筋コンクリート壁: 図ハ-2-1-2-28 ⑧屋根 (鉄筋コンクリート屋根スラブ): 図ハ-2-1-2-26 ⑨屋根 (合成スラブ): 図ハ-2-1-2-25 ⑩堰: 図ハ-2-1-3-48 ⑪扉: 図ハ-2-1-4-1~図ハ-2-1-4-8 ⑫地下貯槽ピット: 図ハ-2-1-3-48~図ハ-2-1-3-51 ⑬大型搬入口扉: 図ハ-2-1-3-48、図ハ-2-1-4-6、図ハ-2-1-4-24 ⑭避雷針: 図ハ-2-1-1-15~図ハ-2-1-1-17 ⑮階段: 図ハ-1-15 		

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)								
別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (12/33)								
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁1-35	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-o)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-36	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-37	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-38	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-39	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-40	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-41	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-b)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁1-42	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-43	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
扉 (扉:1-L)	鉄 (特定防火設備)			図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし			
内壁1-44	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし		
		扉 (扉:1-7)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし		
内壁1-45	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし		
		扉 (扉:1-L)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし		
内壁1-46	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし		
		扉 (扉:1-L)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし		
内壁1-47	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし		
		扉 (扉:1-L)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし		

変更後								
別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (12/33)								
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁1-35	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-o)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-36	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-37	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-38	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-39	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-40	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-41	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-b)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁1-42	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁1-43	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし
扉 (扉:1-L)	鉄 (特定防火設備)			図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし			
内壁1-44	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし		
		扉 (扉:1-7)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし		
内壁1-45	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし		
		扉 (扉:1-L)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし		
内壁1-46	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし		
		扉 (扉:1-L)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし		
内壁1-47	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t	図ハ-II-1	工事なし		
		扉 (扉:1-L)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし		

壁の仕様を適正化するため。
 なお、当該壁は火災区画以外の安全機能はなく、コンクリートブロック壁は火災区画境界として必要な耐火性能は確保できていることから、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)								
別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (17/33)								
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-18	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t:厚さ	図ハ-II-2	工事なし
				扉 (扉:2-j)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-2	工事なし
				扉 (扉:2-q)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし
				扉 (扉:2-t)	鉄		図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事なし
		内壁 M2-19	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
		内壁 M2-20	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
				軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 強化せっこう ボード	図ハ-2-1-1-38 図ハ-2-1-3-21	改造	
		内壁 M2-21	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
		内壁 M2-22	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
		内壁 M2-23	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
				扉 (扉:2-o)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事なし	
		内壁 M2-24	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
				扉 (扉:2-m)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事なし	
		内壁 M2-25	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
		扉 (扉:2-k)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事なし			
内壁 M2-26	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし			
内壁 M2-27	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし			
内壁 M2-28	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし			
内壁 M2-29	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし			

変更後								
別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (17/33)								
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-18	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	t:厚さ	図ハ-II-2	工事なし
				扉 (扉:2-j)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-2	工事なし
				扉 (扉:2-q)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-7	工事なし
				扉 (扉:2-t)	鉄		図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事なし
		内壁 M2-19	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
		内壁 M2-20	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
				軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 強化せっこう ボード	図ハ-2-1-1-38 図ハ-2-1-3-21	改造	
		内壁 M2-21	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
		内壁 M2-22	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
		内壁 M2-23	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	コンクリートブロック造壁	鉄筋コンクリート ブロック	図ハ-II-2	工事なし	
				扉 (扉:2-o)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事なし	
		内壁 M2-24	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
				扉 (扉:2-m)	鉄	図ハ-2-1-4-2	工事なし	
		内壁 M2-25	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
		扉 (扉:2-k)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事なし			
内壁 M2-26	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし			
内壁 M2-27	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし			
内壁 M2-28	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし			
内壁 M2-29	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-2	工事なし			

壁の仕様を適正化するため。
 なお、当該壁は火災区画以外の安全機能はなく、コンクリートブロック壁は火災区画境界として必要な耐火性能は確保できていることから、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)								
別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (28/33)								
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁 3-28	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-29	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-30	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋 コンクリート 扉 (扉:3-3)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし
		内壁 3-31①	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-31②	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-32	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-33	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-34	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-35	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-p)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-2-1-4-4	工事 なし
		内壁 3-36	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉:3-7)	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄		図ハ-2-1-4-4	工事 なし
		内壁 3-37①	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-o)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし
		内壁 3-37②	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-38	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし

変更後								
別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (28/33)								
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁 3-28	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-29	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-30	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋 コンクリート 扉 (扉:3-3)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし
		内壁 3-31①	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-31②	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-7')	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし
		内壁 3-32	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-33	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-34	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-35	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-p)	鉄筋 コンクリート 鉄		図ハ-2-1-4-4	工事 なし
		内壁 3-36	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁 扉 (扉:3-7)	軽量鉄骨 せっこうボード 鉄		図ハ-2-1-4-4	工事 なし
		内壁 3-37①	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:3-o')	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし
		内壁 3-37②	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし
		内壁 3-38	図ハ-1-6、図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-4	工事 なし

変更理由
既設建具の記載を適正化するため。
なお、本変更は既設建具の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更理由	<p>検査の方法を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は検査の方法の追加及び見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
------	---

変更後	<p>596</p> <p>第1-3表 建築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法 (1/4) (a. 第2加工棟：検査(既設部分))</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">検査の項目</th> <th colspan="2">検査の方法⁽¹⁾</th> <th colspan="2">判定基準⁽²⁾</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">建物</td> <td>外観</td> <td>建築物の外観を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>建築物の外観を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>建築物の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>建築物の配置を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>建築物の配置を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>建築物の配置が図ハ-1-1-1のとおりであること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>建築物の員数を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>建築物の員数を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>建築物の員数が1であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>第2加工棟の外壁面と敷地内竹林の境界との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。</td> <td>第2加工棟の外壁面と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。</td> <td>離隔距離が、図ハ-2-1-5-2に示す危険距離以上であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地業</td> <td rowspan="2">ぐり石コンクリート地業</td> <td>材料</td> <td>材料を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>ぐり石コンクリートが到達していること (N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか) を関係書類等により確認する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>支持層にぐり石コンクリートが到達していること (N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか) を関係書類等により確認する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基礎</td> <td>材料</td> <td>材料を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>材料を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>不燃性材料 (鉄筋コンクリート) であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。</td> <td>基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。</td> <td>基礎の形状、寸法及び配筋ピッチが図ハ-2-1-1-2-1-6及び図ハ-2-1-2-1-7のとおりであること。</td> <td></td> </tr> </table> <p>(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。</p> <p>(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。</p>	検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾		建物	外観	建築物の外観を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の外観を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。		配置	建築物の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の配置が図ハ-1-1-1のとおりであること。		員数	建築物の員数を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の員数を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の員数が1であること。		配置	第2加工棟の外壁面と敷地内竹林の境界との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	第2加工棟の外壁面と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-2に示す危険距離以上であること。		地業	ぐり石コンクリート地業	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	ぐり石コンクリートが到達していること (N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか) を関係書類等により確認する。		配置	支持層にぐり石コンクリートが到達していること (N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか) を関係書類等により確認する。		基礎	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料 (鉄筋コンクリート) であること。		配置	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチが図ハ-2-1-1-2-1-6及び図ハ-2-1-2-1-7のとおりであること。	
検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾																																												
建物	外観	建築物の外観を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の外観を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。																																												
	配置	建築物の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の配置が図ハ-1-1-1のとおりであること。																																												
	員数	建築物の員数を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の員数を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の員数が1であること。																																												
	配置	第2加工棟の外壁面と敷地内竹林の境界との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	第2加工棟の外壁面と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-2に示す危険距離以上であること。																																												
地業	ぐり石コンクリート地業	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	ぐり石コンクリートが到達していること (N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか) を関係書類等により確認する。																																												
		配置	支持層にぐり石コンクリートが到達していること (N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか) を関係書類等により確認する。																																													
	基礎	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料 (鉄筋コンクリート) であること。																																											
		配置	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチが図ハ-2-1-1-2-1-6及び図ハ-2-1-2-1-7のとおりであること。																																											

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	<p>596</p> <p>第1-3表 建築物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法 (1/4) (a. 第2加工棟：検査(既設部分))</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">検査の項目</th> <th colspan="2">検査の方法⁽¹⁾</th> <th colspan="2">判定基準⁽²⁾</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">建物</td> <td>外観</td> <td>建築物の外観を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>建築物の外観を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>建築物の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>建築物の配置を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>建築物の配置を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>建築物の配置が図ハ-1-1-1のとおりであること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>建築物の員数を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>建築物の員数を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>建築物の員数が1であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>第2加工棟と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。</td> <td>第2加工棟と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。</td> <td>離隔距離が、図ハ-2-1-5-2、図ハ-2-1-5-4に示す危険距離以上であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地業</td> <td rowspan="2">ぐり石コンクリート地業</td> <td>材料</td> <td>材料を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>ぐり石コンクリートが到達していること (N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか) を関係書類等により確認する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>支持層にぐり石コンクリートが到達していること (N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか) を関係書類等により確認する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基礎</td> <td>材料</td> <td>材料を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>材料を目視又は関係書類等により確認する。</td> <td>不燃性材料 (鉄筋コンクリート) であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。</td> <td>基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。</td> <td>基礎の形状、寸法及び配筋ピッチが図ハ-2-1-1-2 (1) のとおりであること。</td> <td></td> </tr> </table> <p>(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。</p> <p>(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。</p>	検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾		建物	外観	建築物の外観を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の外観を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。		配置	建築物の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の配置が図ハ-1-1-1のとおりであること。		員数	建築物の員数を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の員数を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の員数が1であること。		配置	第2加工棟と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	第2加工棟と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-2、図ハ-2-1-5-4に示す危険距離以上であること。		地業	ぐり石コンクリート地業	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	ぐり石コンクリートが到達していること (N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか) を関係書類等により確認する。		配置	支持層にぐり石コンクリートが到達していること (N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか) を関係書類等により確認する。		基礎	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料 (鉄筋コンクリート) であること。		配置	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチが図ハ-2-1-1-2 (1) のとおりであること。	
検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾																																												
建物	外観	建築物の外観を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の外観を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。																																												
	配置	建築物の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の配置が図ハ-1-1-1のとおりであること。																																												
	員数	建築物の員数を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の員数を目視又は関係書類等により確認する。	建築物の員数が1であること。																																												
	配置	第2加工棟と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	第2加工棟と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-2、図ハ-2-1-5-4に示す危険距離以上であること。																																												
地業	ぐり石コンクリート地業	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	ぐり石コンクリートが到達していること (N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか) を関係書類等により確認する。																																												
		配置	支持層にぐり石コンクリートが到達していること (N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか) を関係書類等により確認する。																																													
	基礎	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料 (鉄筋コンクリート) であること。																																											
		配置	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチを測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び配筋ピッチが図ハ-2-1-1-2 (1) のとおりであること。																																											

変更理由
 検査の方法を適正化するため。
 なお、本変更は検査の方法の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

第ハ-1-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法 (3/4) (a. 第2加工棟：検査(既設部分))

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾	
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(鉄筋コンクリート)であること。	
		配置	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ-2-1-1-9のとおりであること。	
		寸法	コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2400 kg/m ³ 以上であること。	
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 24 N/mm ² 以上であること。	
			鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ-2-1-2-25～図ハ-2-1-2-27のとおりであること。	
			屋根の厚さを測尺器又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ハ-1-1-3及び図ハ-1-1-4のとおりであること。	
開口部	扉共通	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料であること。	
		配置	扉/防火板の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5のとおりであること。	
		員数	扉/防火板の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-8のとおりであること。	
			防火戸の材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火戸が建築基準法施行令第百十二条(関連告示を含む)に定めるところのとおり、又は ≥ 100 mm以上の鉄板又は鋼板を骨組みの両面に張ったもの、又は ≥ 100 mm以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。	
		作動	常時閉鎖式の防火戸の作動を確認する。	扉を開放し手を離せば自動で閉鎖すること。	
			随時閉鎖式の防火戸の作動を確認する。	感知器に検知信号を入力した場合に自動で閉鎖すること。	
		材料	防火板の材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火板が ≥ 100 mm以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。	
		外観	エータイト扉(PAT仕様)であることを目視又は関係書類等により確認する。	エータイト扉(PAT仕様)であること。	
階段貫通部(溢水)	配管	配置	接地板の接地抵抗が、JIS A4201-1992に示すとおりであることを関係書類等により確認する。	接地板の接地抵抗が、JIS A4201-1992に示すとおり、単独接地抵抗 50Ω 以下、総合接地抵抗 10Ω 以下であること。	
			階段貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、セルタル、ジュール材、その他の不燃材料により閉止されていること。	

変更後

367

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
 (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ハ-1-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法 (3/4) (a. 第2加工棟：検査(既設部分))

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾	
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(鉄筋コンクリート)であること。	
		寸法	コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2400 kg/m ³ 以上であること。	
			屋根の厚さを測尺器又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ハ-2-1-5-1に示す遮蔽能力を有する天井の設計確認値以上であること。	
		材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料であること。	
開口部	扉共通	配置	扉/防火板の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5のとおりであること。	
		員数	扉/防火板の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-8のとおりであること。	
		材料	防火戸の材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火戸が建築基準法施行令第百十二条(関連告示を含む)に定めるところのとおり、又は ≥ 100 mm以上の鉄板又は鋼板を骨組みの両面に張ったもの、又は ≥ 100 mm以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。	
		作動	常時閉鎖式の防火戸の作動を確認する。	扉を開放し手を離せば自動で閉鎖すること。	
			随時閉鎖式の防火戸の作動を確認する。	感知器に検知信号を入力した場合に自動で閉鎖すること。	
		材料	防火板の材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火板が ≥ 100 mm以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。	
		外観	エータイト扉(PAT仕様)であることを目視又は関係書類等により確認する。	エータイト扉(PAT仕様)であること。	
		材質	扉の材質を目視又は関係書類等により確認する。	図ハ-2-1-3-48のとおり鋼製扉であること。	
梯子	梯子	外観	大型搬入口扉(扉1-6及び1-10)の外観を、目視又は関係書類等により確認する。	パッキンが固定されていること。	
		配置	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	パッキンが固定されていること。	
階段貫通部(溢水)	配管	外観	突針、むね上導体の外観を目視又は関係書類等により確認する。	使用上有害な傷及び変形がないこと。	
		員数	突針、むね上導体の員数を目視又は関係書類等により確認する。	配置が、図ハ-2-1-1-15～図ハ-2-1-1-17のとおりであること。	
		据付	接地板の接地抵抗が、JIS A4201-1992に示すとおりであることを関係書類等により確認する。	接地板の接地抵抗が、JIS A4201-1992に示すとおり、単独接地抵抗 50Ω 以下、総合接地抵抗 10Ω 以下であること。	
		外観	階段貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、セルタル、ジュール材、その他の不燃材料により閉止されていること。	
		配置	階段貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-47～図ハ-2-1-1-50のとおりであること。	

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
 (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)




367

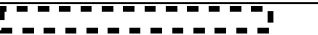


変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)				変更後				変更理由
表ニ-1-2 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容				表ニ-1-2 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容				変更内容の改造に関する記載を適正化するため。 なお、本変更は変更内容の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ストッパ・ガイドを変更・追加する。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ストッパ・ガイドを変更・追加する。	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの変更、部材の追加を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ガイドを追加する。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの変更、部材の追加を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ガイドを追加する。 <u>ストッパ1の取付ボルトを変更する。</u>	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	1台	改造 老朽化対策のため、ロボットを更新する。それに伴い架台柱脚部を短尺化する。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	1台	改造 老朽化対策のため、ロボットを更新する。それに伴い架台柱脚部を短尺化する。	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.1 —	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレットトレイ、保管容器G型及び燃料棒の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.1 —	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレットトレイ、保管容器G型及び燃料棒の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台 —	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの追加を行う。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台 —	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの追加を行う。 <u>ストッパ1及び取付ボルトを変更する。</u>	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	1台	改造 耐震補強のため、チャンバ2系統の撤去、アンカーボルトの撤去・追加、部材の撤去・追加、接合ボルトの変更・追加を行う。 使用予定のない空トレイ置台を撤去する。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	1台	改造 耐震補強のため、チャンバ2系統の撤去、アンカーボルトの撤去・追加、部材の撤去・追加、接合ボルトの変更・追加を行う。 使用予定のない空トレイ置台を撤去する。	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ —	20個	変更 なし	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ —	20個	変更 なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 運搬台車	1台	改造 耐震補強のため、レール据付ボルトの変更・追加を行う。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 運搬台車	1台	改造 耐震補強のため、レール据付ボルトの変更・追加を行う。	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加、部材の追加を行う。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加、部材の追加を行う。	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加、部材の追加を行う。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加、部材の追加を行う。	

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)				変更後				変更理由
表ニ-1-2 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容				表ニ-1-2 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容				変更内容の改造に関する記載を適正化するため。 なお、本変更は変更内容の記載の追加又は見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・変更、部材の撤去・追加、接合ボルトの変更を行う。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・変更、部材の撤去・追加、接合ボルトの変更を行う。 <u>レールの取付ボルトを変更する。</u>	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	1台	変更なし	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	1台	変更なし	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	1台	改造 耐震補強のため、部材の追加を行う。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	1台	改造 耐震補強のため、部材の追加を行う。	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A)	1台	変更なし	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2)	1台	<u>変更なし</u>	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2)	1台	<u>改造</u> <u>レールの取付ボルトを変更する。</u>	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部	1台	変更なし	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	1台	<u>変更なし</u>	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	1台	<u>改造</u> <u>ストッパ(車止め)及び取付ボルトを追加する。</u> <u>レールの取付ボルトを変更する。</u>	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	1台	変更なし	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパを追加する。	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパを追加する。	
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No.5	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパ・ガイドを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No.5	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパ・ガイドを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。	
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの変更・追加を行う。 老朽化対策のため、ロボットを更新する。	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの変更・追加を行う。 老朽化対策のため、ロボットを更新する。 <u>ガイド1、ガイド2及び取付ボルトを変更する。</u>	

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)		変更後		変更理由	
表ニ-2-2 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様		表ニ-2-2 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様		変更内容の改造に関する記載を適正化するため。 なお、本変更は変更内容の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称		
設備・機器名称 機器名	原規規発第1803284号 (平成30年3月28日付け) ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	設備・機器名称 機器名	原規規発第1803284号 (平成30年3月28日付け) ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機		
変更内容	{3002} ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	変更内容	{3002} ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部		
設置場所	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表2) に示す。) 改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (保管容器G型の落下防止のため、ガイドを追加する。)	設置場所	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表2) に示す。) 改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (保管容器G型の落下防止のため、ガイドを追加する。) 改造 (ストッパ1の取付ボルトを変更する。)		
員数	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室		
一般仕様	型式	員数	1台		
	主要な構造材	型式	チェンローラ式		
	寸法 (単位: mm)	主要な構造材	本表 (別表1) に示す。		
	その他の構成機器	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 		
	その他の性能	その他の構成機器	モータボックス		
核燃料物質の状態	最大取扱量:  (保管容器G型 5個)	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器G型 5個)		
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット		
	安全機能を有する施設の地盤	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	技術基準に基づく仕様		核燃料物質の臨界防止
	地震による損傷の防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) ⁽¹⁾	核燃料物質の臨界防止		[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下
	津波による損傷の防止	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。	安全機能を有する施設の地盤		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) ⁽¹⁾
	外部からの衝撃による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 	地震による損傷の防止		[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。また、保管容器G型を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設ける。	加工施設への人の不法な侵入等の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 		
閉じ込めの機能		閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。また、保管容器G型を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設ける。		


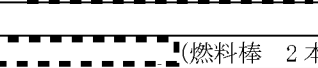
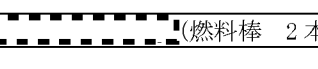


変更前 (令和3年5月24日付け 原規発第2105241号にて認可)	変更後	変更理由																								
<p>表ニ-2-2 (別表1) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>部位名</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度部材</td> <td>柱 はり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウランを取り扱う部位</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>アンカーボルト 据付ボルト 接合ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ガイド1 ガイド2 ガイド2の取付ボルト ガイド3 ガイド3の取付ボルト 設備カバー</td> <td>鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製、ポリカーボネート (難燃性)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上の強度を有する材料</p>	部位	部位名	材料	強度部材	柱 はり		ウランを取り扱う部位	—	—	その他	アンカーボルト 据付ボルト 接合ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ガイド1 ガイド2 ガイド2の取付ボルト ガイド3 ガイド3の取付ボルト 設備カバー	鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製、ポリカーボネート (難燃性)	<p>表ニ-2-2 (別表1) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>部位名</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度部材</td> <td>柱 はり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウランを取り扱う部位</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>アンカーボルト 据付ボルト 接合ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ガイド1 ガイド2 ガイド2の取付ボルト ガイド3 ガイド3の取付ボルト 設備カバー</td> <td>鋼 鋼 鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製、ポリカーボネート (難燃性)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上の強度を有する材料</p>	部位	部位名	材料	強度部材	柱 はり		ウランを取り扱う部位	—	—	その他	アンカーボルト 据付ボルト 接合ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ガイド1 ガイド2 ガイド2の取付ボルト ガイド3 ガイド3の取付ボルト 設備カバー	鋼 鋼 鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製、ポリカーボネート (難燃性)	<p>ストッパの材質を適正化するため。 なお、本変更は材質の適正化であり、は以上の強度を有することから、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
部位	部位名	材料																								
強度部材	柱 はり																									
ウランを取り扱う部位	—	—																								
その他	アンカーボルト 据付ボルト 接合ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ガイド1 ガイド2 ガイド2の取付ボルト ガイド3 ガイド3の取付ボルト 設備カバー	鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製、ポリカーボネート (難燃性)																								
部位	部位名	材料																								
強度部材	柱 はり																									
ウランを取り扱う部位	—	—																								
その他	アンカーボルト 据付ボルト 接合ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ガイド1 ガイド2 ガイド2の取付ボルト ガイド3 ガイド3の取付ボルト 設備カバー	鋼 鋼 鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製、ポリカーボネート (難燃性)																								
<p>表ニ-2-2 (別表2) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 耐震補強の項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補強項目</th> <th>関連部材</th> <th>断面等及び員数</th> <th>対応図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンカーボルトの変更</td> <td>アンカーボルト </td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">図ニ-2-2</td> </tr> <tr> <td>はりの追加</td> <td>はり </td> </tr> <tr> <td></td> <td>接合ボルト </td> </tr> </tbody> </table> <p>以上の強度を有する材料</p>	補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図	アンカーボルトの変更	アンカーボルト 		図ニ-2-2	はりの追加	はり 		接合ボルト 	<p>表ニ-2-2 (別表2) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 耐震補強の項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補強項目</th> <th>関連部材</th> <th>断面等及び員数</th> <th>対応図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンカーボルトの変更</td> <td>アンカーボルト </td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">図ニ-2-2</td> </tr> <tr> <td>はりの追加</td> <td>はり </td> </tr> <tr> <td></td> <td>接合ボルト </td> </tr> </tbody> </table> <p>以上の強度を有する材料</p>	補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図	アンカーボルトの変更	アンカーボルト 		図ニ-2-2	はりの追加	はり 		接合ボルト 	
補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図																							
アンカーボルトの変更	アンカーボルト 		図ニ-2-2																							
はりの追加	はり 																									
	接合ボルト 																									
補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図																							
アンカーボルトの変更	アンカーボルト 		図ニ-2-2																							
はりの追加	はり 																									
	接合ボルト 																									
<p>表ニ-2-2 (別表3) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>技術基準に基づく仕様</th> <th>適合性を確認するための施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</td> <td>第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>384</p>	項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設	核燃料物質の臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備	<p>表ニ-2-2 (別表3) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>技術基準に基づく仕様</th> <th>適合性を確認するための施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</td> <td>第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>384</p>	項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設	核燃料物質の臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備													
項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設																								
核燃料物質の臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備																								
項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設																								
核燃料物質の臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備																								






変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)		
表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	脱ガス設備 燃料棒トレイ置台
設備・機器名称 機器名	{3007} 燃料棒トレイ置台 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	リフター式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 5 個 (燃料棒 90 本))
核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(2)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限 <p>燃料棒装荷部</p> <p>上下方向段数: 1 段 装荷部高さ: 40 cm 以下 横方向: 無限個 装荷部の幅: 40 cm 以下 面間距離 : 30.5 cm 以上</p> <p>長さ方向: 無限長さ</p> <p>燃料棒トレイ 燃料棒列数: 18 列以下 トレイ段数: 5 段以下 トレイ上下方向ピッチ: 3.0 cm 以上</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。</p> 
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	

変更後		
表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	脱ガス設備 燃料棒トレイ置台
設備・機器名称 機器名	{3007} 燃料棒トレイ置台 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (ストッパ 1 及び取付ボルトを変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	リフター式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 5 個 (燃料棒 90 本))
核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(2)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限 <p>燃料棒装荷部</p> <p>上下方向段数: 1 段 装荷部高さ: 40 cm 以下 横方向: 無限個 装荷部の幅: 40 cm 以下 面間距離 : 30.5 cm 以上</p> <p>長さ方向: 無限長さ</p> <p>燃料棒トレイ 燃料棒列数: 18 列以下 トレイ段数: 5 段以下 トレイ上下方向ピッチ: 3.0 cm 以上</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)⁽¹⁾</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。</p> 
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	






変更内容の改造に関する記載を適正化するため。
なお、本変更は変更内容の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。






変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)		変更後		変更理由	
表ニ-7-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 仕様		表ニ-7-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 仕様		変更内容の改造に関する記載を適正化するため。 なお、本変更は変更内容の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	
許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	許可との対応	許可番号(日付) 施設名称		
	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1		原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1		
設備・機器名称 機器名	{3014} 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	設備・機器名称 機器名	{3014} 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部		
変更内容	改造(耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。)	変更内容	改造(耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。) 改造(レールの取付ボルトを変更する。)		
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室		
員数	1台	員数	1台		
一般仕様	型式	クレーン型	型式		クレーン型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。	主要な構造材		本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:(装置) (架台)	寸法(単位:mm)		概略寸法:(装置) (架台)
	その他の構成機器	架台	その他の構成機器		架台
	その他の性能	最大取扱量 (燃料棒 18本)	その他の性能		最大取扱量 (燃料棒 18本)
核燃料物質の状態	燃料棒	核燃料物質の状態	燃料棒		
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) ⁽¹⁾	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) ⁽¹⁾	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。	
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 架台をアンカーボルトで床面と壁面に固定。 ○架台 ・床面: ・床面: ・壁面: レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 架台をアンカーボルトで床面と壁面に固定。 ○架台 ・床面: ・床面: ・壁面: レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール		
	津波による損傷の防止	—	津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	外部からの衝撃による損傷の防止	—		
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—		

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)		
表ニ-9-1 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.3
設備・機器名称 機器名		{3019} 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) —
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 第2-1燃料棒加工室
員数		1台
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表 (別表1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (装置)  (架台) 
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 2本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) ⁽¹⁾
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表1) に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定。 ○架台  レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール 
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。	

変更後		
表ニ-9-1 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.3
設備・機器名称 機器名		{3019} 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) —
変更内容		改造 (レールの取付ボルトを変更する。)
設置場所		第2加工棟 第2-1燃料棒加工室
員数		1台
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表 (別表1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (装置)  (架台) 
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 2本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) ⁽¹⁾
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表1) に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定。 ○架台  レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール 
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。	

変更理由
変更内容の記載を適正化するため。
なお、本変更は変更内容の記載の見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)		
表ニ一 1 1 - 2 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付) 原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 施設名称 搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 8	
設備・機器名称 機器名	{3022} 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 燃料棒加工室 第 2 - 2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	クレーン式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (装置)  (架台) 
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量:  燃料棒 2 本)
核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1) 及び No. 2-4(6)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) ⁽¹⁾
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定。 ○架台  レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール 
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。	

変更後		
表ニ一 1 1 - 2 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 仕様		
許可との対応	許可番号 (日付) 原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 施設名称 搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 8	
設備・機器名称 機器名	{3022} 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	
変更内容	改造 (ストッパ (車止め) 及び取付ボルトを追加する。) 改造 (レールの取付ボルトを変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 燃料棒加工室 第 2 - 2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	クレーン式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (装置)  (架台) 
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 2 本)
核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1) 及び No. 2-4(6)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) ⁽¹⁾
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定。 ○架台  レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール 
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。	

変更理由
変更内容の記載を適正化するため。
なお、本変更は変更内容の記載の見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変更後	変更理由																																				
<p>表ニ-11-2 (別表1) 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部 材料一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>部位名</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度部材</td> <td>柱 (架台) はり (架台) トラス (架台) 柱 (装置) はり (装置) レール</td> <td>鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼</td> </tr> <tr> <td>ウランを取り扱う部位</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>アンカーボルト 取付ボルト ストopp (車止め) 溝型トレイ</td> <td>鋼 鋼 金属製 樹脂 (燃料棒の積載部)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上の強度を有する材料</p> <p>表ニ-11-2 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部 仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>技術基準に基づく仕様</th> <th>適合性を確認するための施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料物質の 臨界防止</td> <td>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</td> <td>第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備</td> </tr> </tbody> </table>	部位	部位名	材料	強度部材	柱 (架台) はり (架台) トラス (架台) 柱 (装置) はり (装置) レール	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼	ウランを取り扱う部位	—	—	その他	アンカーボルト 取付ボルト ストopp (車止め) 溝型トレイ	鋼 鋼 金属製 樹脂 (燃料棒の積載部)	項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設	核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備	<p>表ニ-11-2 (別表1) 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部 材料一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>部位名</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度部材</td> <td>柱 (架台) はり (架台) トラス (架台) 柱 (装置) はり (装置) レール</td> <td>鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼</td> </tr> <tr> <td>ウランを取り扱う部位</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>アンカーボルト 取付ボルト (レール) ストopp (車止め) 取付ボルト 溝型トレイ</td> <td>鋼 鋼 金属製 鋼 樹脂 (燃料棒の積載部)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*以上の強度を有する材料</p> <p>表ニ-11-2 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部 仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>技術基準に基づく仕様</th> <th>適合性を確認するための施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料物質の 臨界防止</td> <td>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</td> <td>第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備</td> </tr> </tbody> </table>	部位	部位名	材料	強度部材	柱 (架台) はり (架台) トラス (架台) 柱 (装置) はり (装置) レール	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼	ウランを取り扱う部位	—	—	その他	アンカーボルト 取付ボルト (レール) ストopp (車止め) 取付ボルト 溝型トレイ	鋼 鋼 金属製 鋼 樹脂 (燃料棒の積載部)	項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設	核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備	<p>部位及び材料の記載を適正化するため。 なお、本変更は部位及び材料の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
部位	部位名	材料																																				
強度部材	柱 (架台) はり (架台) トラス (架台) 柱 (装置) はり (装置) レール	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼																																				
ウランを取り扱う部位	—	—																																				
その他	アンカーボルト 取付ボルト ストopp (車止め) 溝型トレイ	鋼 鋼 金属製 樹脂 (燃料棒の積載部)																																				
項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設																																				
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備																																				
部位	部位名	材料																																				
強度部材	柱 (架台) はり (架台) トラス (架台) 柱 (装置) はり (装置) レール	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼																																				
ウランを取り扱う部位	—	—																																				
その他	アンカーボルト 取付ボルト (レール) ストopp (車止め) 取付ボルト 溝型トレイ	鋼 鋼 金属製 鋼 樹脂 (燃料棒の積載部)																																				
項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設																																				
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備																																				
442	442																																					

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)		変更後		変更理由	
表ニ-14-1 ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様		表ニ-14-1 ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様		変更内容の改造に関する記載を適正化するため。 なお、本変更は変更内容の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。	
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称		
	原規規発第1803284号 (平成30年3月28日付け) ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機		原規規発第1803284号 (平成30年3月28日付け) ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機		
設備・機器名称 機器名	{3026} ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	設備・機器名称 機器名	{3026} ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部		
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表2) に示す。) 改造 (老朽化対策のため、ロボットを更新する。)	変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表2) に示す。) 改造 (老朽化対策のため、ロボットを更新する。) 改造 (ガイド1、ガイド2及び取付ボルトを変更する。)		
設置場所	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	設置場所	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室		
員数	1台	員数	1台		
一般仕様	型式	コンベア式	型式		コンベア式
	主要な構造材	本表 (別表1) に示す。	主要な構造材		本表 (別表1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	寸法 (単位: mm)		概略寸法: 
	その他の構成機器	ロボット (重量約20 kg)	その他の構成機器		ロボット (重量約20 kg)
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 17個)	その他の性能		最大取扱量:  (ペレット保管容器 17個)
核燃料物質の状態	酸化ウランペレット	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット		
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(6)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) ⁽¹⁾	核燃料物質の臨界防止		[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(6)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) ⁽¹⁾
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。  ロボットを取付ボルトで設備に固定。	地震による損傷の防止		[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。  ロボットを取付ボルトで設備に固定。
	津波による損傷の防止	—	津波による損傷の防止		—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	外部からの衝撃による損傷の防止		—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	加工施設への人の不法な侵入等の防止		—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。設備カバーは、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部の設備カバーを共用する。また、ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストップ、ガイドを設ける。	閉じ込めの機能		[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。設備カバーは、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部の設備カバーを共用する。また、ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストップ、ガイドを設ける。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)

表ニ-14-1 (別表1) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ストッパ2の取付ボルト ガイド1 ガイド1の取付ボルト ガイド2 ガイド2の取付ボルト	鋼 鋼 ステンレス鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

以上の強度を有する材料

表ニ-14-1 (別表2) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの変更	アンカーボルト		図ニ-14-1
アンカーボルトの追加	アンカーボルト		

以上の強度を有する材料

表ニ-14-1 (別表3) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様
(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

変更後

表ニ-14-1 (別表1) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ストッパ2の取付ボルト ガイド1 ガイド1の取付ボルト ガイド2 ガイド2の取付ボルト	鋼 鋼 鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

以上の強度を有する材料

表ニ-14-1 (別表2) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの変更	アンカーボルト		図ニ-14-1
アンカーボルトの追加	アンカーボルト		

以上の強度を有する材料

表ニ-14-1 (別表3) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様
(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

変更理由
ストッパの材質を適正化するため。
なお、本変更は材質の適正化であり、は以上の強度を有することから、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p>5. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>工事内容を以下に示す。</p> <p>a. 改造等を実施する設備・機器</p> <p>[ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置上部、ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部、ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No. 1、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No. 1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部、第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部、第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部、第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部、燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部、ペレット検査台 No. 2、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No. 5、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No. 2]</p> <p>①耐震補強、火災対策、落下防止構造追加、高さ制限棒追加及び機器更新</p> <p>b. 変更しない設備・機器</p> <p>[燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部、燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部、燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A)、<u>燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2)</u>、燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部、<u>燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部</u>、燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部、計量設備架台 No. 9、計量設備架台 No. 10、燃料棒搬送設備 No. 9]</p> <p>①適合性の確認</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃 	<p>5. 工事の方法</p> <p>本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。</p> <p>工事内容を以下に示す。</p> <p>a. 改造等を実施する設備・機器</p> <p>[ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置上部、ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部、ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No. 1、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No. 1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部、第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部、第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部、第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部、燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部、<u>燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2)</u>、<u>燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部</u>、ペレット検査台 No. 2、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No. 5、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No. 2]</p> <p>①耐震補強、火災対策、落下防止構造追加、高さ制限棒追加及び機器更新</p> <p>b. 変更しない設備・機器</p> <p>[燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部、燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部、燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A)、燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部、燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部、計量設備架台 No. 9、計量設備架台 No. 10、燃料棒搬送設備 No. 9]</p> <p>①適合性の確認</p> <p>(1) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。 ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。 ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。 ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。 ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃 	<p>燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2)、燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部の変更内容の見直しに伴い改造等を実施する設備・機器の記載を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は改造等を実施する設備・機器の記載の見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

表へー2-2 (別表2) 燃料集合体保管ラックC型 No.2 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
既設設備の撤去	柱、はり、トラス		図へー2-2
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		
アンカーボルト追加	アンカーボルト (床)		
	アンカーボルト (壁)		
部材の追加 (区域1)	柱		
	はり		
	トラス		
部材の追加 (区域2)	柱		
	はり		
	トラス		
部材の追加 (区域3)	柱		
	はり		
	トラス		
部材の追加 (区域4)	柱		
	はり		
	トラス		
その他部材の追加	柱		
	はり		
	トラス		

*1 以上の強度を有する材料
 *2 を加工して溝形鋼とする

表へー2-2 (別表2) 燃料集合体保管ラックC型 No.2 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
既設設備の撤去	柱、はり、トラス		図へー2-2
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		
アンカーボルト追加	アンカーボルト (床)		
	アンカーボルト (壁)		
部材の追加 (区域1)	柱		
	はり		
	トラス		
部材の追加 (区域2)	柱		
	はり		
	トラス		
部材の追加 (区域3)	柱		
	はり		
	トラス		
部材の追加 (区域4)	柱		
	はり		
	トラス		
その他部材の追加	柱		
	はり		
	トラス		

*1 以上の強度を有する材料
 *2 を加工して溝形鋼とする

柱、はりの材質の記載を適正化するため。
 なお、本変更は材質の記載の適正化であり、
 との材料定数及びF値は同一であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

別表ト-4-1-1 第5廃棄物貯蔵棟の仕様

項目	主要部材	使用材料	員数	対応図
杭				図ト-4-1-5 (杭伏図) 図ト-4-1-6 (基礎図)
基礎、床				図ト-4-1-6 (基礎図)
壁				
柱				図ト-4-1-7、 図ト-4-1-8 (床伏図・屋根伏図、部材リスト)
はり				
屋根	鉄筋コンクリート			図ト-4-1-3、 図ト-4-1-4 (平面図、立面図・断面図)
	アスファルト露出防水			
鋼製の外部扉 SD-1 ⁽¹⁾				図ト-4-1-3、 図ト-4-1-9 図ト-4-1-11 (平面図、配置図、建具表、新設鋼製扉姿図・部材表)
可動ガラリ				図ト-4-1-3、 図ト-4-1-9 (平面図、配置図、建具表)

- (1) 外部扉の表面板は、 以上とする。
- (2) 建築基準法第 22 条及び H12 建設省告示第 1365 号に適合する難燃性を有している。

別表ト-4-1-2 第5廃棄物貯蔵棟 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	柱	鉄筋コンクリート
	はり	鉄筋コンクリート
	耐震壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート
	杭	鋼
	床	鉄筋コンクリート
その他	屋根	鉄筋コンクリート
	扉	鋼
	防水	アスファルト防水
	可動ガラリ	鋼板、SUS
	換気筒	鋼製

別表ト-4-1-1 第5廃棄物貯蔵棟の仕様

項目	主要部材	使用材料	員数	対応図
杭				図ト-4-1-5 (杭伏図) 図ト-4-1-6 (基礎図)
基礎、床				図ト-4-1-6 (基礎図)
壁				
柱				図ト-4-1-7、 図ト-4-1-8 (床伏図・屋根伏図、部材リスト)
はり				
屋根	鉄筋コンクリート			図ト-4-1-3、 図ト-4-1-4 (平面図、立面図・断面図)
	アスファルト露出防水			
鋼製の外部扉 SD-1 ⁽¹⁾				図ト-4-1-3、 図ト-4-1-9 図ト-4-1-11 (平面図、配置図、建具表、新設鋼製扉姿図・部材表)
可動ガラリ				図ト-4-1-3、 図ト-4-1-9 (平面図、配置図、建具表)
換気筒				図ト-4-1-4 (立面図・断面図)

- (1) 外部扉の表面板は、 以上とする。
- (2) 建築基準法第 22 条及び H12 建設省告示第 1365 号に適合する難燃性を有している。

別表ト-4-1-2 第5廃棄物貯蔵棟 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	柱	鉄筋コンクリート
	はり	鉄筋コンクリート
	耐震壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート
	杭	鋼
	床	鉄筋コンクリート
その他	屋根	鉄筋コンクリート
	扉	鋼
	防水	アスファルト防水
	可動ガラリ	鋼板、SUS
	換気筒	鋼製

換気筒の仕様を追加するため。
なお、本変更は換気筒の仕様の追加であり、火災評価に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

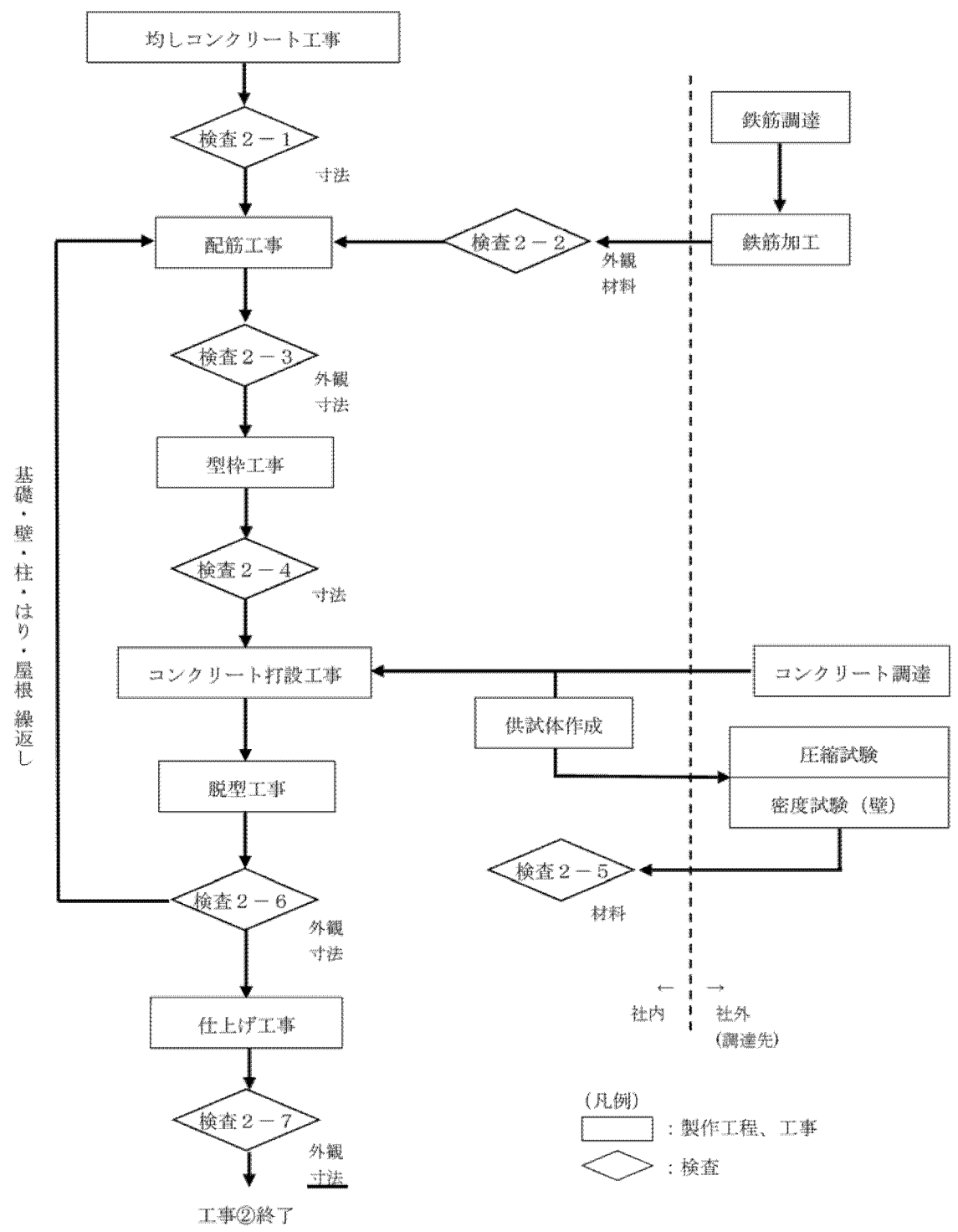
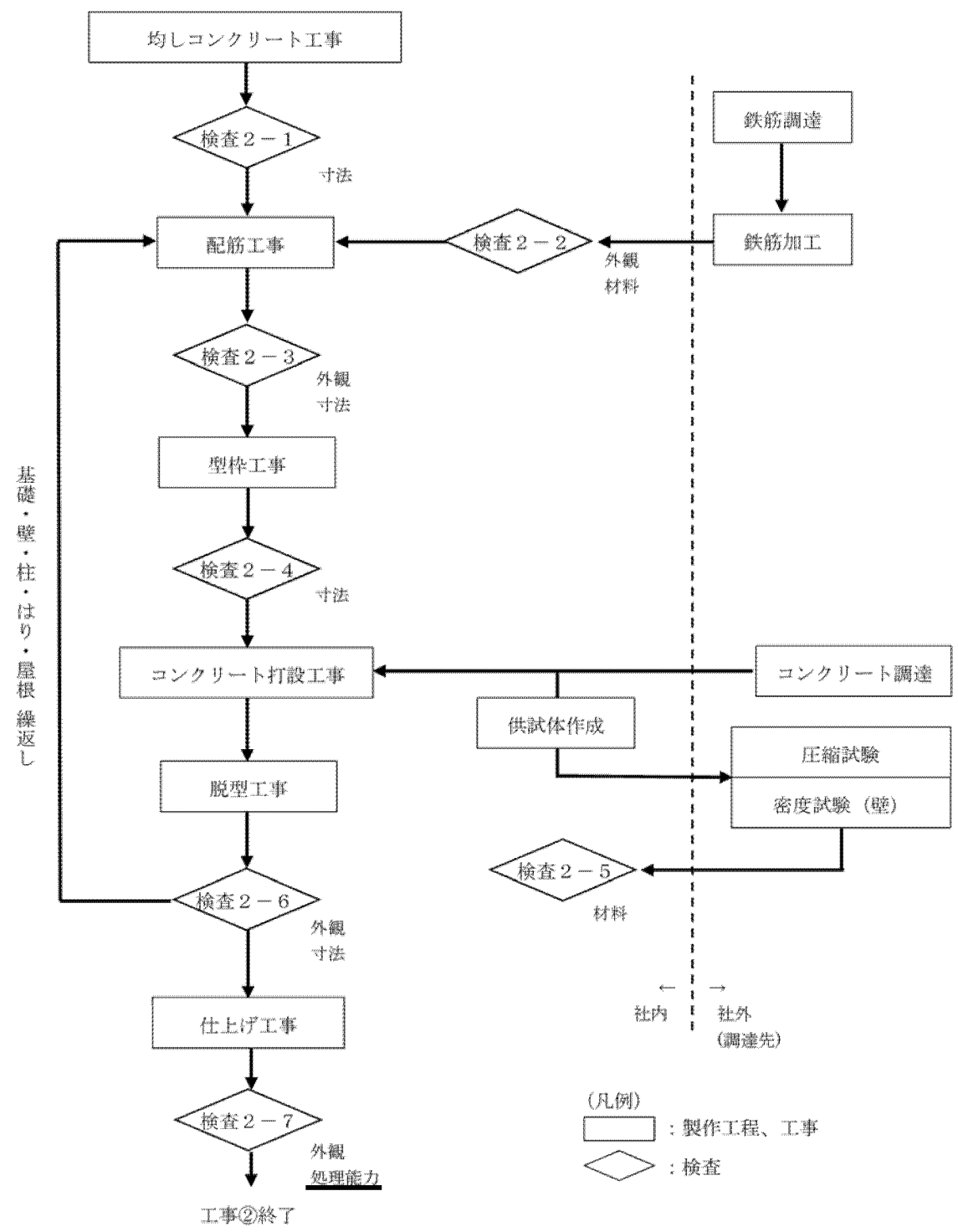
変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)

変更後

変更理由

②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事

②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事

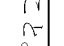


検査の方法を適正化するため。
 なお、本変更は検査の方法の見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

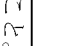
図ト-a-2-2 個別工事フロー

図ト-a-2-2 個別工事フロー

変更理由	<p>検査の方法を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は検査の方法の追加及び見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
------	---

変更後	第1ー2表 建物・構築物に係る検査の方法 (2/2)		判定基準②		
	検査の項目	検査の方法①③	判定基準②		
640	a. 第5廃棄物貯蔵棟 ②基礎・壁・柱・はり・屋根ス ラフ工事 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー、図ト-a-2 -2個別工事フロー参照)	検査2-7	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
			寸法	ピット及び会所の容積を測長又は関係書類等により算出し、確認する。	ピット及び会所の容積が  以上であること。
	a. 第5廃棄物貯蔵棟 ③屋根防水工事 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー、図ト-a-2 -3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	施工後のアスファルト防水層の外観を目視又は関係書類等により確認する。	
				外観	施工後のアスファルト防水層に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	a. 第5廃棄物貯蔵棟 ④建具工事 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー、図ト-a-2 -4個別工事フロー参照)	検査4-1	外観	扉及び可動ガラスの外観を目視又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラスの使用上有害な傷及び変形がないこと。
			材料	扉の強度部材及び可動ガラスの材質、形状を目視、測長又は関係書類等により確認する。	扉の強度部材及び可動ガラスの材質、形状が別表ト-4-1-1のとおりであること。
	全体工事フロー、図ト-a-2-4個別工事フロー参照)	検査4-1	寸法	扉及び可動ガラスの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラスの形状及び寸法が図ト-4-1-1-9~図ト-4-1-1-11のとおりであること。
			外観	設置後の扉及び可動ガラスの外観を目視又は関係書類等により確認する。	設置後の扉及び可動ガラスの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	配置	検査4-2	扉及び可動ガラスの配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラスの配置が図ト-4-1-9のとおりであること。	
			員数	扉及び可動ガラスの員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1、可動ガラスの員数が2であること。
	a. 第5廃棄物貯蔵棟 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー参照)	検査4-2	外観	第5廃棄物貯蔵棟の外壁面と敷地内竹林の境界との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-2、図ハ-2-1-5-4に示す危険距離以上であること。
			配置	第5廃棄物貯蔵棟の外壁面と火災源中心との離隔距離を測定又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-3、図ハ-2-1-5-5に示す危険限界距離以上であること。
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ケーンズル (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー、図ト-d-1 個別工事フロー参照)	検査5	材料	屋内に使用するケーンズルの種類及びその敷設状態を目視又は関係書類等により確認する。	可燃性ケーンズルであること及び金属管に収容されていること。	
		配置	第2廃棄物貯蔵棟が撤去されていることを目視又は関係書類等により確認する。	第2廃棄物貯蔵棟が撤去されていること。	

変更後

変更前	第1ー2表 建物・構築物に係る検査の方法 (2/2)		判定基準②		
	検査の項目	検査の方法①③	判定基準②		
640	a. 第5廃棄物貯蔵棟 ②基礎・壁・柱・はり・屋根ス ラフ工事 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー、図ト-a-2 -2個別工事フロー参照)	検査2-7	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
			処理能力	ピット及び会所の容積を測長又は関係書類等により算出し、確認する。	ピット及び会所の容積が  以上であること。
	a. 第5廃棄物貯蔵棟 ③屋根防水工事 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー、図ト-a-2 -3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	施工後のアスファルト防水層の外観を目視又は関係書類等により確認する。	
				外観	施工後のアスファルト防水層に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	a. 第5廃棄物貯蔵棟 ④建具工事 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー、図ト-a-2 -4個別工事フロー参照)	検査4-1	外観	扉及び可動ガラスの外観を目視又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラスの使用上有害な傷及び変形がないこと。
			材料	扉の強度部材及び可動ガラスの材質、形状を目視、測長又は関係書類等により確認する。	扉の強度部材及び可動ガラスの材質、形状が別表ト-4-1-1のとおりであること。
	全体工事フロー、図ト-a-2-4個別工事フロー参照)	検査4-1	寸法	扉及び可動ガラスの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラスの形状及び寸法が図ト-4-1-1-9~図ト-4-1-1-11のとおりであること。
			外観	設置後の扉及び可動ガラスの外観を目視又は関係書類等により確認する。	設置後の扉及び可動ガラスの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	配置	検査4-2	扉及び可動ガラスの配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラスの配置が図ト-4-1-9のとおりであること。	
			員数	扉及び可動ガラスの員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1、可動ガラスの員数が2であること。
	a. 第5廃棄物貯蔵棟 (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー参照)	検査5	外観	第5廃棄物貯蔵棟の外観を目視又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-2、図ハ-2-1-5-4に示す危険距離以上であること。
			配置	第5廃棄物貯蔵棟と爆発源中心との離隔距離を測定又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-3、図ハ-2-1-5-5に示す危険限界距離以上であること。
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ケーンズル (図ト-a-1、図ト-a-2 全体工事フロー、図ト-d-1 個別工事フロー参照)	検査5	材料	屋内に使用するケーンズルの種類及びその敷設状態を目視又は関係書類等により確認する。	可燃性ケーンズルであること及び金属管に収容されていること。	
		配置	第2廃棄物貯蔵棟が撤去されていることを目視又は関係書類等により確認する。	第2廃棄物貯蔵棟が撤去されていること。	

変更前

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)						変更後						変更理由
表リ-2-1 (1/2) 建物の付属設備						表リ-2-1 (1/2) 建物の付属設備						誘導灯の個数を適正化するため。 なお、本変更は誘導灯の個数を追加するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) ⁽³⁾	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) ⁽³⁾	
{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ⁽¹⁾	改造 (全数取替え)	1式 (66台)	器具本体 (スピーカ)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-9	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ⁽¹⁾	改造 (全数取替え)	1式 (66台)	器具本体 (スピーカ)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-9	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	改造 (再据付け)	1式 (1台)	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-9 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	改造 (再据付け)	1式 (1台)	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-9 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	改造 (一部取替え、一部移設、残り再据付け)	1式 (15台)	器具本体 (PHS アンテナ) ⁽⁴⁾ 、配線、所内携帯電話機 (PHS)	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	改造 (一部取替え、一部移設、残り再据付け)	1式 (15台)	器具本体 (PHS アンテナ) ⁽⁴⁾ 、配線、所内携帯電話機 (PHS)	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	変更なし	1式 (23台)	器具本体 (固定電話機)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	変更なし	1式 (23台)	器具本体 (固定電話機)、配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) ⁽¹⁾	改造 (一部取替え・型式変更、追加、移設 ⁽⁵⁾ 、変更なし ⁽⁵⁾ 、残り再据付け)	1式 (熱感知器 (スポット型): 280台 煙感知器 (スポット型): 90台 発信機: 11台)	器具本体 ⁽⁴⁾ 、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-11	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) ⁽¹⁾	改造 (一部取替え・型式変更、追加、移設 ⁽⁵⁾ 、変更なし ⁽⁵⁾ 、残り再据付け)	1式 (熱感知器 (スポット型): 280台 煙感知器 (スポット型): 90台 発信機: 11台)	器具本体 ⁽⁴⁾ 、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-11	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	改造 (再据付け)	1式 (受信機: 1台 (P型受信機))	受信機本体、バッテリー、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-11 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	改造 (再据付け)	1式 (受信機: 1台 (P型受信機))	受信機本体、バッテリー、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-11 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8010} 消火設備 消火器	増設 (一部移設、追加)	1式 (ABC粉末消火器 10型: 102本 ABC粉末消火器 50型: 17本 BC粉末消火器 20型: 19本 金属火災用消火器: 3本 二酸化炭素消火器: 1本 乾燥砂 (消火用): 2個)	消火器	図リ-2-1-4-1~ 図リ-2-1-4-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8010} 消火設備 消火器	増設 (一部移設、追加)	1式 (ABC粉末消火器 10型: 102本 ABC粉末消火器 50型: 17本 BC粉末消火器 20型: 19本 金属火災用消火器: 3本 二酸化炭素消火器: 1本 乾燥砂 (消火用): 2個)	消火器	図リ-2-1-4-1~ 図リ-2-1-4-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8027} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8027} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8029} 緊急設備 非常用照明 ⁽¹⁾	改造 (全数取替え)	1式 (94台)	器具本体 ⁽⁴⁾ 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8029} 緊急設備 非常用照明 ⁽¹⁾	改造 (全数取替え)	1式 (94台)	器具本体 ⁽⁴⁾ 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8029-4} 緊急設備 誘導灯 ⁽¹⁾	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	1式 (75台)	器具本体 ⁽⁴⁾ 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	{8029-4} 緊急設備 誘導灯 ⁽¹⁾	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	1式 (78台)	器具本体 ⁽⁴⁾ 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)	
{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	撤去	1式 (熱感知器 (スポット型、防爆型): 1台)	—	—	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)	{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	撤去	1式 (熱感知器 (スポット型、防爆型): 1台)	—	—	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)	

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)			変更後			変更理由
第リー2表 設備・機器に係る検査の方法			第リー2表 設備・機器に係る検査の方法			検査の方法を適正化するため。 なお、本変更は検査の方法の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
検査の項目	検査の方法 ⁽¹⁾	判定基準	検査の項目	検査の方法 ⁽¹⁾	判定基準	
外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。	①使用上有害な傷及び変形がないこと。	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。	①使用上有害な傷及び変形がないこと。	
	②機器が防爆仕様であることを関係書類等により確認する。	②防爆型であること。		②機器が防爆仕様であることを関係書類等により確認する。	②防爆型であること。	
	③撤去する設備・機器を目視又は関係書類等により確認する。	③設備・機器が撤去済みであること。		③撤去する設備・機器を目視又は関係書類等により確認する。	③設備・機器が撤去済みであること。	
	④第5廃棄物貯蔵棟外壁面のケーブル又は金属管が貫通する箇所を目視又は関係書類等により確認する。	④貫通する箇所を耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもの又はモルタルその他の不燃材料で施行していること。		④第5廃棄物貯蔵棟外壁面のケーブル又は金属管が貫通する箇所を目視又は関係書類等により確認する。	④貫通する箇所を耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもの又はモルタルその他の不燃材料で施行していること。	
配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。	①配置が各設備の配置図のとおりであること。	配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。	①配置が各設備の配置図のとおりであること。	
員数	①員数を目視又は関係書類等により確認する。	①表リー2-1の員数のとおりであること。	員数	①員数を目視又は関係書類等により確認する。	①表リー2-1の員数のとおりであること。	
据付	①据付状況を目視により確認する。	①建物の壁、柱、はり、屋根、床等に筐体をボルト等で固定していること。	据付	①据付状況を目視又は関係書類等により確認する。	①建物の壁、柱、はり、屋根、床等に筐体をボルト等で固定していること。	
系統	①非常用電源系統に接続されていることを目視又は関係書類等により確認する。	①非常用電源系統に接続していること。	系統	①非常用電源系統に接続されていることを目視又は関係書類等により確認する。	①非常用電源系統に接続していること。	
	②分電盤に配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。	②分電盤に配線用遮断器を設けていること。		②分電盤に配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。	②分電盤に配線用遮断器を設けていること。	
作動	①電源の遮断後、40秒以上バッテリーにより点灯又は動作することを確認する。	①電源遮断後、40秒以上バッテリーにより点灯又は動作していること。	作動	①電源の遮断後、40秒以上バッテリーにより点灯又は動作することを確認する。	①電源遮断後、40秒以上バッテリーにより点灯又は動作していること。	
	②作動試験を行い、正常に作動することを確認する。	②正常に作動すること。		②作動試験を行い、正常に作動することを確認する。	②正常に作動すること。	
	③アンプに付属するマイクを使用して作動試験を行い、正常に作動することを確認する。	③正常に作動すること。		③アンプに付属するマイクを使用して作動試験を行い、正常に作動することを確認する。	③正常に作動すること。	
	④作動する警戒区域を②の作動試験により確認する。	④配置図のとおり警戒区域で作動すること。		④作動する警戒区域を②の作動試験により確認する。	④配置図のとおり警戒区域で作動すること。	
<p>(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。</p> <p>今回の申請において一部仮移設する設備・機器（消火設備 屋外消火栓配管）は次回以降の設工認申請により実施する新規制基準対応工事により再設置し、その適合性を確認するが、仮移設中においてもその安全機能を維持するため、以下に示す確認を行う。</p> <p>＊消火設備 屋外消火栓配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備・機器の外観（有害な傷等のないこと、配管に保温材を巻きつける措置を講じていること、埋設部の仕様が公共建築工事標準仕様書に従ったものであること）を目視又は関係書類等⁽¹⁾により確認する。 ・設備・機器の配置（配置が図リー2-1-5-1のとおりであること）を目視又は関係書類等⁽¹⁾により確認する。 ・設備・機器の員数（屋外消火栓配管一式）を目視又は関係書類等⁽¹⁾により確認する。 ・作動状況（正常に作動する）を関係書類等⁽¹⁾又は作動試験を行うことにより確認する。 ・非常用電源設備から供給する電源で作動する（正常に作動する）ことを関係書類等⁽¹⁾又は作動試験により確認する。 <p>(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。</p>			<p>(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。</p> <p>今回の申請において一部仮移設する設備・機器（消火設備 屋外消火栓配管）は次回以降の設工認申請により実施する新規制基準対応工事により再設置し、その適合性を確認するが、仮移設中においてもその安全機能を維持するため、以下に示す確認を行う。</p> <p>＊消火設備 屋外消火栓配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備・機器の外観（有害な傷等のないこと、配管に保温材を巻きつける措置を講じていること、埋設部の仕様が公共建築工事標準仕様書に従ったものであること）を目視又は関係書類等⁽¹⁾により確認する。 ・設備・機器の配置（配置が図リー2-1-5-1のとおりであること）を目視又は関係書類等⁽¹⁾により確認する。 ・設備・機器の員数（屋外消火栓配管一式）を目視又は関係書類等⁽¹⁾により確認する。 ・作動状況（正常に作動する）を関係書類等⁽¹⁾又は作動試験を行うことにより確認する。 ・非常用電源設備から供給する電源で作動する（正常に作動する）ことを関係書類等⁽¹⁾又は作動試験により確認する。 <p>(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。</p>			
736			736			

変更理由
 燃料棒搬送設備 No.3
 燃料棒移載装置 (2)、
 燃料棒搬送設備 No.8
 燃料棒移載 No.8-1 部
 の変更内容の見直しに
 伴い工事工程の記載を
 適正化するため。
 なお、本変更は記載の
 追加であり、適合性評
 価への影響はなく、加
 工施設の保全上支障の
 ない変更である。

変更後

表 737
 表 工事工程表
 □: 工事 △: 使用前事業者検査 (当該施設) ▽: 使用前事業者検査 (加工施設の性能検査)

設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	変更なし			▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	変更なし			▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A)	変更なし			▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A)	改造		△	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (2)	改造		△	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	変更なし			▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)

表 737
 表 737
 表 工事工程表
 □: 工事 △: 使用前事業者検査 (当該施設) ▽: 使用前事業者検査 (加工施設の性能検査)

設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	変更なし			▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	変更なし			▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A)	変更なし			▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A)	改造		△	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (2)	変更なし			▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1 部	変更なし			▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	変更なし			▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部	改造		△	▽

変更理由

燃料棒搬送設備 No.3
燃料棒移載装置(2)、
燃料棒搬送設備 No.8
燃料棒移載 No.8-1 部
の変更内容を適正化する
ため。
なお、本変更は変更内
容の記載の見直しであ
り、適合性評価への影
響はなく、加工施設の
保全上支障のない変更
である。

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注) 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。

建物・構造物 の区分	施設区分	設置場所	建物・構造物名称 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準項目											その他													
						第一 条 安 重	第二 条 脚 界	第三 条 窓 密	第四 条 閉 じ 込 め	第五 条 火 災 等	第六 条 地 盤	第七 条 地 震	第八 条 津 波	第九 条 外 部 塵	第十 条 不 法 侵 入	第十 一 条 浸 水		第十 二 条 操 機 作	第十 三 条 運 搬 路 線	第十 四 条 安 全 保 護	第十 五 条 設 計 運 轉 事 故	第十 六 条 貯 蔵	第十 七 条 塵 塵	第十 八 条 放 射	第十 九 条 監 視	第二十 条 非 常 停 機	第二十 一 条 運 送 途 線	第二十 二 条 重 大 事 故		
—	装置施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工 室	燃料棒搬送設備 No.2燃料棒移載装 置(A)	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	装置施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工 室	燃料棒搬送設備 No.3燃料棒移載装 置(B)	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	装置施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工 室	燃料棒搬送設備 No.8	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

変更後

16L

添1表1 本申請の対象とする加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注) 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。

建物・構造物 の区分	施設区分	設置場所	建物・構造物名称 設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準項目											その他													
						第一 条 安 重	第二 条 脚 界	第三 条 窓 密	第四 条 閉 じ 込 め	第五 条 火 災 等	第六 条 地 盤	第七 条 地 震	第八 条 津 波	第九 条 外 部 塵	第十 条 不 法 侵 入	第十 一 条 浸 水		第十 二 条 操 機 作	第十 三 条 運 搬 路 線	第十 四 条 安 全 保 護	第十 五 条 設 計 運 轉 事 故	第十 六 条 貯 蔵	第十 七 条 塵 塵	第十 八 条 放 射	第十 九 条 監 視	第二十 条 非 常 停 機	第二十 一 条 運 送 途 線	第二十 二 条 重 大 事 故		
—	装置施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工 室	燃料棒搬送設備 No.2燃料棒移載装 置(A)	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	装置施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工 室	燃料棒搬送設備 No.3燃料棒移載装 置(B)	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	装置施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工 室	燃料棒搬送設備 No.8	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6	—	—	5-1 5-3 5-15 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	—	—	11-1 11-10 11-20	12-1	14-1 14-2 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

変更前(令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)

16L

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

Table with columns for equipment specifications (e.g., 10.1-F1, 11.1-F1) and compliance status (Yes/No). Includes sub-captions like '添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)'.

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

Table with columns for equipment specifications (e.g., 10.1-F1, 11.1-F1) and compliance status (Yes/No). Includes sub-captions like '添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)'.

燃料棒トレイ置台の変更内容の追加に伴い適合性確認結果の記載を適正化するため。
なお、本変更は適合性確認結果の記載の見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

Table with columns for '変更前' (Before Change) and '変更後' (After Change). It includes a table for '添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)' and a table for '添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)'. The tables list various equipment and their compliance status with technical standards.

Table with columns for '変更前' (Before Change) and '変更後' (After Change). It includes a table for '添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)' and a table for '添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)'. The tables list various equipment and their compliance status with technical standards.

燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2)の変更内容の見直しに伴い適合性確認結果の記載を適正化するため。なお、本変更は適合性確認結果の記載の見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (設備・機器)

Table with columns for construction items, specifications, and compliance status. Includes a large table for compliance with technical standards and a smaller table for equipment specifications.

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果(設備・機器)

(注) 1.当該設備に該当しないもの。 2.当該設備に該当し、改訂後追加の工事を実施しないもの。 3.当該設備に該当し、改訂後追加の工事を実施するもの。 4.当該設備に該当し、改訂後追加の工事を実施するもの。 5.改訂後追加の工事を実施するもの。 6.改訂後追加の工事を実施するもの。 7.改訂後追加の工事を実施するもの。 8.改訂後追加の工事を実施するもの。 9.改訂後追加の工事を実施するもの。 10.改訂後追加の工事を実施するもの。

Table with columns for construction items, specifications, and compliance status. Includes a large table for compliance with technical standards and a smaller table for equipment specifications.

(注) 1.当該設備に該当しないもの。 2.当該設備に該当し、改訂後追加の工事を実施しないもの。 3.当該設備に該当し、改訂後追加の工事を実施するもの。 4.当該設備に該当し、改訂後追加の工事を実施するもの。 5.改訂後追加の工事を実施するもの。 6.改訂後追加の工事を実施するもの。 7.改訂後追加の工事を実施するもの。 8.改訂後追加の工事を実施するもの。 9.改訂後追加の工事を実施するもの。 10.改訂後追加の工事を実施するもの。

燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部の変更内容の見直しに伴い適合性確認結果の記載を適正化するため。 なお、本変更は適合性確認結果の記載の見直しであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

添2表1-2 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果(設備・機器)

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)

966

階 部位 部位 位置 番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び 寸法 (mm)	図 番 号	工 事 内 容	添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (17/44)												備 考
							四 条	六 条	八 条	九 条	十 条	十 条 六 号	十 一 条	十 二 条	十 二 条	備 考			
内壁-1-37	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-38	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-39	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-40	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-41	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-42	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-43	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-44	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-45	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-46	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-47	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (17/44)

変更後

966

階 部位 部位 位置 番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び 寸法 (mm)	図 番 号	工 事 内 容	添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (17/44)												備 考
							四 条	六 条	八 条	九 条	十 条	十 条 六 号	十 一 条	十 二 条	十 二 条	備 考			
内壁-1-37	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-38	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-39	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-40	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-41	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-42	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-43	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-44	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-45	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-46	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	
内壁-1-47	図ハ-1-1、図ハ-1-2 第2加工棟 耐火壁参照	防火区画境界 耐火壁参照	鉄筋コンクリート	図ハ-1-1	工事なし	耐火1次	耐火2次	蓄熱F1	蓄熱F3	警・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	避難	

添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (17/44)

変更理由

壁の仕様を適正化するため。
 なお、当該壁は火災区画以外の安全機能はなく、コンクリートブロック壁は火災区画境界として必要な耐火性能は確保できていることから、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更理由	
燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1 部 架台の耐震計算モデル の適正化に伴い耐震計 算結果の部材の検定比 を見直すため。 また、ペレット編成挿入 機No.2-1 ペレット保 管箱搬送部の図面の適 正化に伴い耐震計算結 果の固有振動数及び部 材とアンカーボルトの 検定比を見直すため。 なお、本変更により検 定比が1を超えること はないため、適合性評 価への影響はなく、加 工施設の保全上支障の ない変更である。	

表8 耐震計算結果 (2/4)

設備・機器	耐震重要度 分類	設置階	水平震度	固有振動数 (Hz)	剛柔判 定	積載物の高さに よるモーメント 考慮	検定比		仕様表	基本図面
							部材	アンカーボルト		
燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2)	架台 装置 レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-9-1	図ニ-9-1
ペレット検査台 No.2	レベル	第2類	2階	1.0	柔	有	有		表ニ-10-1	図ニ-10-1
燃料棒搬送設備 No.8	架台 装置 レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-11-1	図ニ-11-1
燃料棒移載 No.8-1 部	架台 装置 レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-11-2	図ニ-11-2
燃料棒移載 No.8-2 部	架台 装置 レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-11-3	図ニ-11-3
ペレット一時保管台	レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-12-1	図ニ-12-1
ペレット検査装置 No.5	レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-13-1	図ニ-13-1
ペレット編成挿入機 No.2-1	レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-14-1	図ニ-14-1
燃料棒解体装置 No.2	レベル	第2類	2階	1.0	柔	有	有		表ニ-14-2	図ニ-14-2
計量設備架台 No.9	レベル	第2類	2階	1.0	剛	有	有		表ニ-15-1	図ニ-15-1
計量設備架台 No.10	レベル	第2類	2階	0.3	剛	有	有		表ニ-16-1	図ニ-16-1
燃料棒搬送設備 No.9 本体	燃料棒表面汚染検査装置	第2類*	2階	1.0	柔	有	有		表ニ-17-1	図ニ-17-1
燃料棒搬送設備 No.9 本体	燃料棒表面汚染検査装置	第2類*	2階	1.0	柔	有	有		表ニ-18-1	図ニ-18-1
燃料集合体保管ラックC型 No.1	燃料集合体保管ラックD型 No.1	第1類	1階	1.0	柔	無	無		表ニ-2-1	図ニ-2-1
燃料集合体保管ラックC型 No.2	燃料集合体保管ラックC型 No.2	第1類	1階	1.0	柔	無	無		表ニ-2-2	図ニ-2-2

*1 レベルは積載物に合わせて柔構造の設備として評価した。

*2 燃料棒搬送設備 No.9 本体及び燃料棒表面汚染検査装置は、耐震重要度分類第1類の第二端栓溶接設備 No.1 に隣接しているが、燃料棒搬送設備 No.9 本体及び燃料棒表面汚染検査装置は耐震重要度分類第1類に相当する水平震度1.5 であっても隣接設備への波及的影響のおそれがないことから、耐震重要度分類第2類として設計した。

表8 耐震計算結果 (2/4)

設備・機器	耐震重要度 分類	設置階	水平震度	固有振動数 (Hz)	剛柔判 定	積載物の高さに よるモーメント 考慮	検定比		仕様表	基本図面
							部材	アンカーボルト		
燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2)	架台 装置 レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-9-1	図ニ-9-1
ペレット検査台 No.2	レベル	第2類	2階	1.0	柔	有	有		表ニ-10-1	図ニ-10-1
燃料棒搬送設備 No.8	架台 装置 レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-11-1	図ニ-11-1
燃料棒移載 No.8-1 部	架台 装置 レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-11-2	図ニ-11-2
燃料棒移載 No.8-2 部	架台 装置 レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-11-3	図ニ-11-3
ペレット一時保管台	レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-12-1	図ニ-12-1
ペレット検査装置 No.5	レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-13-1	図ニ-13-1
ペレット編成挿入機 No.2-1	レベル	第1類	2階	1.5	柔	有	有		表ニ-14-1	図ニ-14-1
燃料棒解体装置 No.2	レベル	第2類	2階	1.0	柔	有	有		表ニ-14-2	図ニ-14-2
計量設備架台 No.9	レベル	第2類	2階	1.0	剛	有	有		表ニ-15-1	図ニ-15-1
計量設備架台 No.10	レベル	第2類	2階	0.3	剛	有	有		表ニ-16-1	図ニ-16-1
燃料棒搬送設備 No.9 本体	燃料棒表面汚染検査装置	第2類*	2階	1.0	柔	有	有		表ニ-17-1	図ニ-17-1
燃料棒搬送設備 No.9 本体	燃料棒表面汚染検査装置	第2類*	2階	1.0	柔	有	有		表ニ-18-1	図ニ-18-1
燃料集合体保管ラックC型 No.1	燃料集合体保管ラックD型 No.1	第1類	1階	1.0	柔	無	無		表ニ-2-1	図ニ-2-1
燃料集合体保管ラックC型 No.2	燃料集合体保管ラックC型 No.2	第1類	1階	1.0	柔	無	無		表ニ-2-2	図ニ-2-2

*1 レベルは積載物に合わせて柔構造の設備として評価した。

*2 燃料棒搬送設備 No.9 本体及び燃料棒表面汚染検査装置は、耐震重要度分類第1類の第二端栓溶接設備 No.1 に隣接しているが、燃料棒搬送設備 No.9 本体及び燃料棒表面汚染検査装置は耐震重要度分類第1類に相当する水平震度1.5 であっても隣接設備への波及的影響のおそれがないことから、耐震重要度分類第2類として設計した。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)

変更後

変更理由

2. 2. 1 火災区画の耐火性能

第2加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟の火災区画の境界は、各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計とする。

第2加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟の火災区画に係る耐火仕様を表1、表2に示す。第2加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟は1時間以上の耐火時間がある。

表2-1 第2加工棟の火災区域・火災区画の耐火仕様

部位	仕様	耐火時間	出典
鉄筋コンクリートの壁 鉄筋コンクリートの床(階段部含む。)	厚さ100 mm以上	2時間耐火構造	建設省告示第1399号 「耐火構造の構造方法を定める件」
せっこうボード(強化せっこうボードを含む)壁	LGS下地の両面に厚さ12 mm以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む)を二枚以上貼ったもの	1時間準耐火基準	国土交通省告示第195号 「1時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件」
せっこうボード(強化せっこうボードを含む)壁	LGS下地の片面に厚さ21 mm以上のせっこうボードを二枚貼ったもの	1時間耐火認定	国土交通大臣認定工法
軽量気泡コンクリートパネル(床防火区画)	厚さ100 mm以上	1時間耐火構造	建設省告示第1399号 「耐火構造の構造方法を定める件」
防火戸(特定防火設備)	骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面に厚さが0.5 mm以上の鉄板又は鋼板を貼ったもの 鉄製又は鋼製で鉄板又は鋼板の厚さが1.5 mm以上のもの	1時間加熱面以外の面に火炎を出さない構造	建設省告示第1369号 「特定防火設備の構造方法を定める件」
防火シャッター(特定防火設備)	鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが1.5 mm以上のもの	1時間加熱面以外の面に火炎を出さない構造	建設省告示第1369号 「特定防火設備の構造方法を定める件」
防火板	鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが1.5 mm以上のもの	1時間加熱面以外の面に火炎を出さない構造	— (建設省告示1369号に定める防火戸、防火シャッターの構造を参考)
防火ダンパー※6	鉄製又は鋼製で鉄板又は鋼板の厚さが1.5 mm以上のもの	1時間加熱面以外の面に火炎を出さない構造	建設省告示第2565号 「防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件」

※6 防火ダンパーは気体廃棄設備No.1と併せて次回以降申請する。

表2-2 第5廃棄物貯蔵棟の火災区画の耐火仕様

部位	仕様	耐火時間	出典
鉄筋コンクリートの壁 鉄筋コンクリートの床	厚さ100 mm以上	2時間耐火構造	建設省告示第1399号 「耐火構造の構造方法を定める件」
防火戸(特定防火設備)	骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面に厚さが0.5 mm以上の鉄板又は鋼板を貼ったもの	1時間加熱面以外の面に火炎を出さない構造	建設省告示第1369号 「特定防火設備の構造方法を定める件」

2. 2. 1 火災区画の耐火性能

第2加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟の火災区画の境界は、各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計とする。

第2加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟の火災区画に係る耐火仕様を表1、表2に示す。第2加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟は1時間以上の耐火時間がある。

表2-1 第2加工棟の火災区域・火災区画の耐火仕様

部位	仕様	耐火時間	出典
鉄筋コンクリートの壁 鉄筋コンクリートの床(階段部含む。)	厚さ100 mm以上	2時間耐火構造	建設省告示第1399号 「耐火構造の構造方法を定める件」
コンクリートブロック壁	肉厚50 mm以上かつ鉄筋のかぶり厚さが40 mm以上※7	1時間耐火構造	建設省告示第1399号 「耐火構造の構造方法を定める件」
せっこうボード(強化せっこうボードを含む)壁	LGS下地の両面に厚さ12 mm以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む)を二枚以上貼ったもの	1時間準耐火基準	国土交通省告示第195号 「1時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件」
せっこうボード(強化せっこうボードを含む)壁	LGS下地の片面に厚さ21 mm以上のせっこうボードを二枚貼ったもの	1時間耐火認定	国土交通大臣認定工法
軽量気泡コンクリートパネル(床防火区画)	厚さ100 mm以上	1時間耐火構造	建設省告示第1399号 「耐火構造の構造方法を定める件」
防火戸(特定防火設備)	骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面に厚さが0.5 mm以上の鉄板又は鋼板を貼ったもの 鉄製又は鋼製で鉄板又は鋼板の厚さが1.5 mm以上のもの	1時間加熱面以外の面に火炎を出さない構造	建設省告示第1369号 「特定防火設備の構造方法を定める件」
防火シャッター(特定防火設備)	鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが1.5 mm以上のもの	1時間加熱面以外の面に火炎を出さない構造	建設省告示第1369号 「特定防火設備の構造方法を定める件」
防火板	鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが1.5 mm以上のもの	1時間加熱面以外の面に火炎を出さない構造	— (建設省告示1369号に定める防火戸、防火シャッターの構造を参考)
防火ダンパー※6	鉄製又は鋼製で鉄板又は鋼板の厚さが1.5 mm以上のもの	1時間加熱面以外の面に火炎を出さない構造	建設省告示第2565号 「防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件」

※6 防火ダンパーは気体廃棄設備No.1と併せて次回以降申請する。

※7 コンクリートブロックの肉厚、鉄筋のかぶり厚さは下図参照。

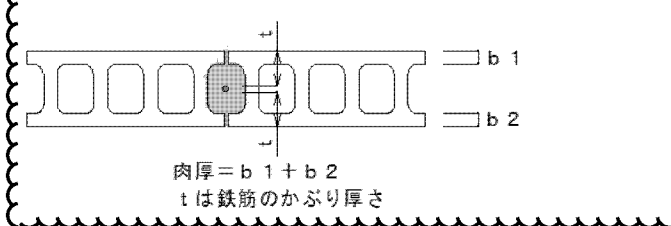


表2-2 第5廃棄物貯蔵棟の火災区画の耐火仕様

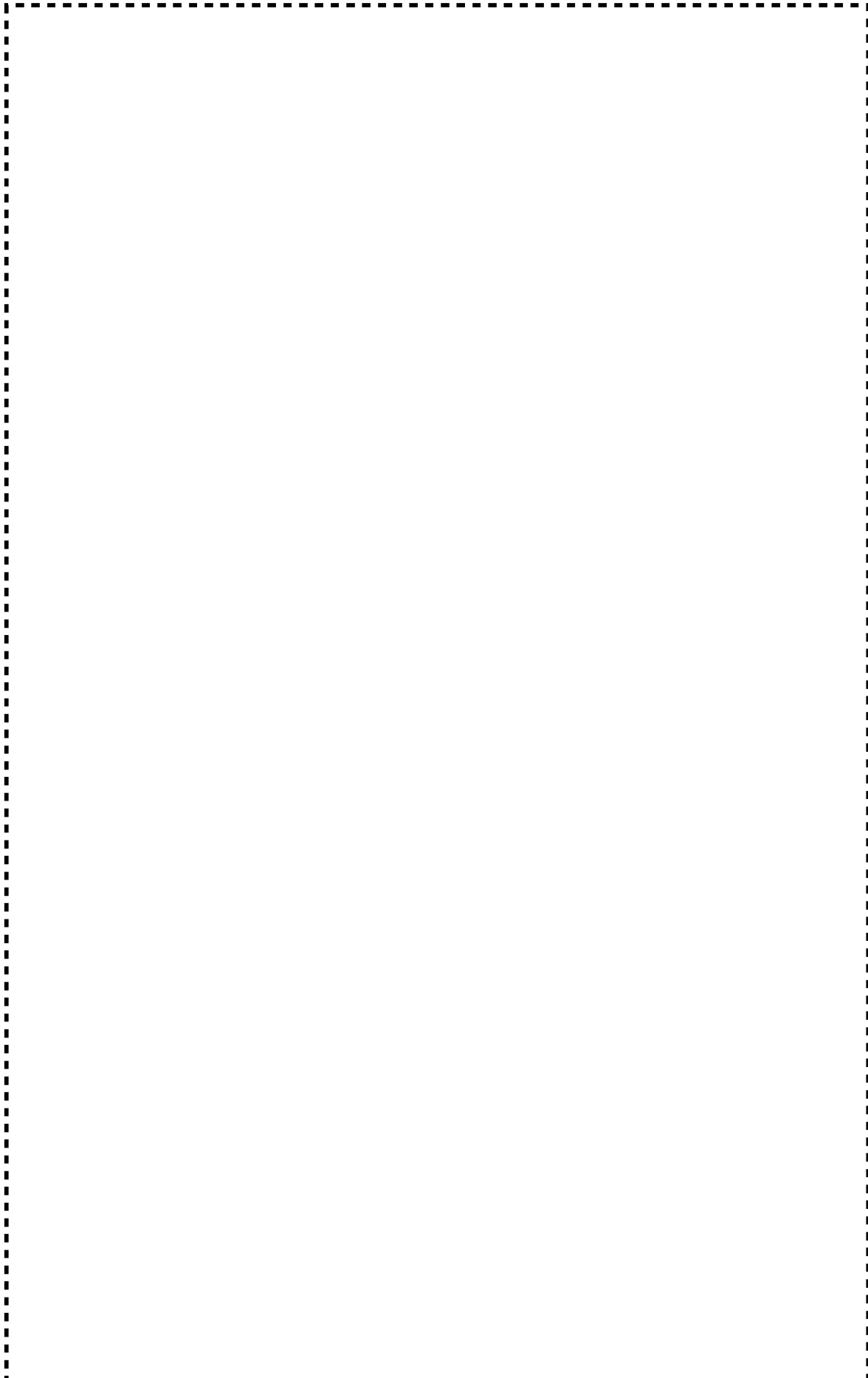
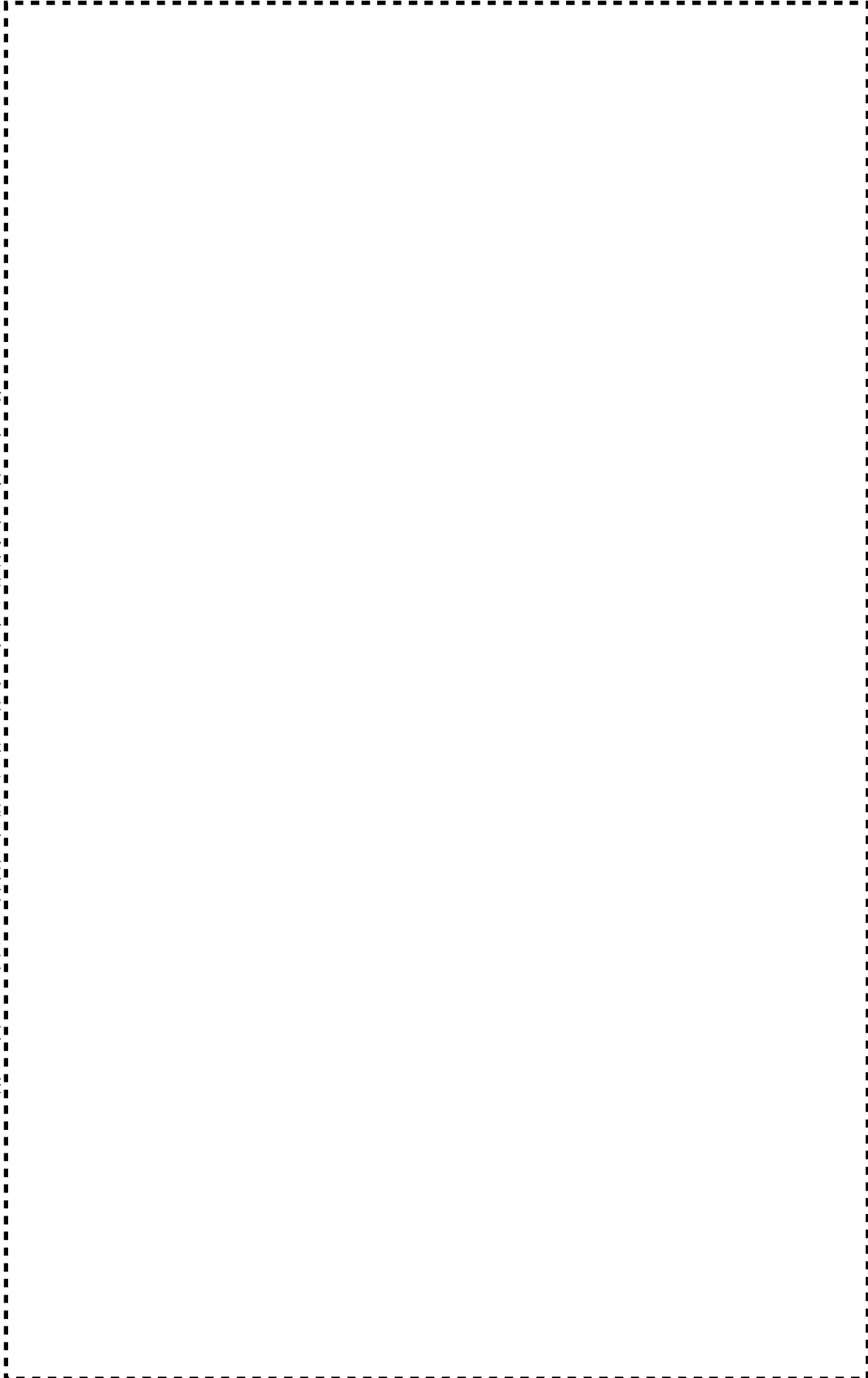
部位	仕様	耐火時間	出典
鉄筋コンクリートの壁 鉄筋コンクリートの床	厚さ100 mm以上	2時間耐火構造	建設省告示第1399号 「耐火構造の構造方法を定める件」
防火戸(特定防火設備)	骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面に厚さが0.5 mm以上の鉄板又は鋼板を貼ったもの	1時間加熱面以外の面に火炎を出さない構造	建設省告示第1369号 「特定防火設備の構造方法を定める件」

壁の仕様を適正化するため。
なお、当該壁は火災区画以外の安全機能はなく、コンクリートブロック壁は火災区画境界として必要な耐火性能は確保できていることから、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

添付 3

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">60I</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 10px auto; height: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">図ハ-Ⅱ-1 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (1階)</p>	<p style="text-align: center;">60I</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 10px auto; height: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">図ハ-Ⅱ-1 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (1階)</p>	<p>壁の仕様を適正化するため。</p> <p>なお、当該壁は火災区画以外の安全機能はなく、コンクリートブロック壁は火災区画境界として必要な耐火性能は確保できていることから、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">011</p>  <p style="text-align: center;">図ハーII-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (中2階)</p>	<p style="text-align: center;">011</p>  <p style="text-align: center;">図ハーII-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (中2階)</p>	<p>壁の仕様を適正化するため。</p> <p>なお、当該壁は火災区画以外の安全機能はなく、コンクリートブロック壁は火災区画境界として必要な耐火性能は確保できていることから、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

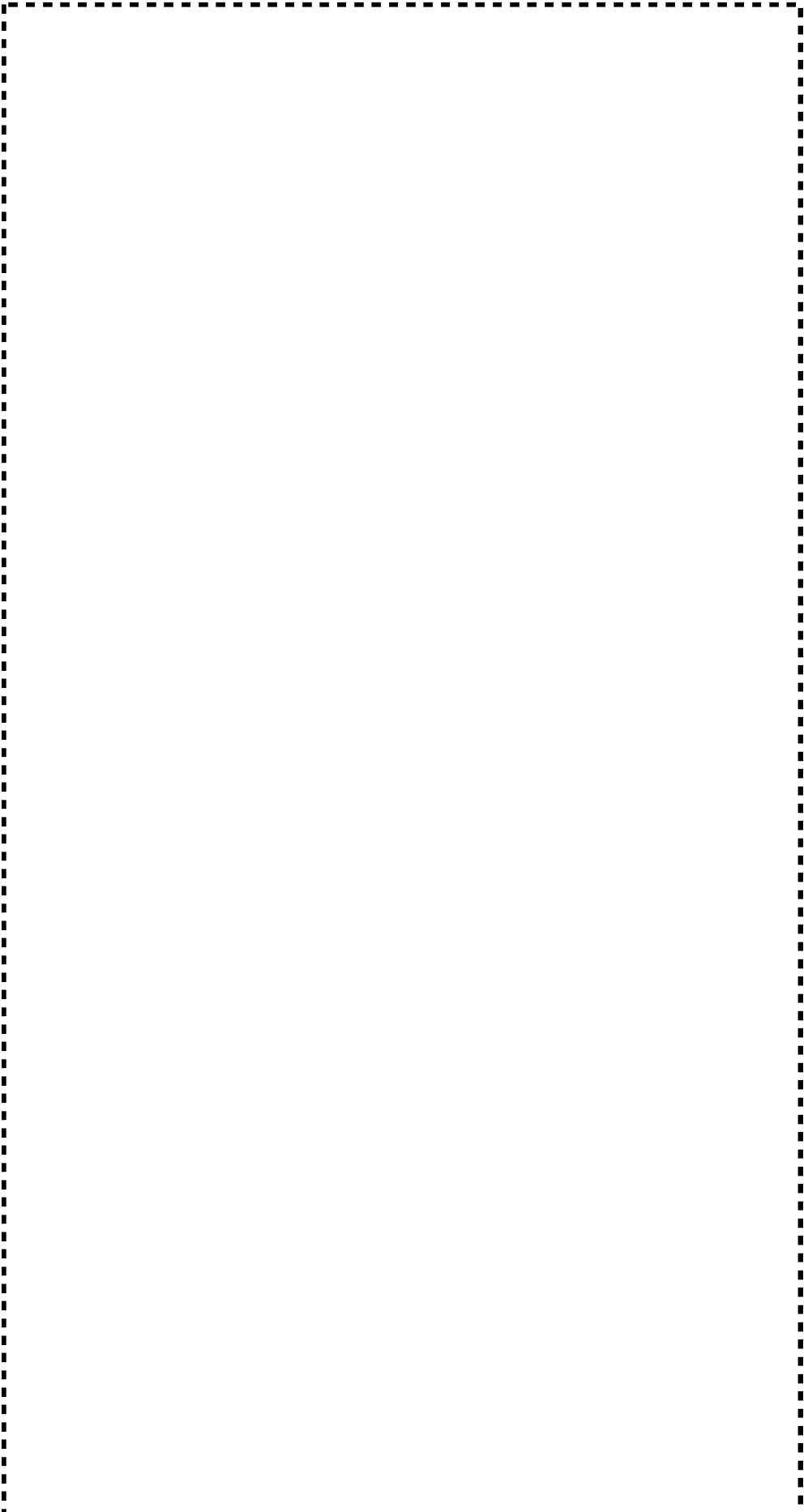
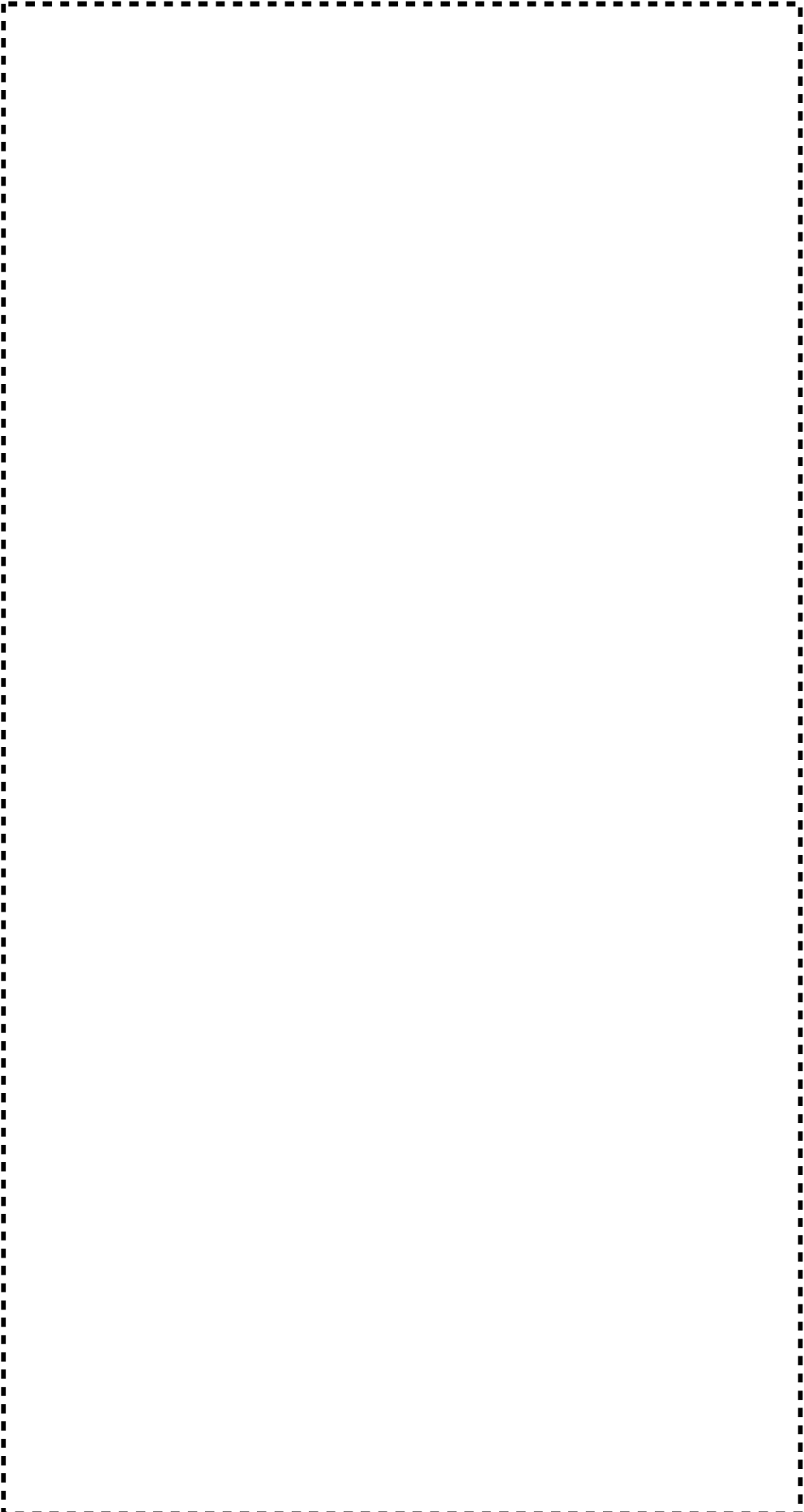
変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">123</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; min-height: 800px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; position: absolute; left: 5px; top: 200px;">図ハ-2-1-1-1-1 (9) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止-臨界隔離壁 軸組図 (C通り、D通り)</p> </div>	<p style="text-align: center;">123</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; min-height: 800px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; position: absolute; left: 5px; top: 200px;">図ハ-2-1-1-1-1 (9) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止-<u>臨界隔離壁</u> 軸組図 (C通り、D通り)</p> </div>	<p>開口部の位置を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は開口部の位置を実態に合わせて見直すものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">L3I</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-9 第2加工棟 工事概要図 (D通り軸組図) 地震による損傷の防止</p>	<p style="text-align: center;">L3I</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-9 第2加工棟 工事概要図 (D通り軸組図) 地震による損傷の防止</p>	<p>開口部の位置を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は開口部の位置を実態に合わせて見直すものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">144</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-16 第2加工棟 工事概要図 (北立面) 外部からの衝撃 (竜巻・落雷) による損傷の防止</p> 	<p style="text-align: center;">141</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-16 第2加工棟 工事概要図 (北立面) 外部からの衝撃 (竜巻・落雷) による損傷の防止</p> 	<p>扉の位置を適正化するため。 なお、本変更は扉の位置を実態に合わせて見直すものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

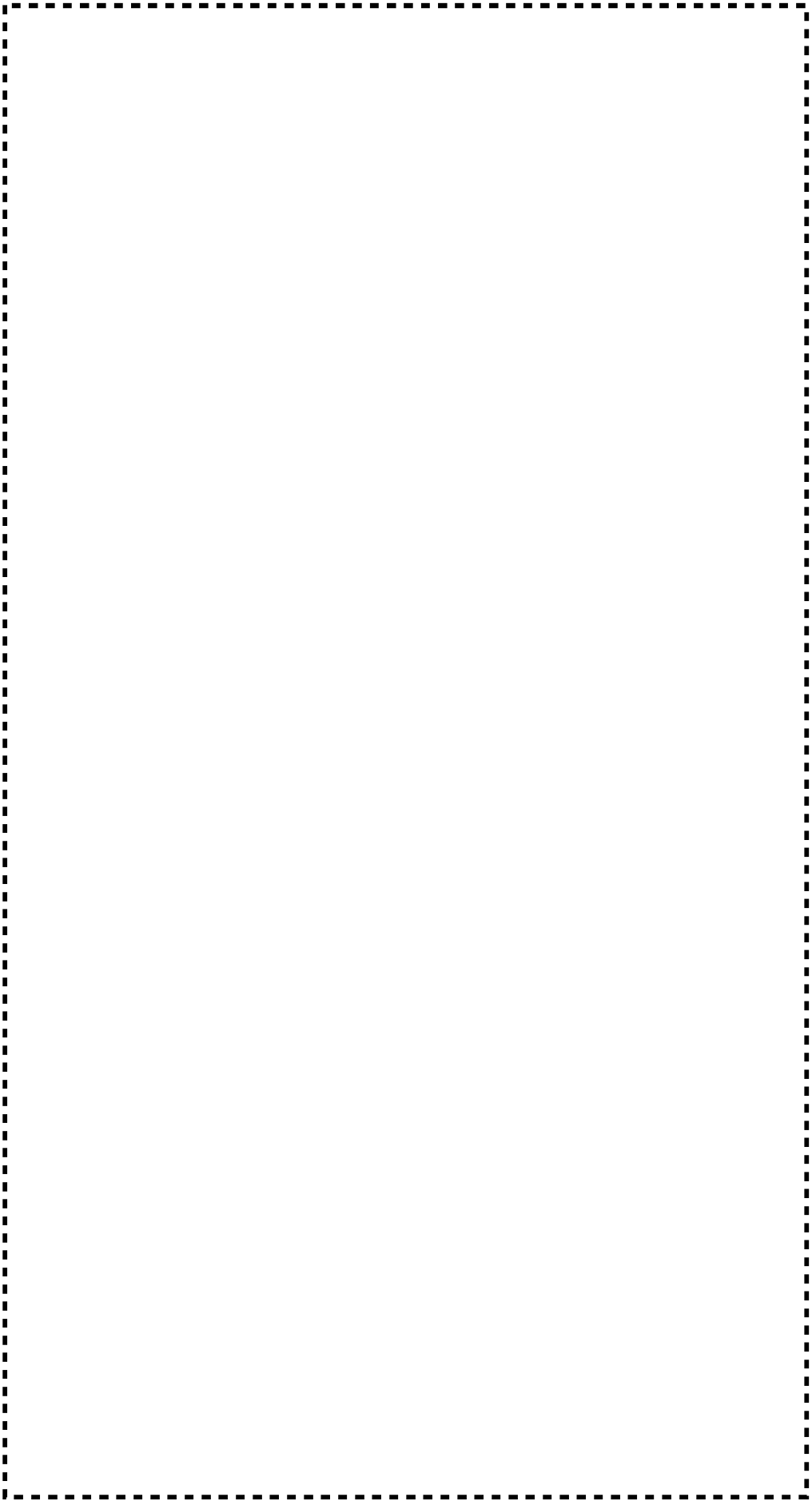
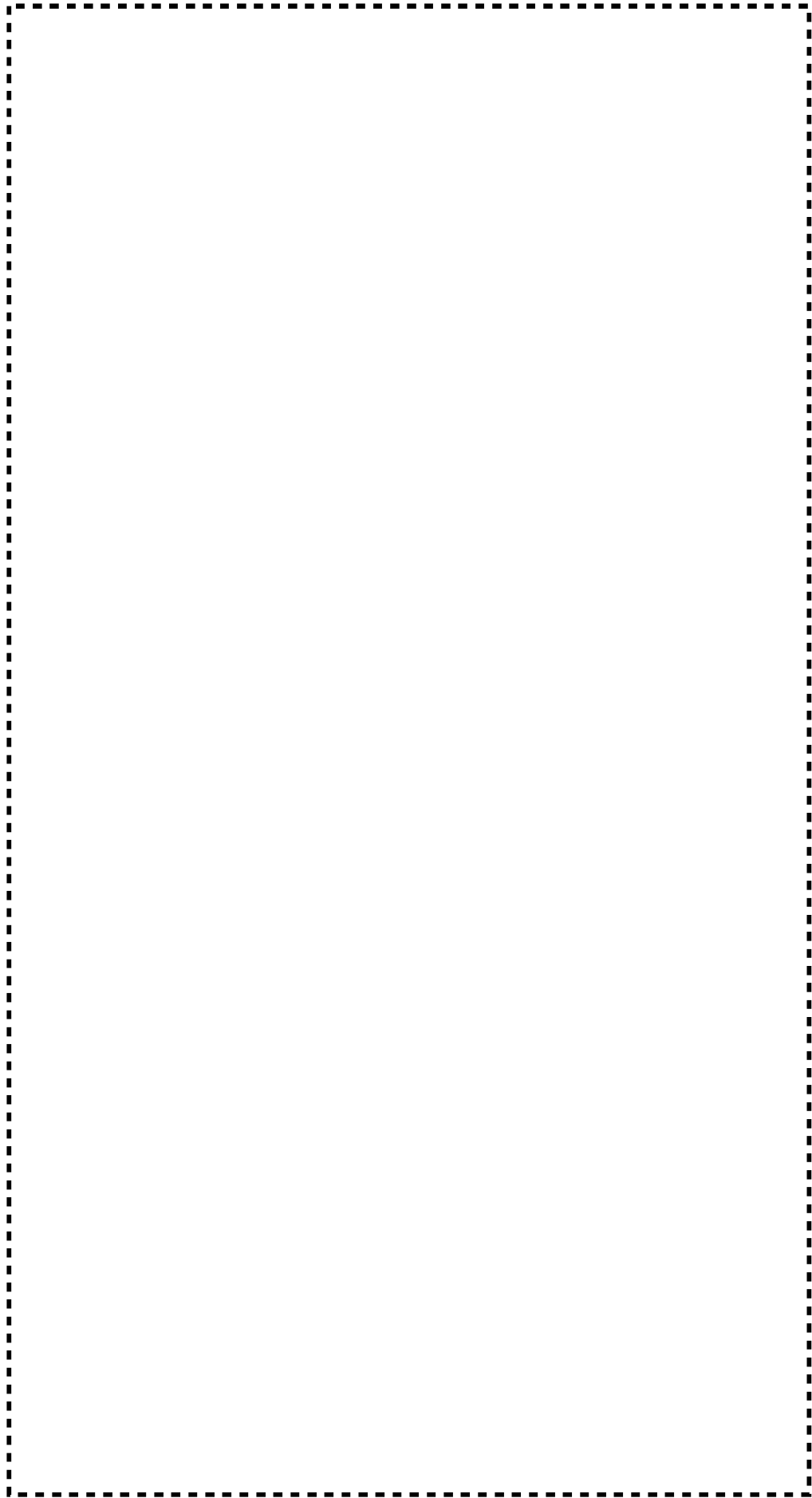
変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">99I</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-27 第2加工棟 工事概要図 (北立面) 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止</p>	<p style="text-align: center;">99I</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-27 第2加工棟 工事概要図 (北立面) 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止</p>	<p>扉の位置を適正化するため。 なお、本変更は扉の位置を実態に合わせて見直すものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

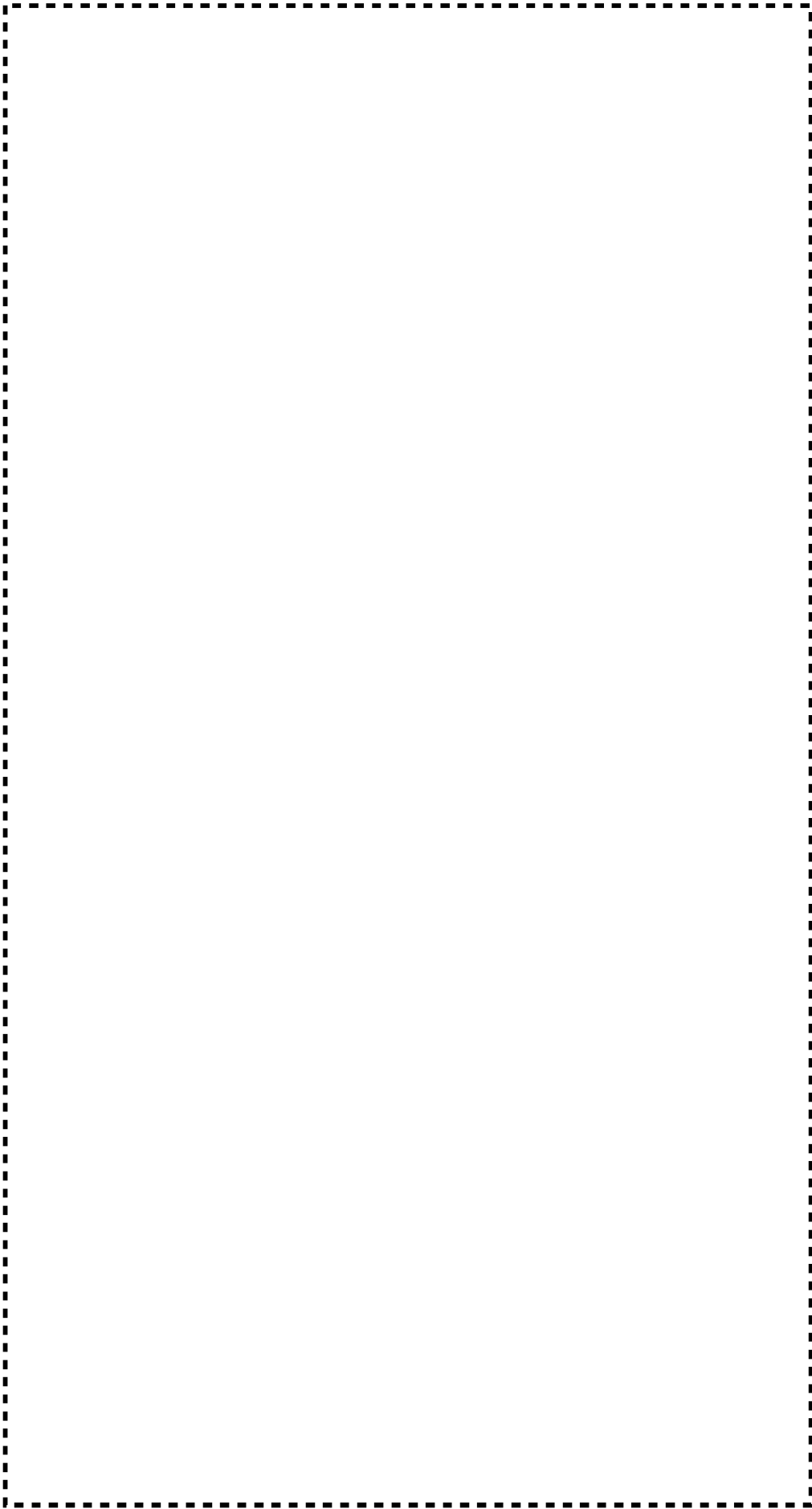
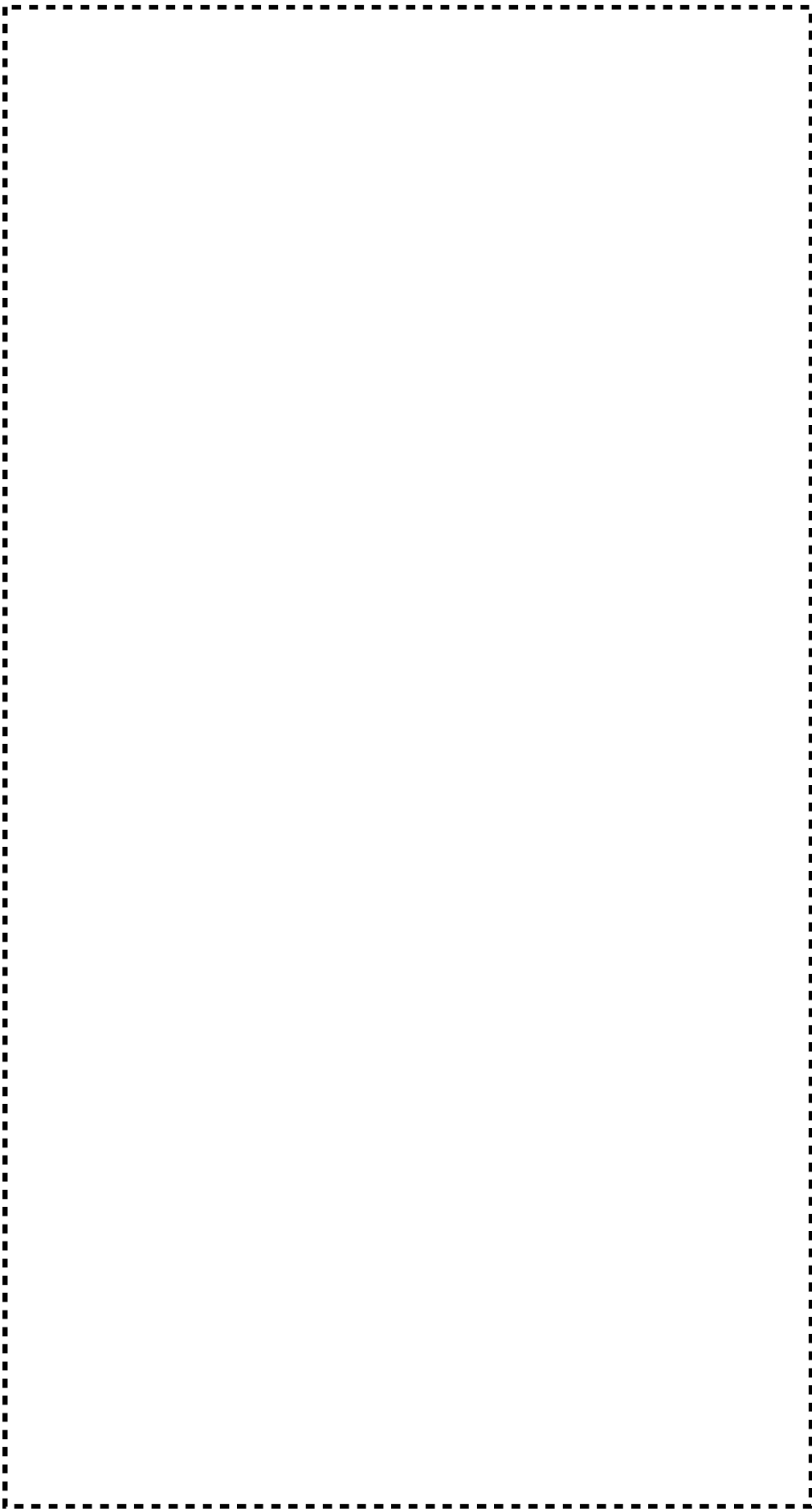
変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">89I</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-40 第2加工棟 工事概要図 (3階) 火災による損傷の防止</p>	<p style="text-align: center;">89I</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-40 第2加工棟 工事概要図 (3階) 火災による損傷の防止</p>	<p>既設建具の記載を適正化するため。 なお、本変更は既設建具の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

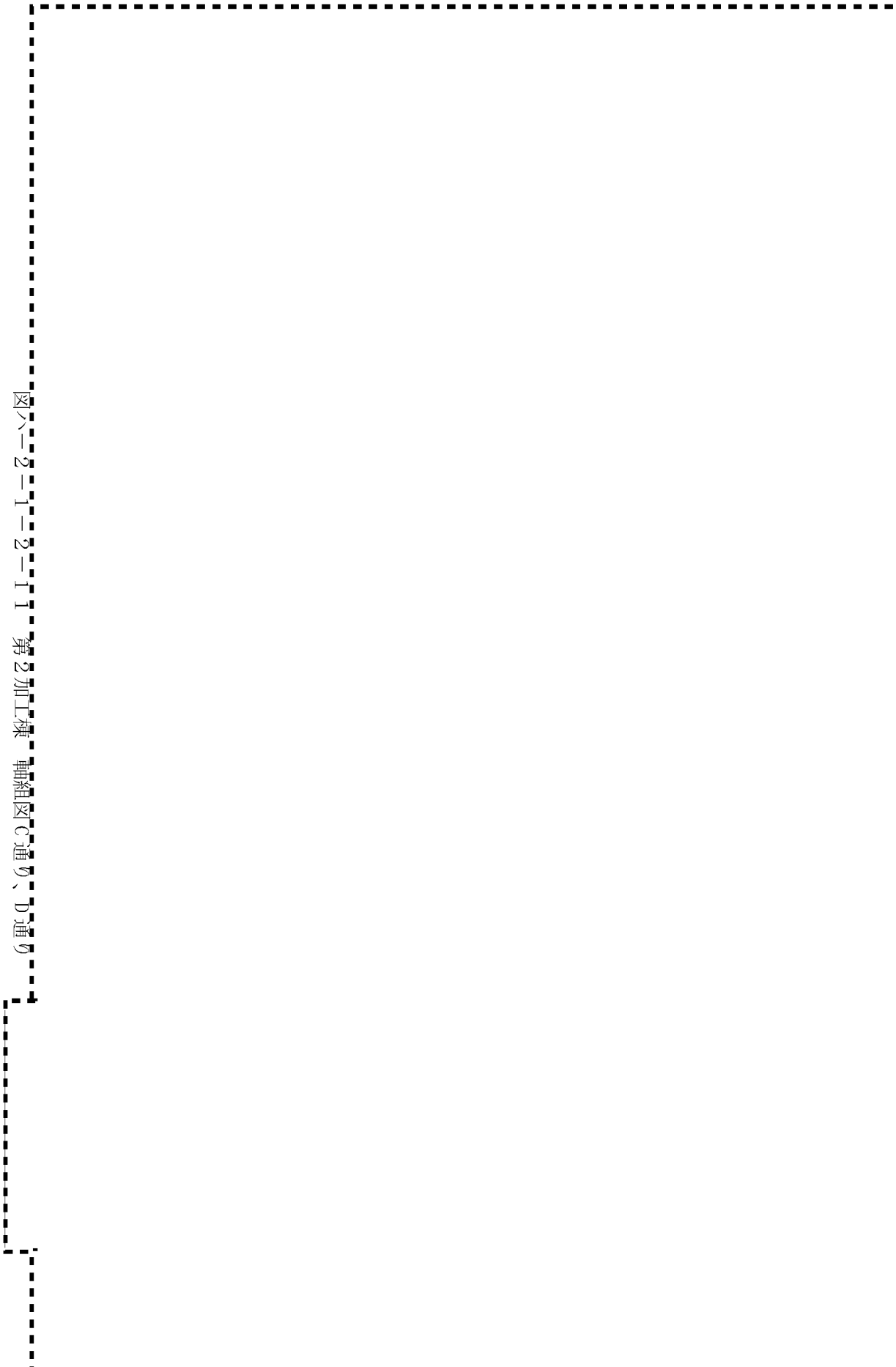
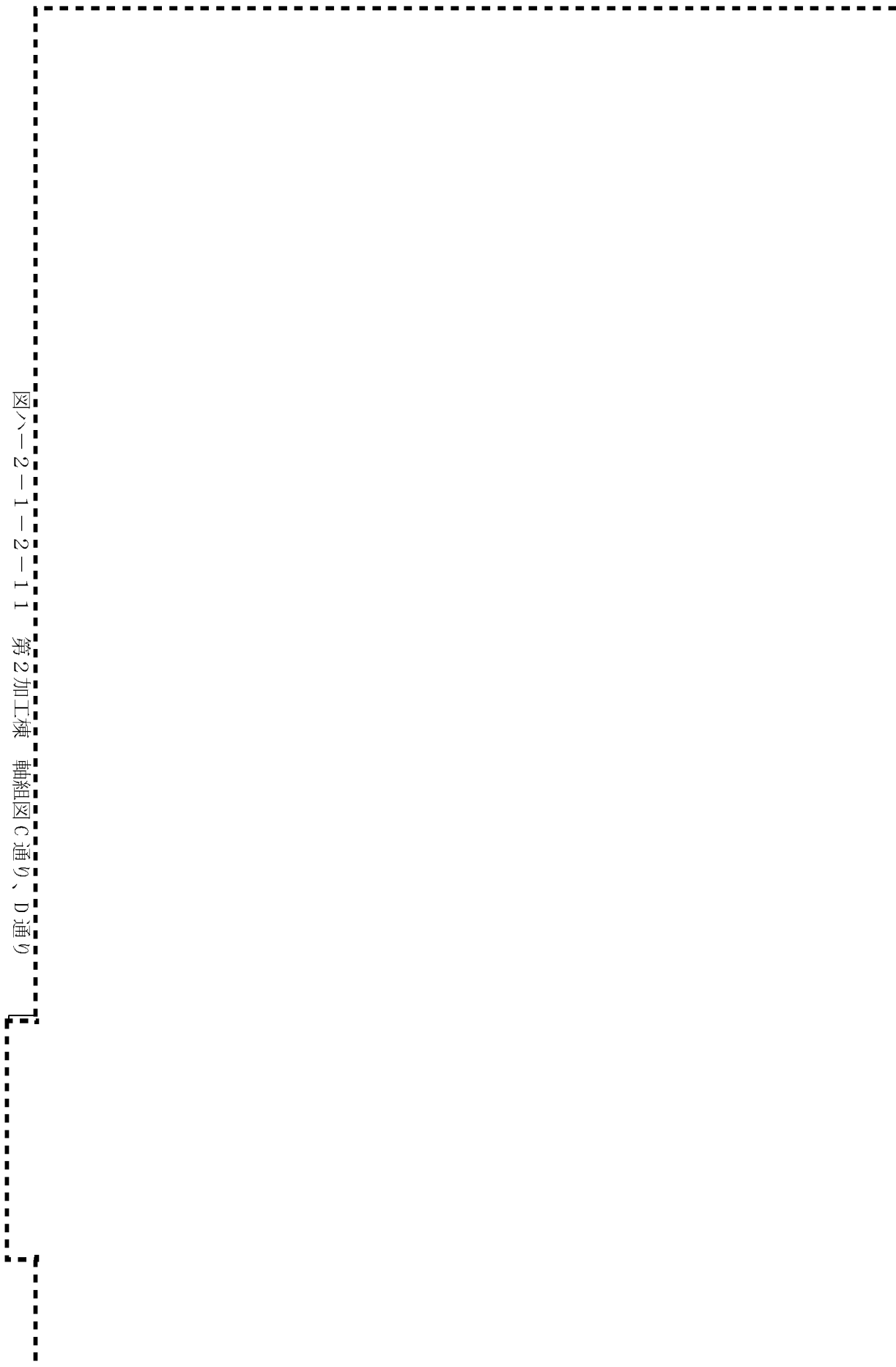
変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">L11</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-4.3 第2加工棟 工事概要図 (北立面) 火災による損傷の防止</p>	<p style="text-align: center;">L11</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-4.3 第2加工棟 工事概要図 (北立面) 火災による損傷の防止</p>	<p>扉の位置を適正化するため。 なお、本変更は扉の位置を実態に合わせて見直すものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">18I</p>  <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-5 2 第2加工棟 工事概要図 (北立面) 溢水による損傷の防止</p>	<p style="text-align: center;">18I</p>  <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-5 2 第2加工棟 工事概要図 (北立面) 溢水による損傷の防止</p>	<p>扉の位置を適正化するため。 なお、本変更は扉の位置を実態に合わせて見直すものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

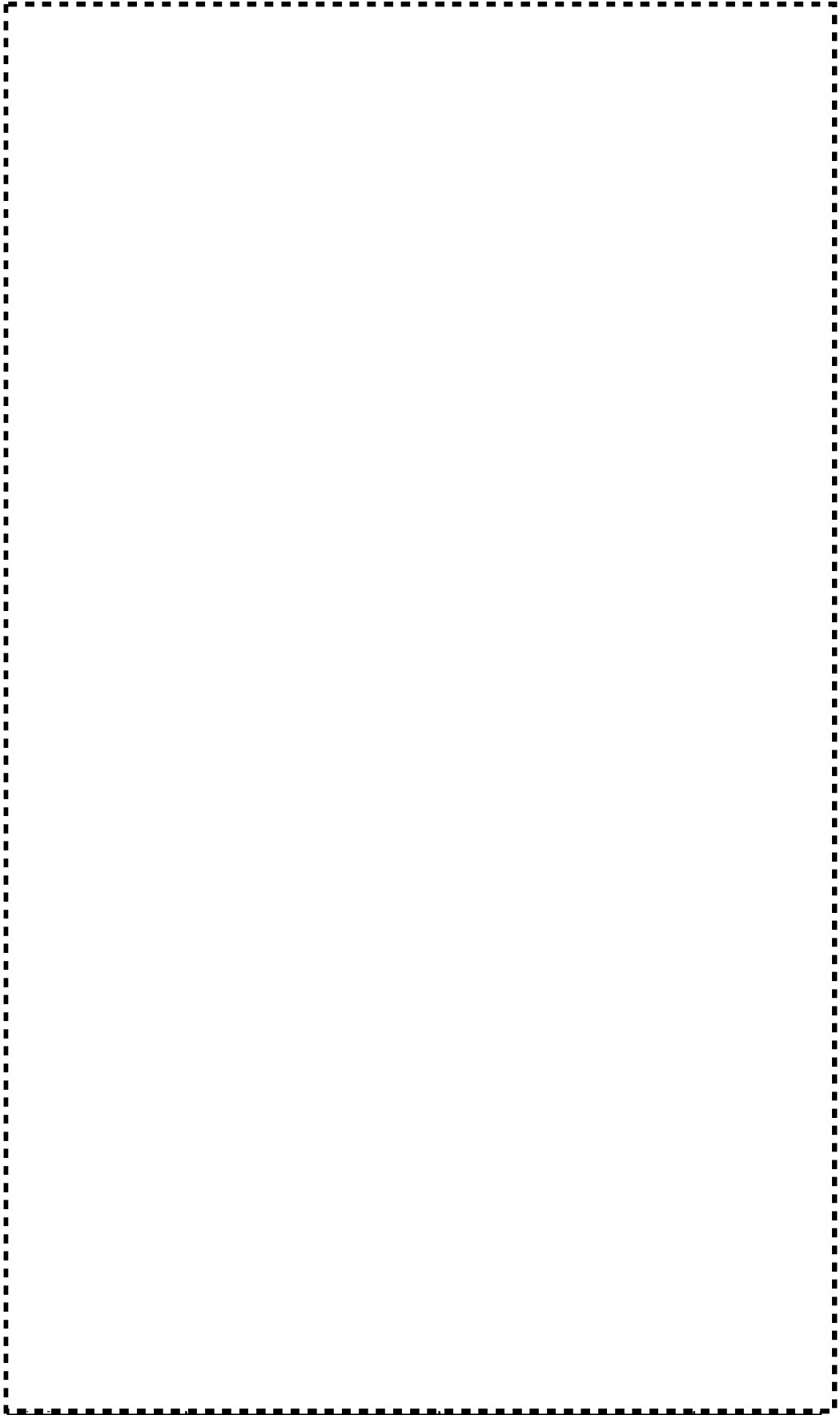
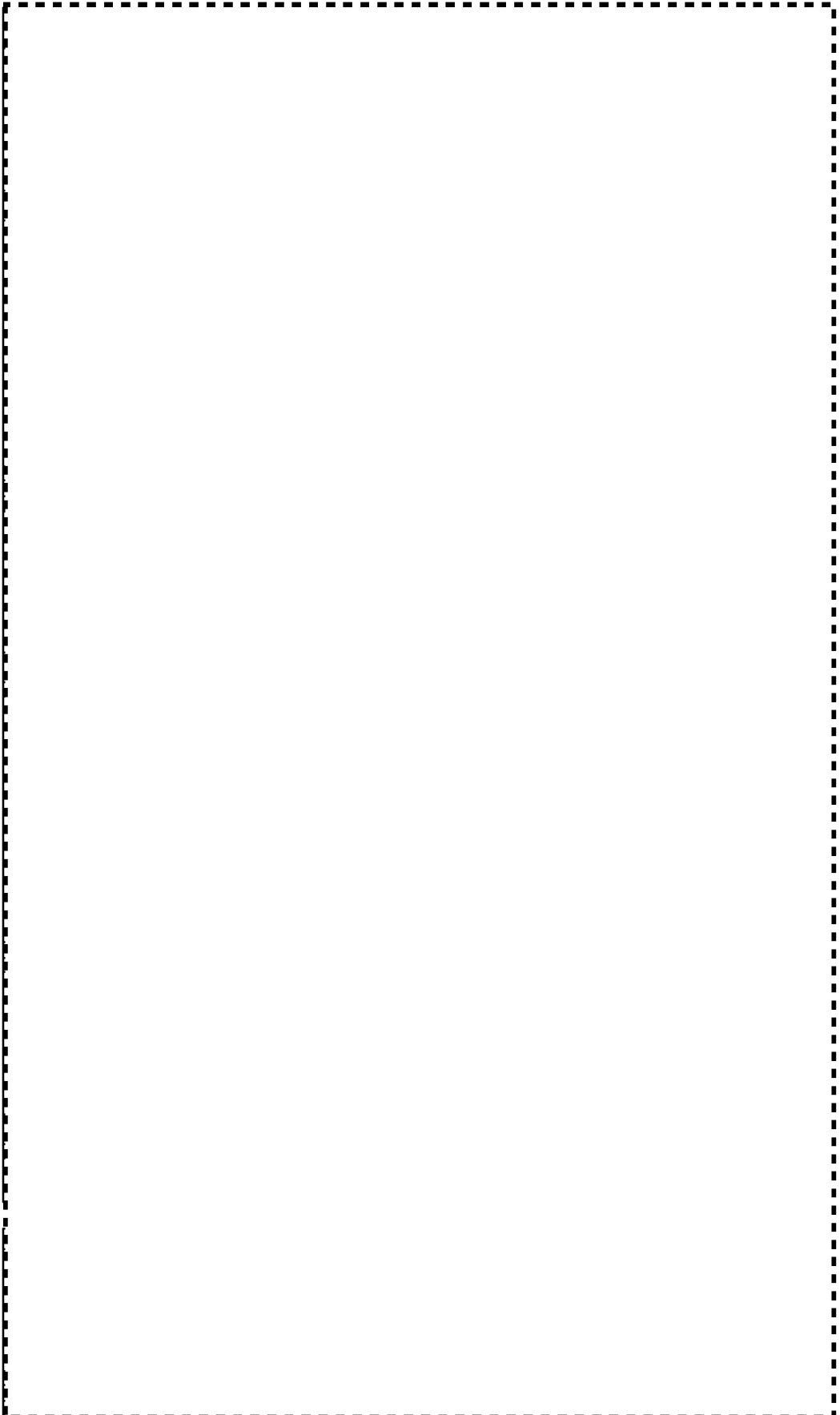
変更箇所を下線又は雲マークで示す。

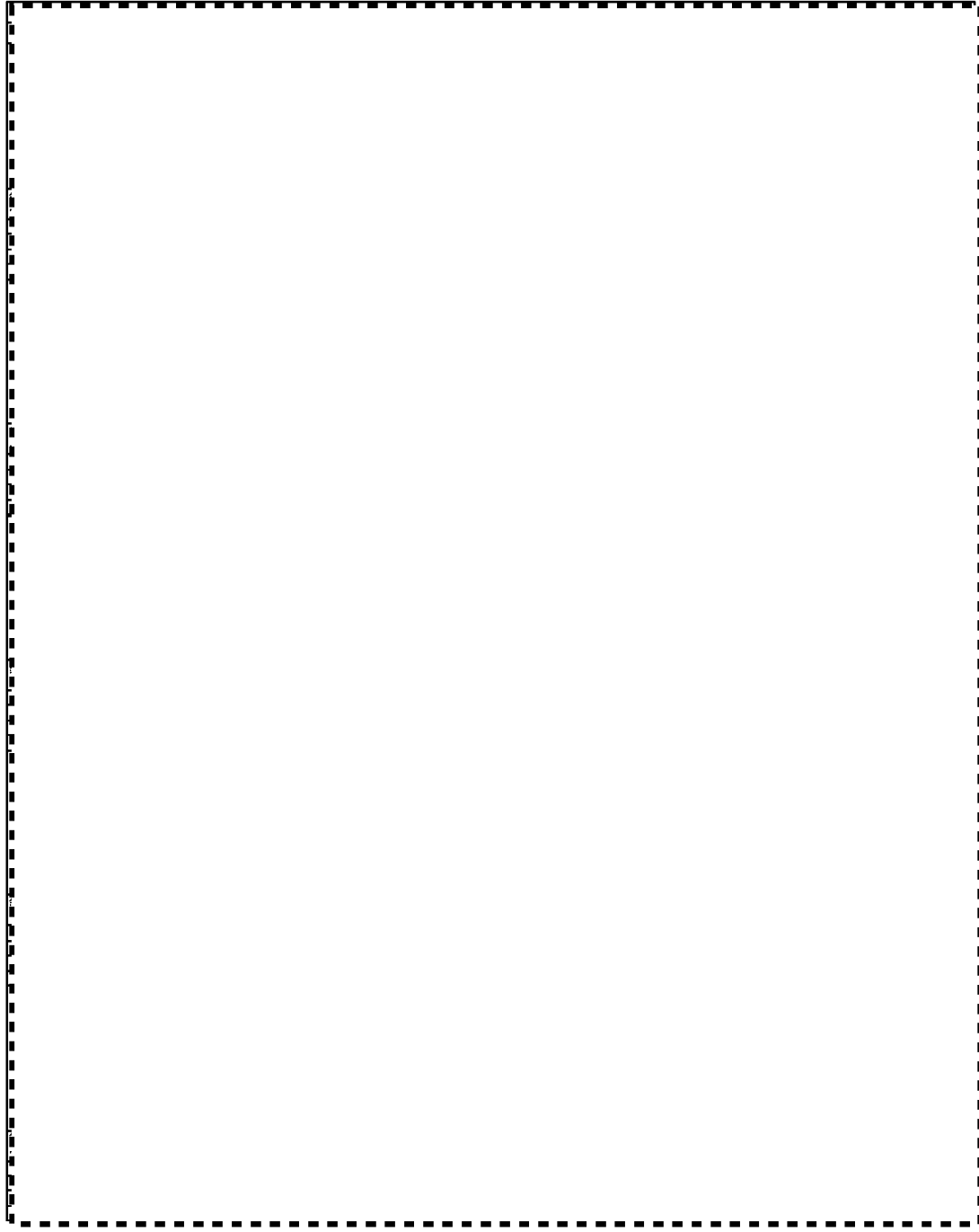
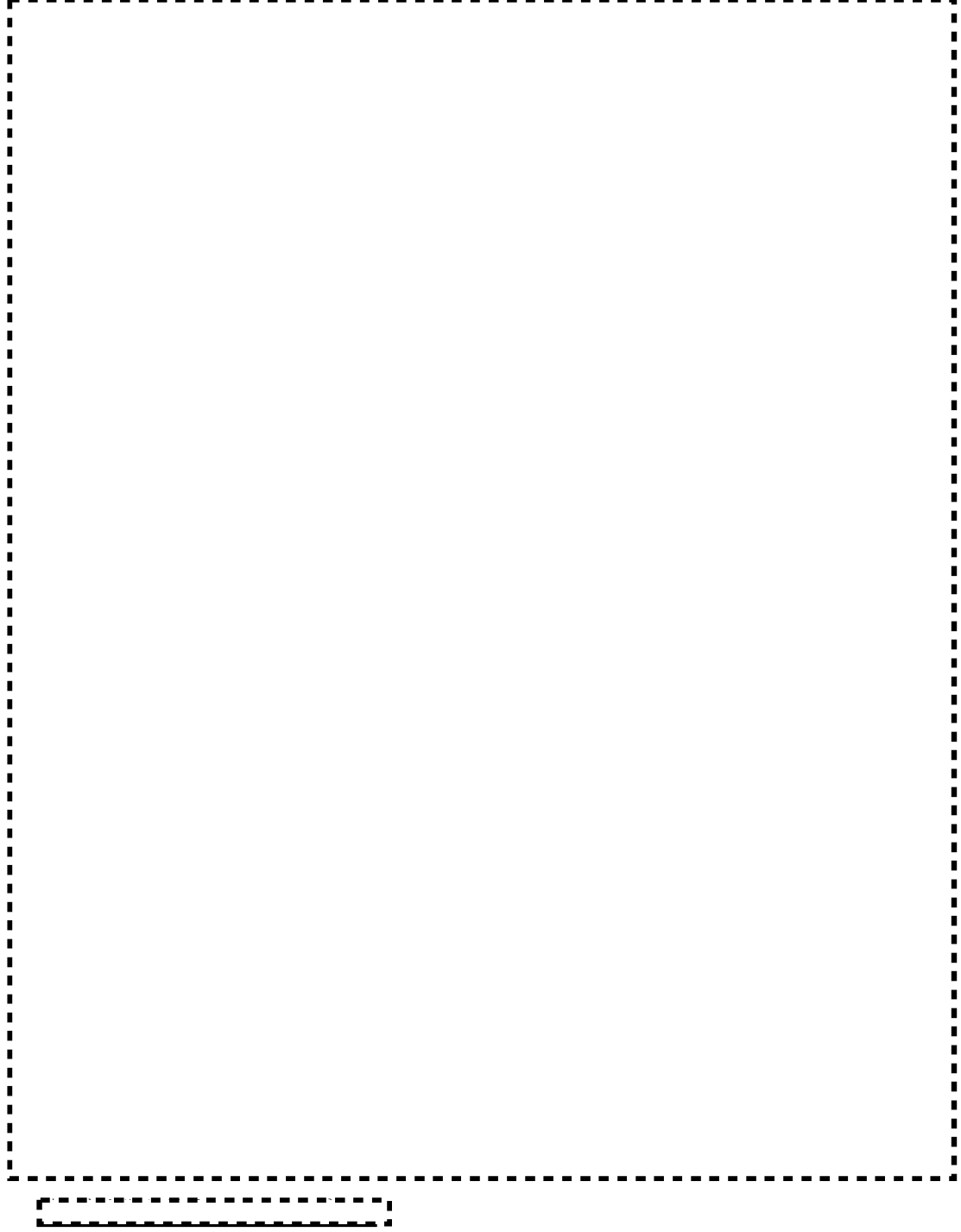
変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">06I</p>  <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-60 第2加工棟 工事概要図 (北立面) 人の不法な侵入の防止</p>	<p style="text-align: center;">06I</p>  <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-1-60 第2加工棟 工事概要図 (北立面) 人の不法な侵入の防止</p>	<p>扉の位置を適正化するため。 なお、本変更は扉の位置を実態に合わせて見直すものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

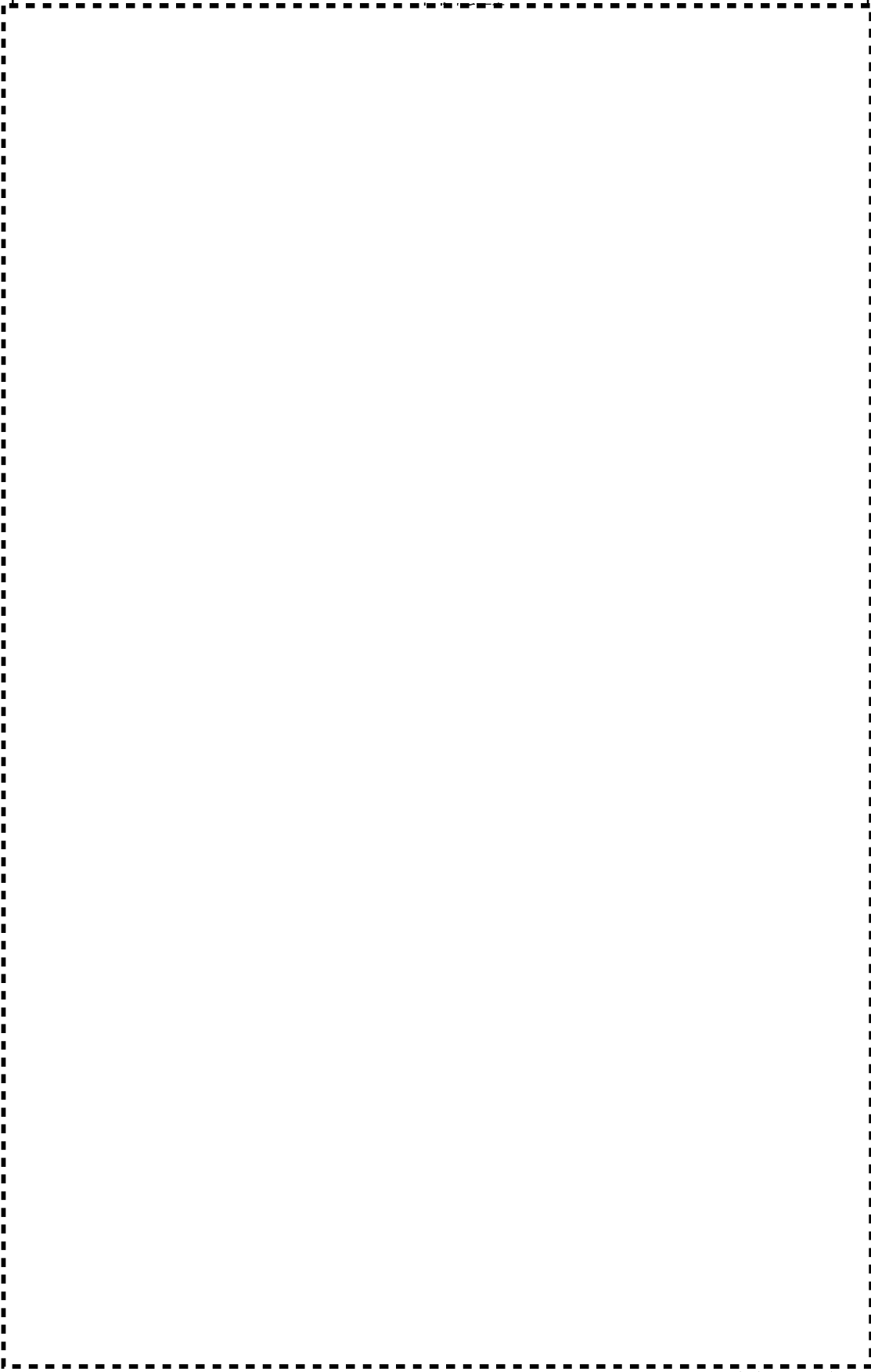
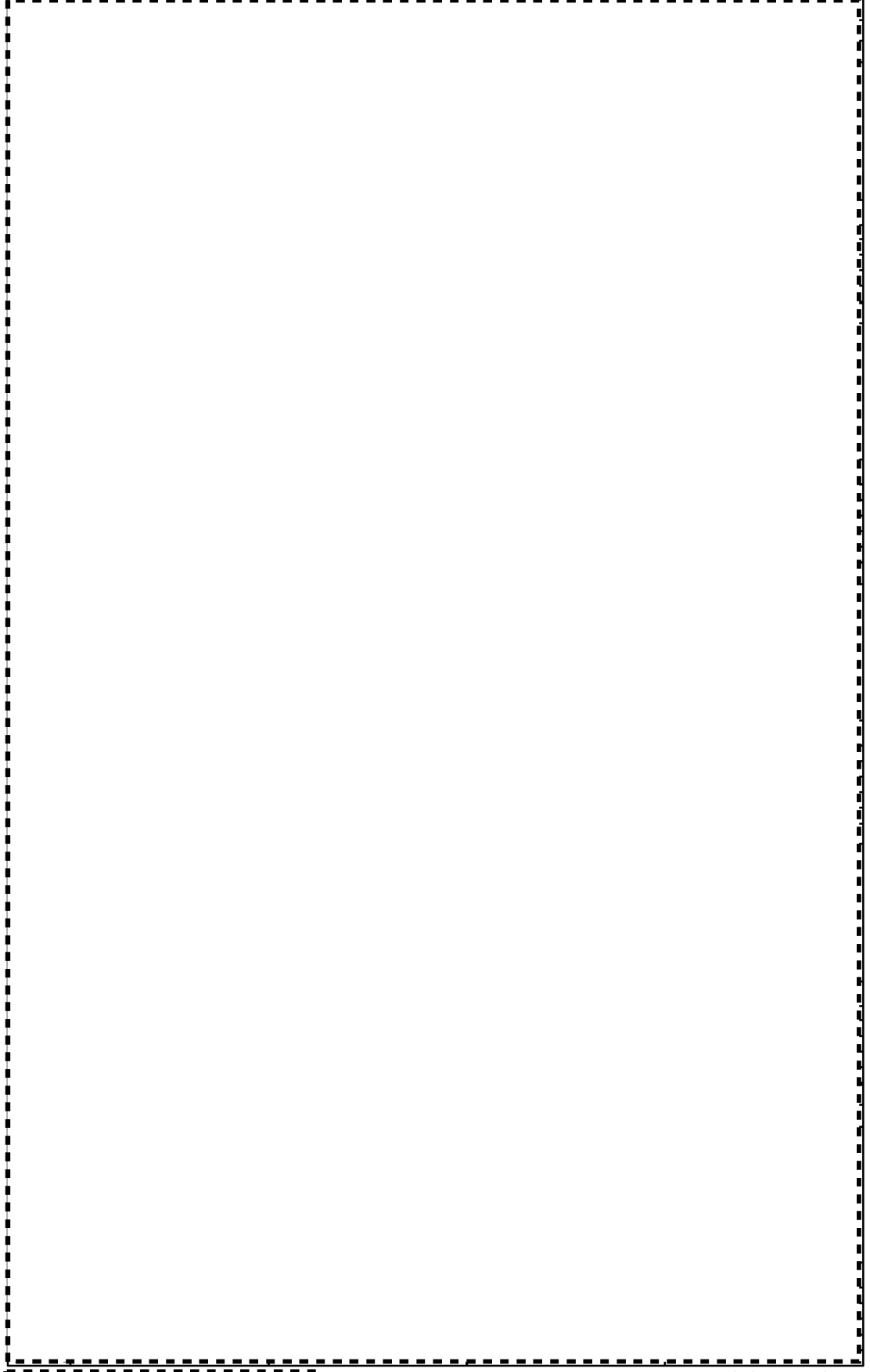
変更箇所を下線又は雲マークで示す。

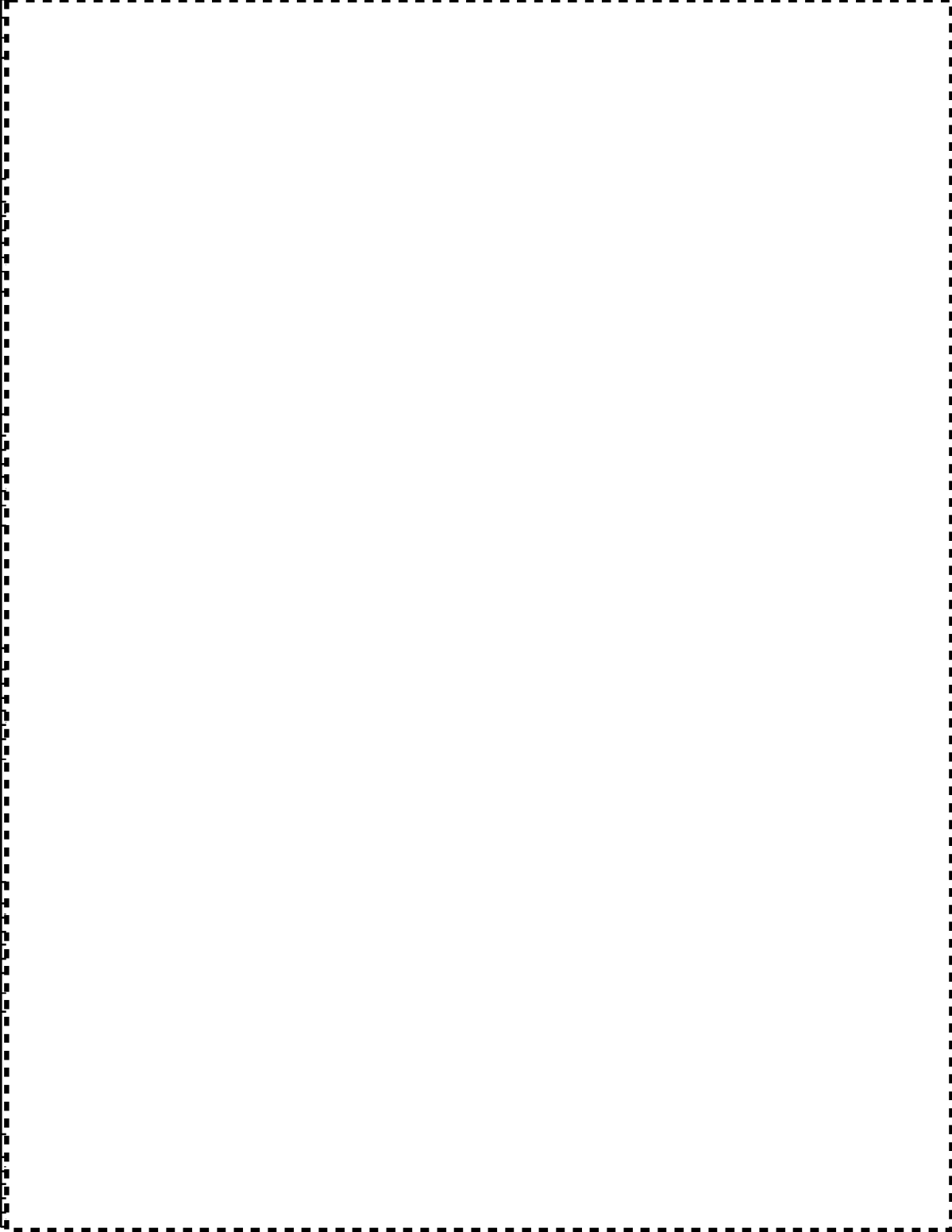
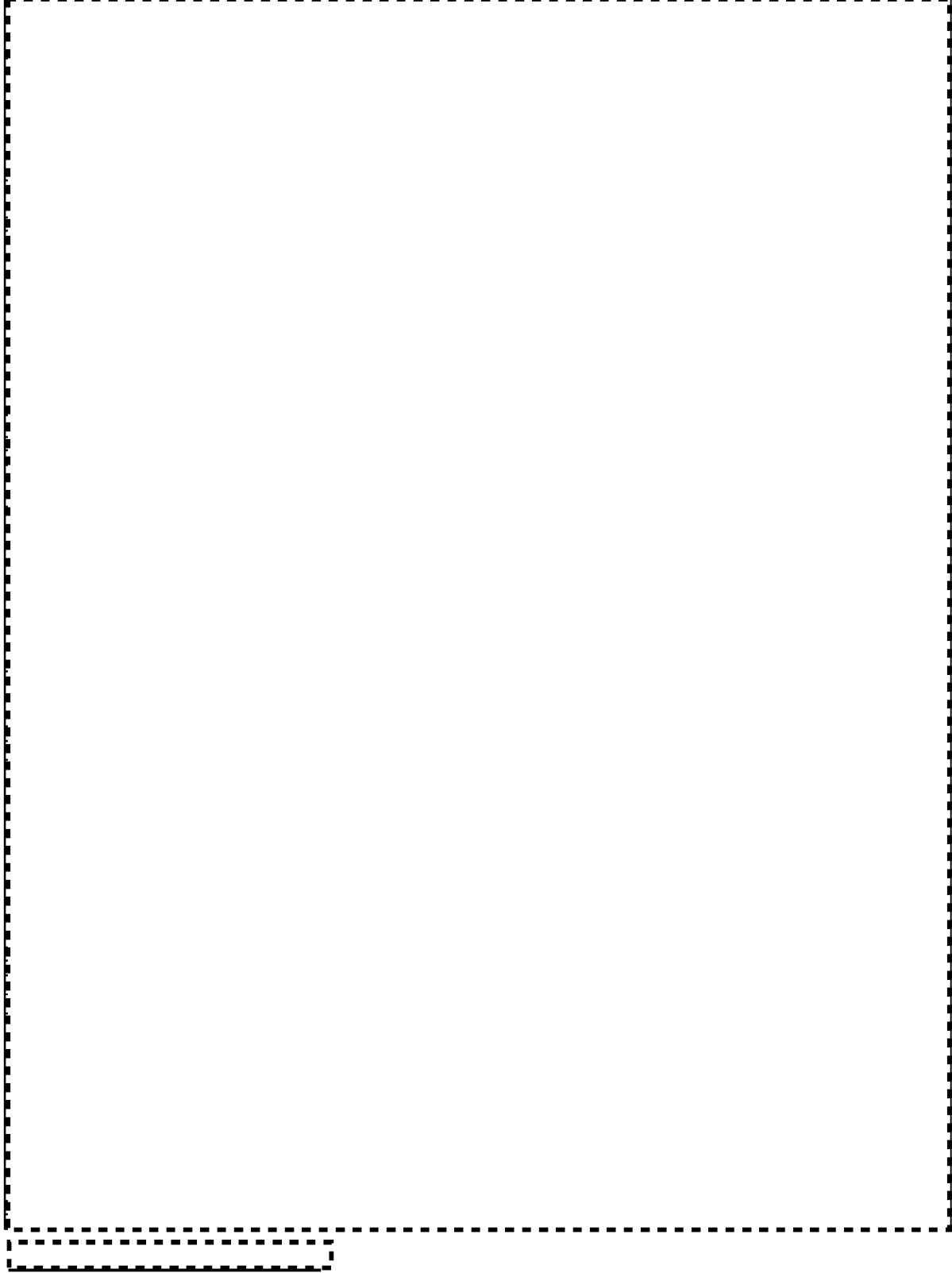
変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">202</p>  <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-1-1 第2加工棟 軸組図C通り、D通り</p>	<p style="text-align: center;">202</p>  <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-1-1 第2加工棟 軸組図C通り、D通り</p>	<p>開口部の位置を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は開口部の位置を実態に合わせて見直すものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

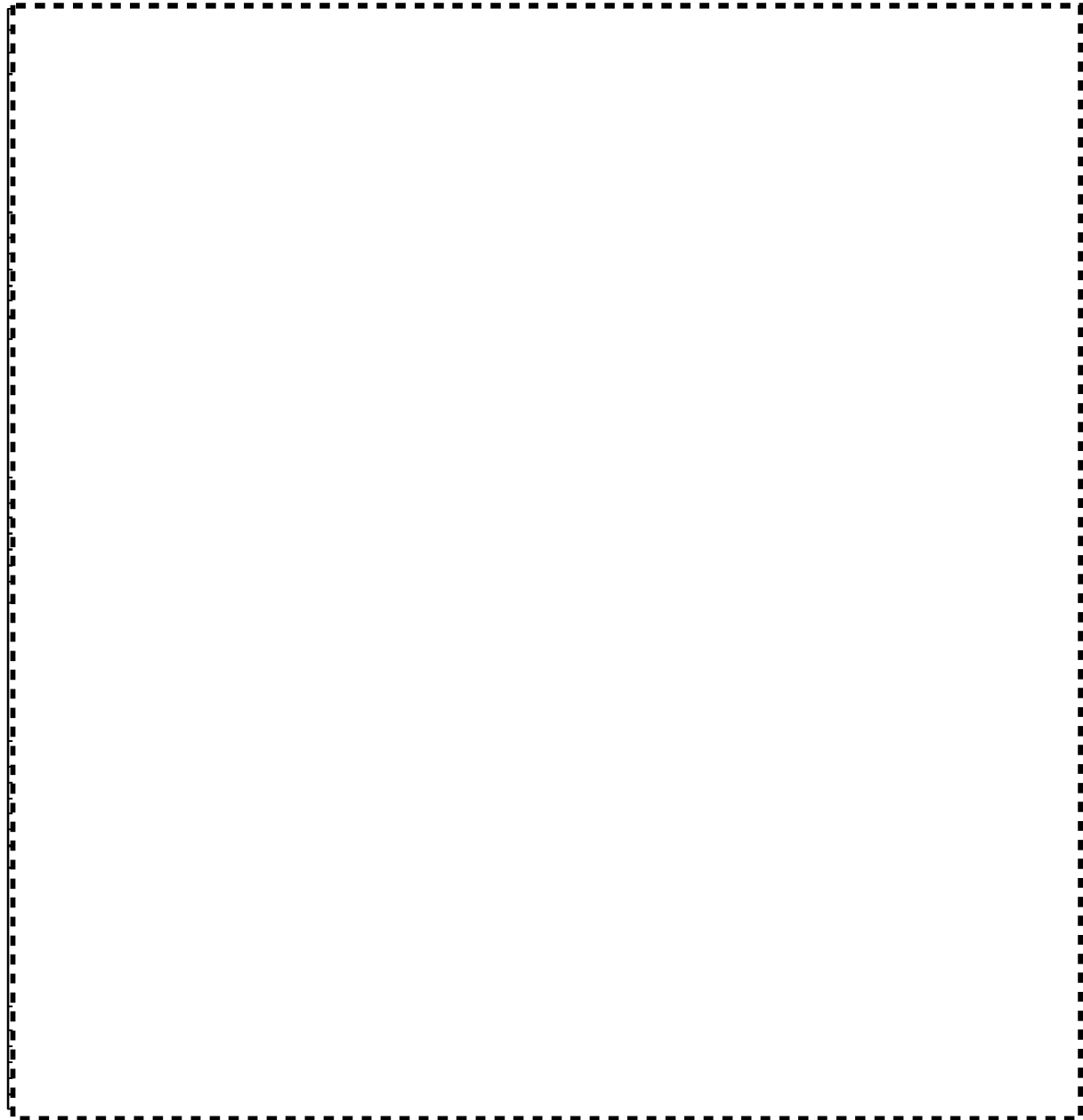
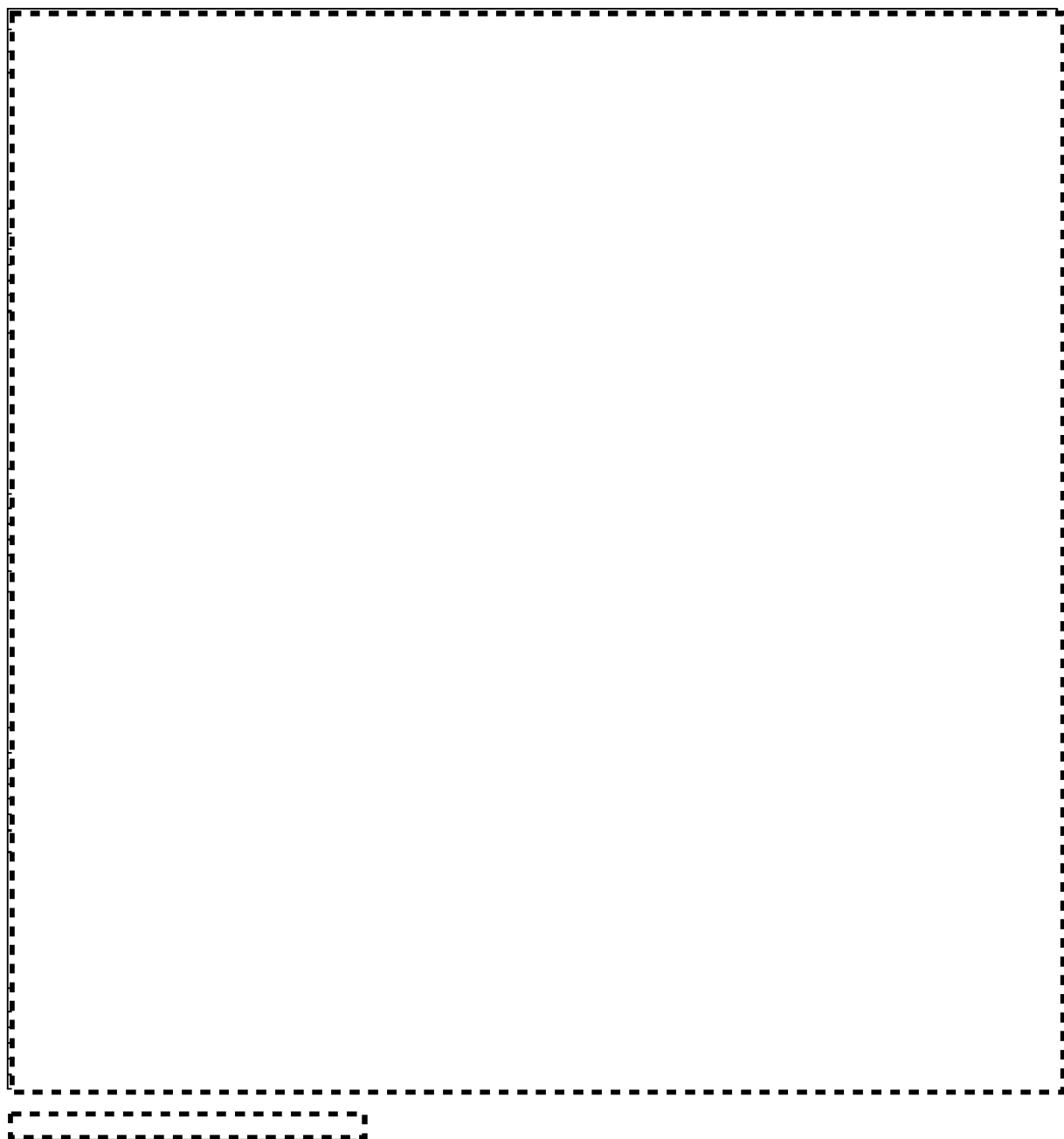
変更箇所を下線又は雲マークで示す。

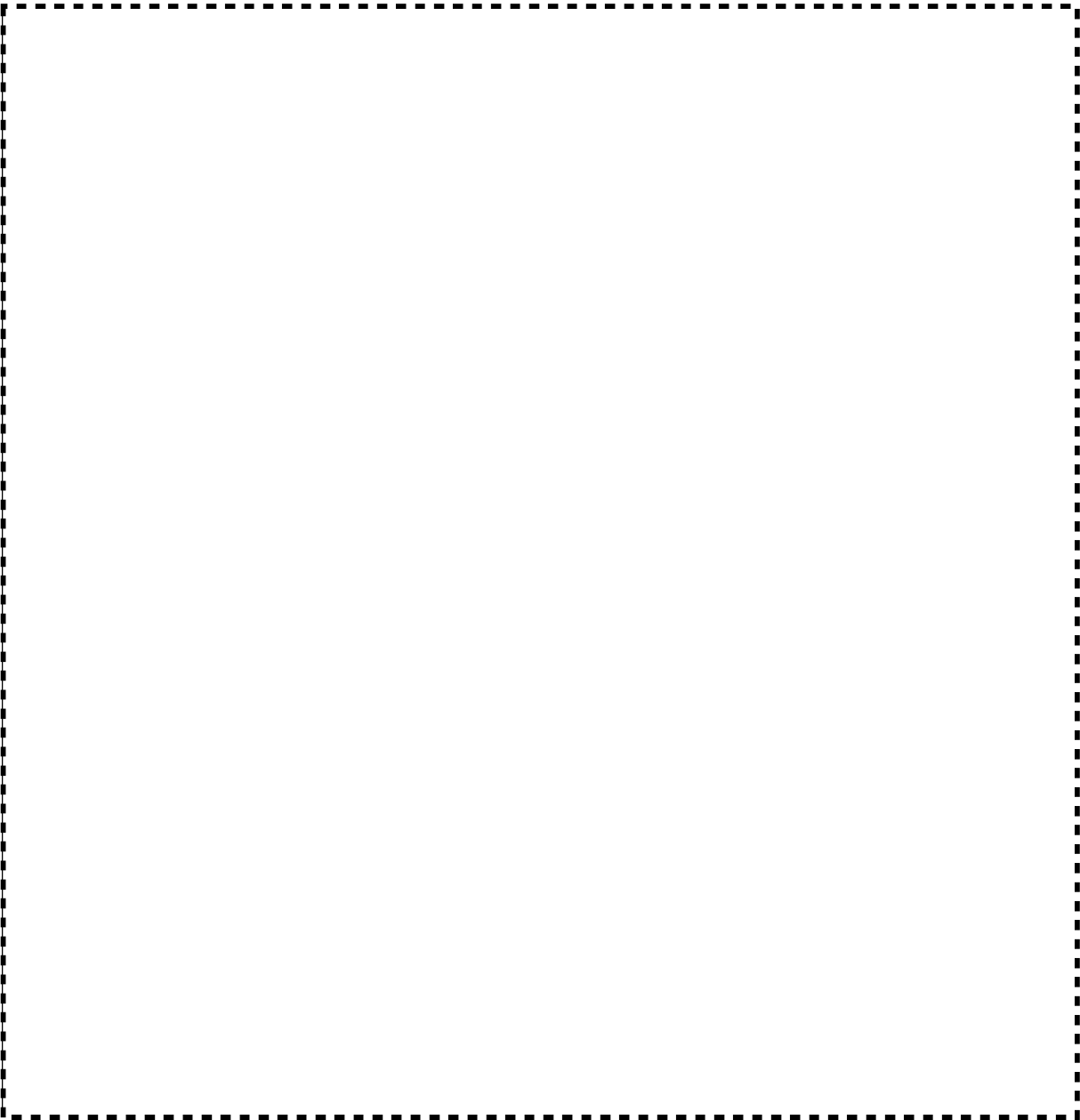
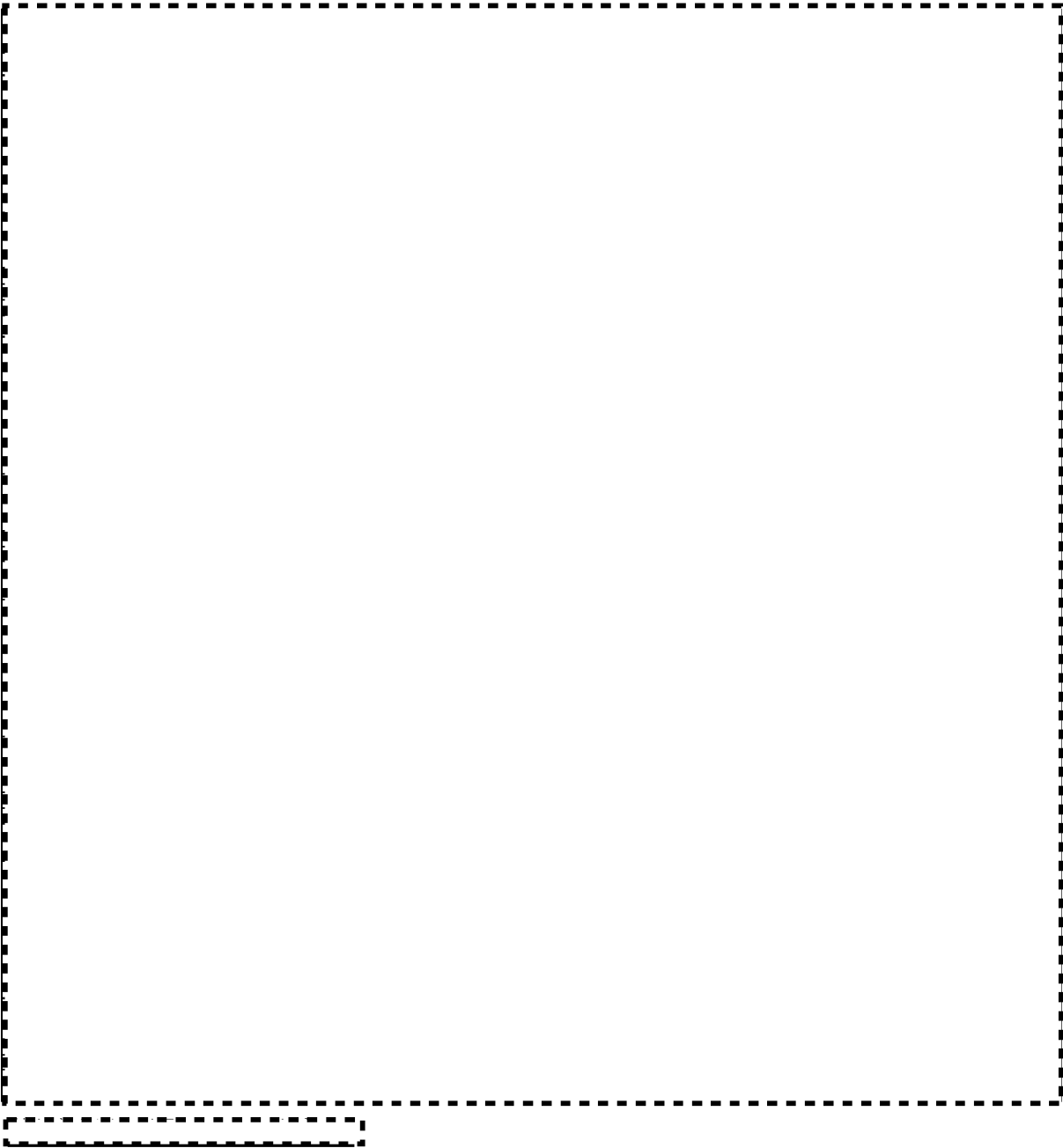
変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変 更 後	変更理由
 <p style="text-align: right;">(単位：mm)</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-18 第2加工棟 既設部材リスト柱1</p> <p style="text-align: center;">209</p>	 <p style="text-align: right;">(単位：mm)</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-18 第2加工棟 既設部材リスト柱1</p> <p style="text-align: center;">209</p>	<p>構造材の材質の記載を適正化するため。 なお、本変更は材質の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変更後	変更理由
 <p style="text-align: center;">(単位: mm)</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-19 第2加工棟 既設部材リスト柱2</p> <p style="text-align: center;">210</p>	 <p style="text-align: center;">(単位: mm)</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-19 第2加工棟 既設部材リスト柱2</p> <p style="text-align: center;">210</p>	<p>構造材の材質の記載を適正化するため。 なお、本変更は材質の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

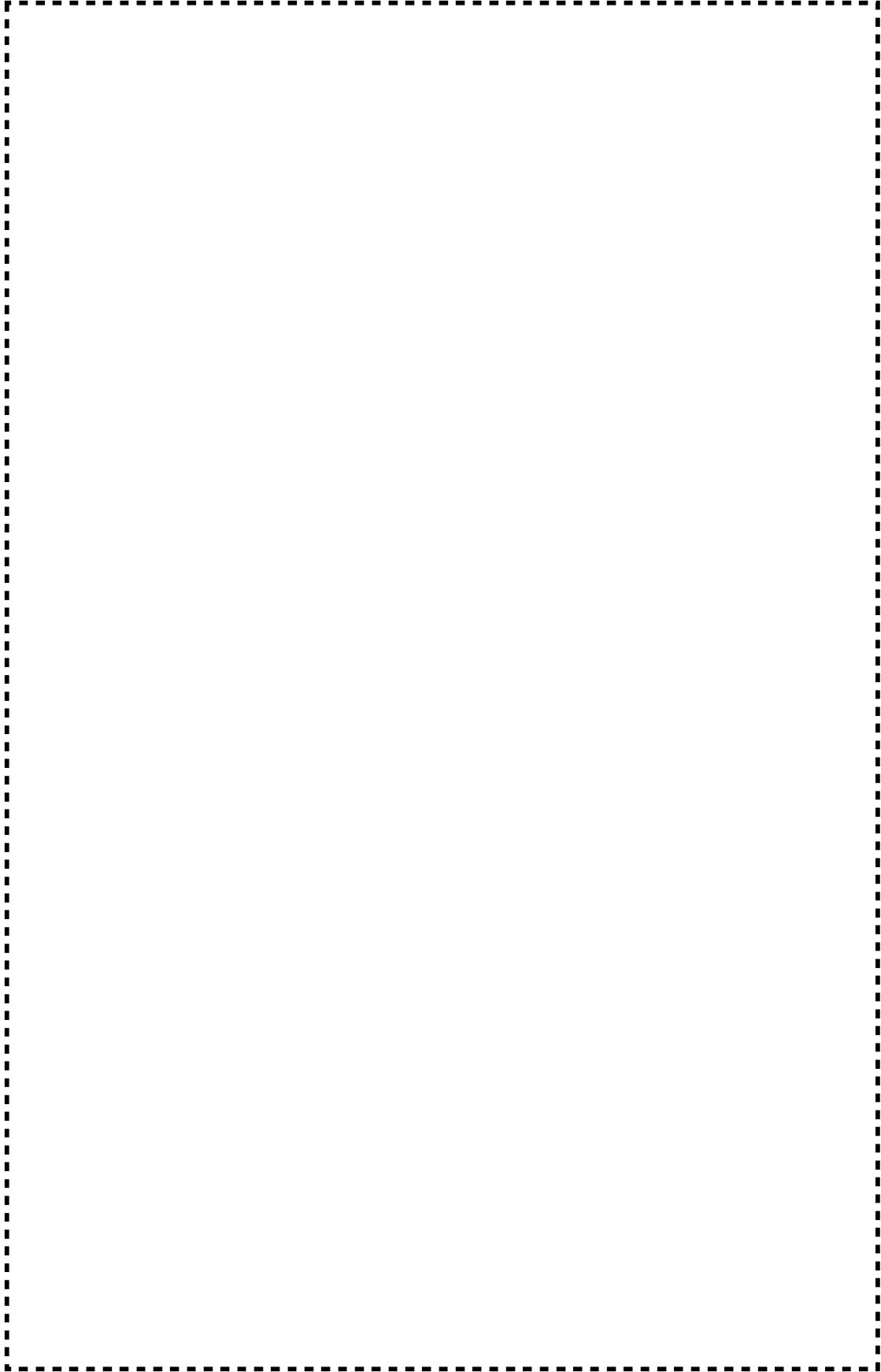
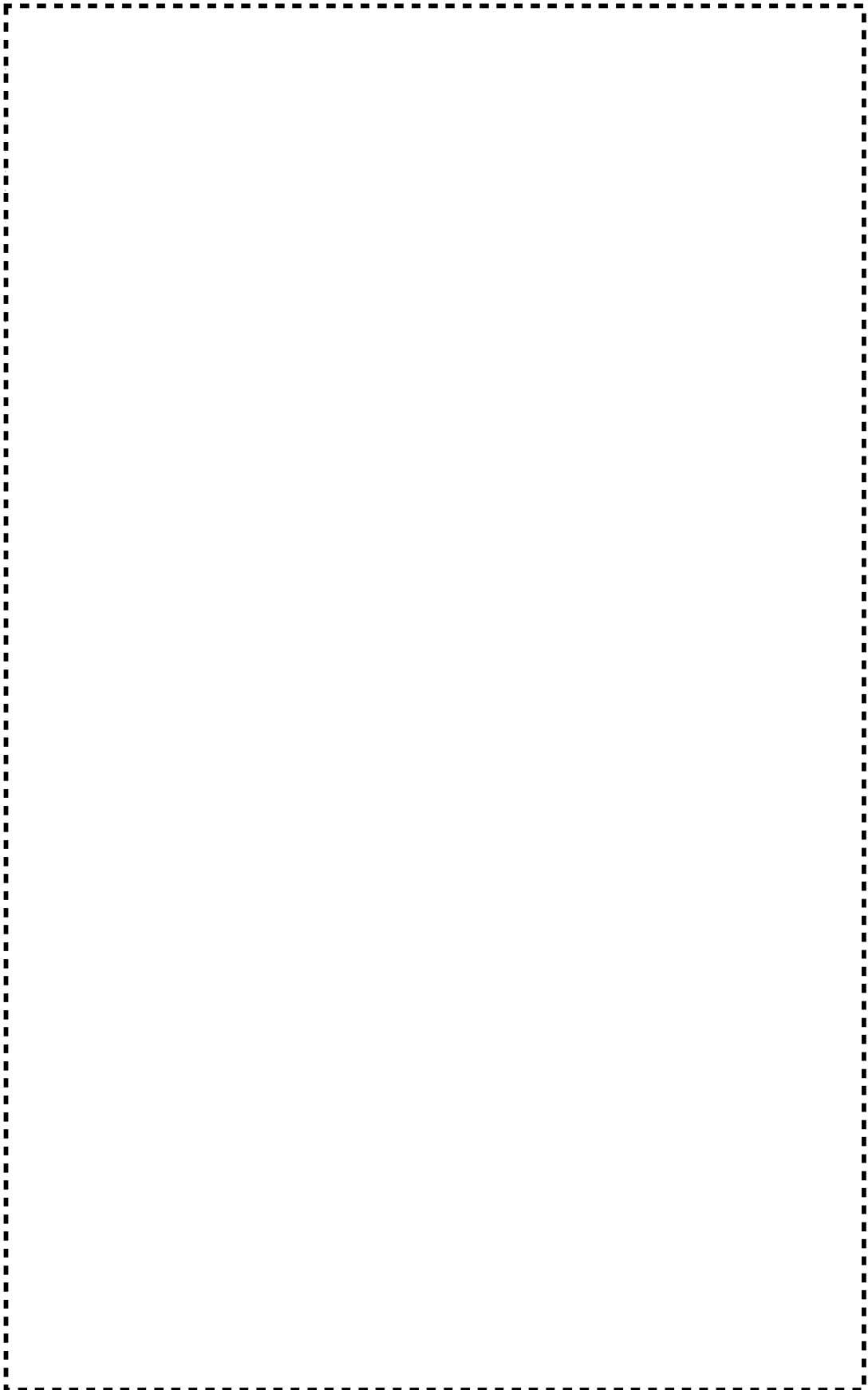
変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変 更 後	変更理由
 <p data-bbox="1121 1814 1249 1843">(単位：mm)</p> <p data-bbox="359 1850 1115 1879">図ハ-2-1-2-20 第2加工棟 既設部材リスト大ばり1</p> <p data-bbox="721 1955 759 1980">211</p>	 <p data-bbox="2323 1814 2451 1843">(単位：mm)</p> <p data-bbox="1561 1850 2318 1879">図ハ-2-1-2-20 第2加工棟 既設部材リスト大ばり1</p> <p data-bbox="1923 1955 1961 1980">211</p>	<p data-bbox="2549 155 2819 415">構造材の材質の記載を適正化するため。 なお、本変更は材質の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変 更 後	変更理由
 <p style="text-align: right;">(単位：mm)</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-21 第2加工棟 既設部材リスト大ばり2</p> <p style="text-align: center;">212</p>	 <p style="text-align: right;">(単位：mm)</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-21 第2加工棟 既設部材リスト大ばり2</p> <p style="text-align: center;">212</p>	<p>構造材の材質の記載を適正化するため。 なお、本変更は材質の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

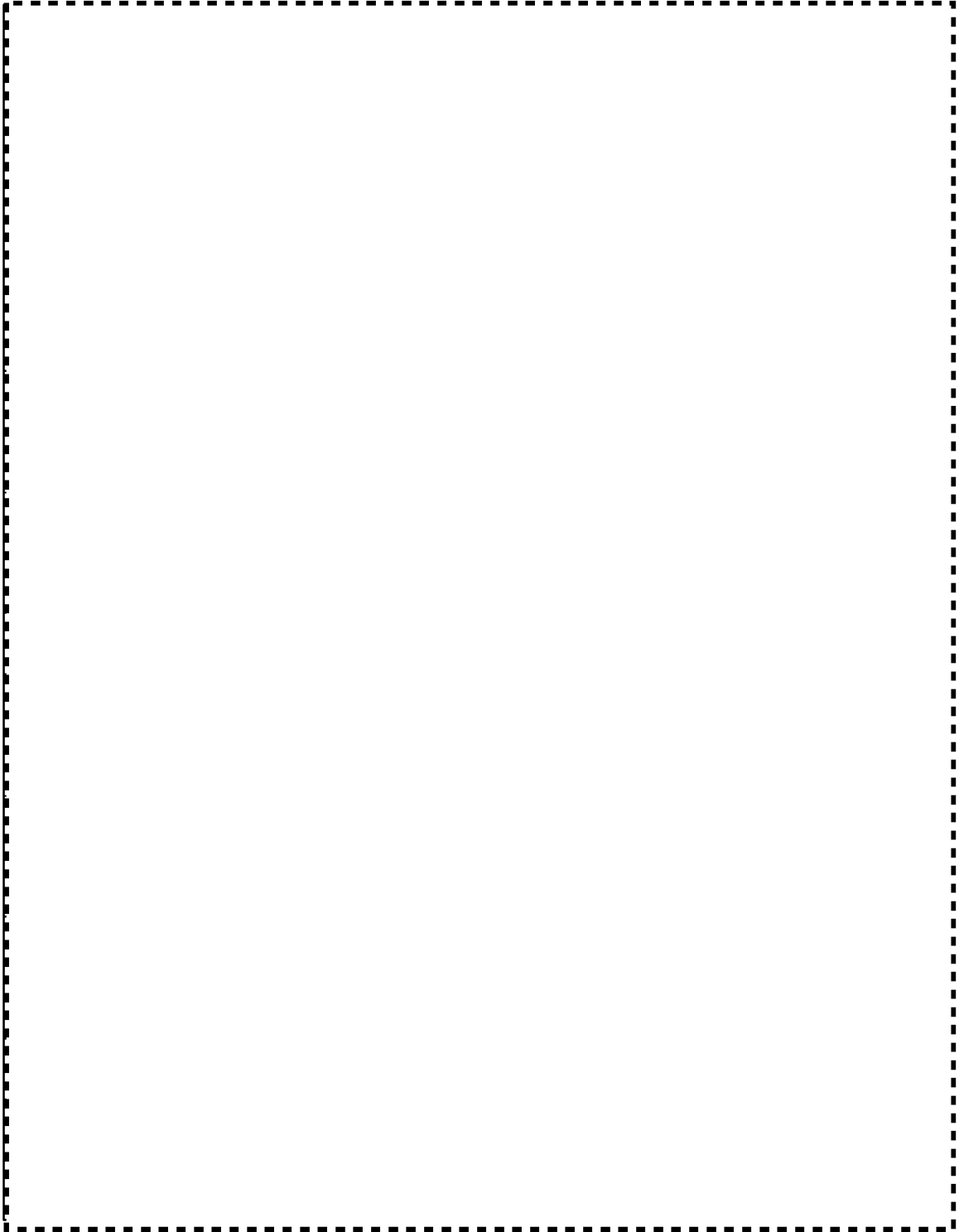
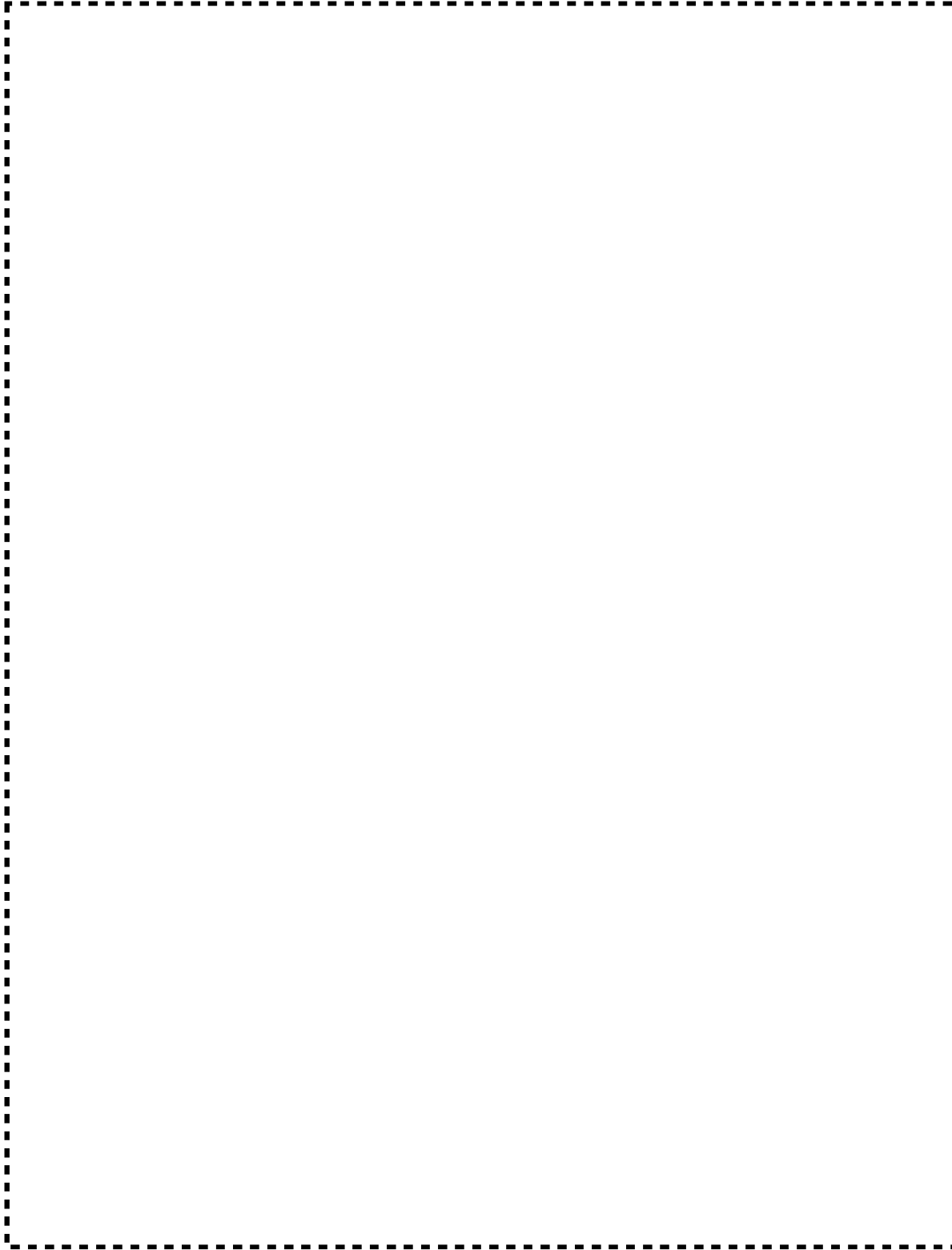
変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変 更 後	変更理由
 <p data-bbox="1181 1501 1308 1533">(単位 : mm)</p> <p data-bbox="359 1808 1115 1839">図ハ-2-1-2-2 第2加工棟 既設部材リスト大ばり3</p> <p data-bbox="715 1955 759 1980">213</p>	 <p data-bbox="2383 1501 2510 1533">(単位 : mm)</p> <p data-bbox="1561 1808 2318 1839">図ハ-2-1-2-2 第2加工棟 既設部材リスト大ばり3</p> <p data-bbox="1917 1955 1961 1980">213</p>	<p data-bbox="2546 149 2822 405">構造材の材質の記載を適正化するため。 なお、本変更は材質の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

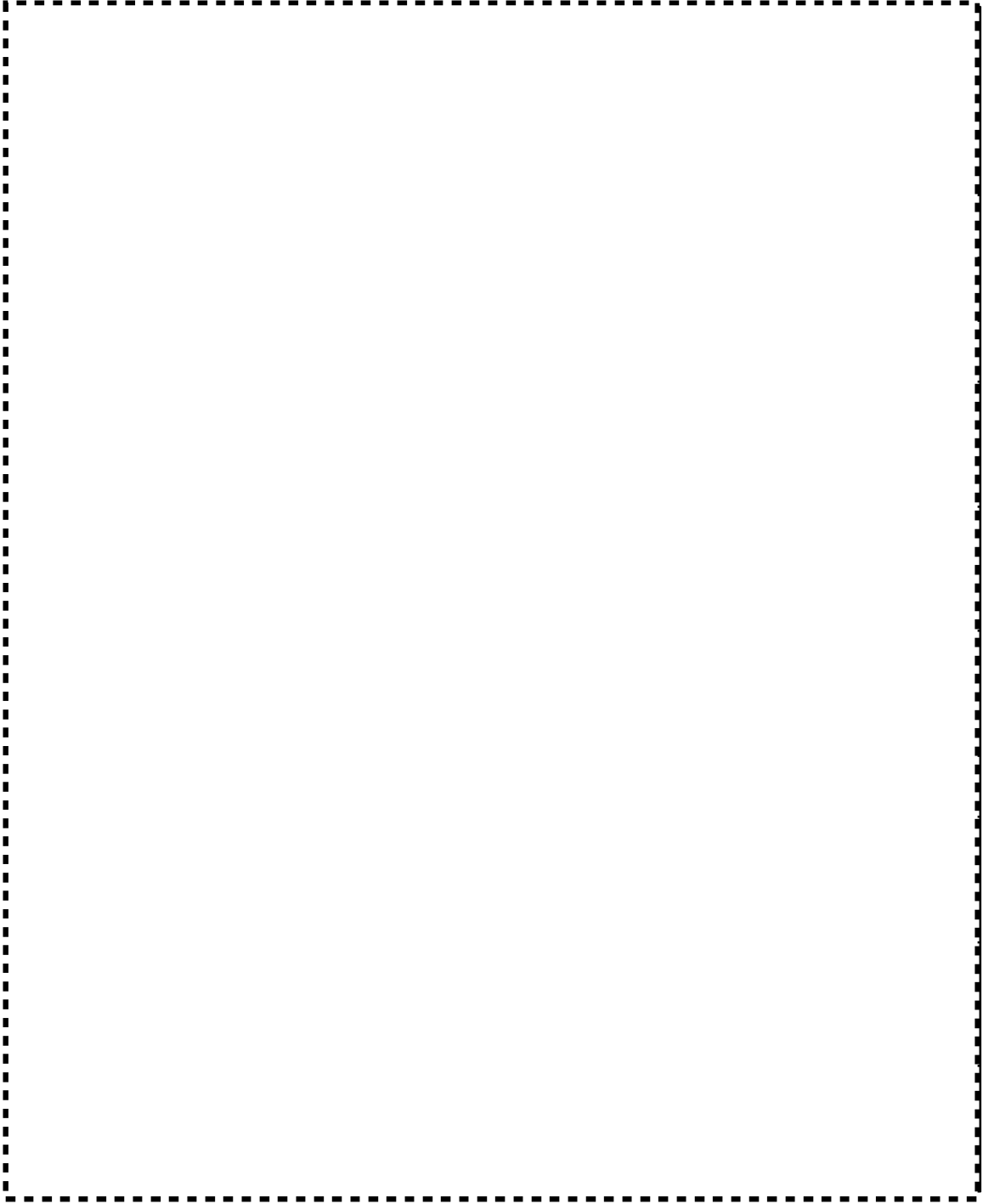

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変更後	変更理由
 <p style="text-align: right;">(単位 : mm)</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-23 第2加工棟 既設部材リスト大ばり4</p> <p style="text-align: center;">214</p>	 <p style="text-align: right;">(単位 : mm)</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-23 第2加工棟 既設部材リスト大ばり4</p> <p style="text-align: center;">214</p>	<p>構造材の材質の記載を適正化するため。 なお、本変更は材質の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変更後	変更理由
<div data-bbox="290 205 1270 1558" style="border: 1px dashed black; height: 644px; width: 330px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="1181 1772 1308 1801" style="text-align: right;">(単位: mm)</p> <p data-bbox="359 1850 1115 1879" style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-25 第2加工棟 既設部材リスト小ばり2</p> <p data-bbox="721 1955 759 1976" style="text-align: center;">216</p>	<div data-bbox="1492 205 2472 1583" style="border: 1px dashed black; height: 656px; width: 330px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="2383 1772 2510 1801" style="text-align: right;">(単位: mm)</p> <p data-bbox="1561 1850 2318 1879" style="text-align: center;">図ハ-2-1-2-25 第2加工棟 既設部材リスト小ばり2</p> <p data-bbox="1923 1955 1961 1976" style="text-align: center;">216</p>	<p data-bbox="2546 153 2822 405">構造材の材質の記載を適正化するため。 なお、本変更は材質の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: right;">284</p>  <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-4-4 第2加工棟 建具配置図 3階</p>	<p style="text-align: right;">284</p>  <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-4-4 第2加工棟 建具配置図 3階</p>	<p>既設建具の記載を適正化するため。 なお、本変更は既設建具の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

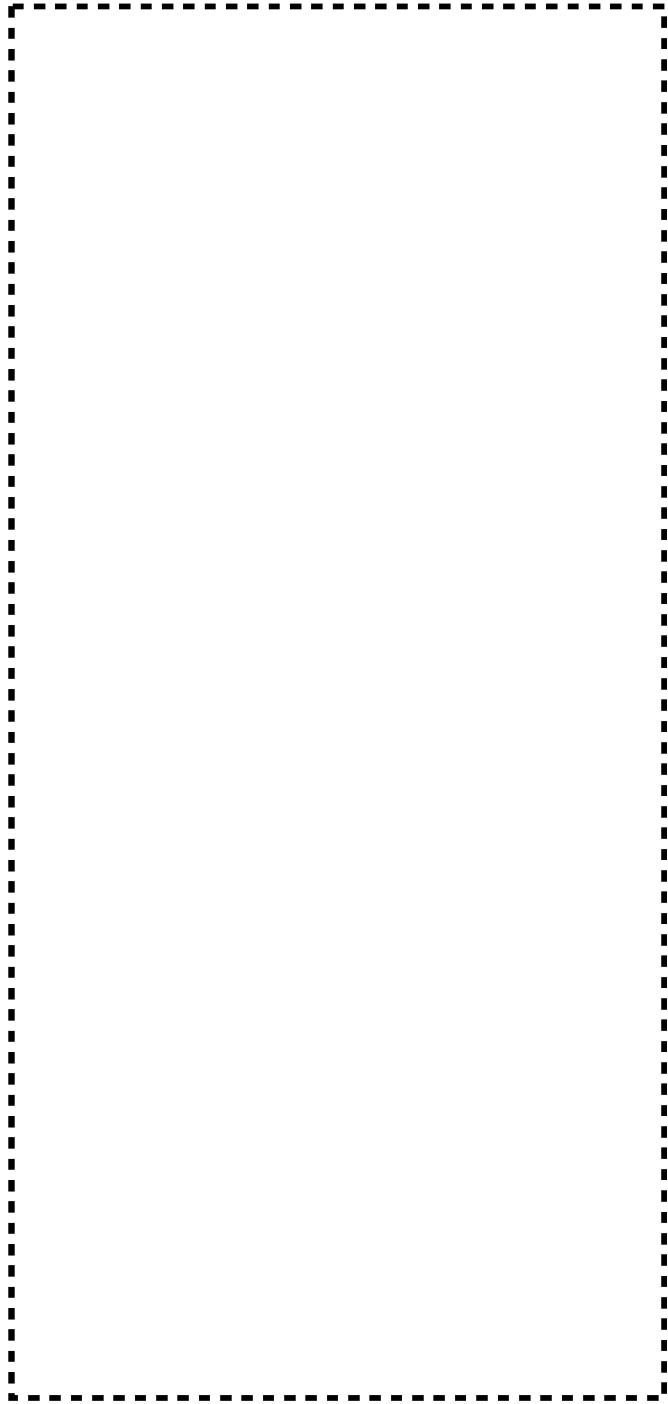
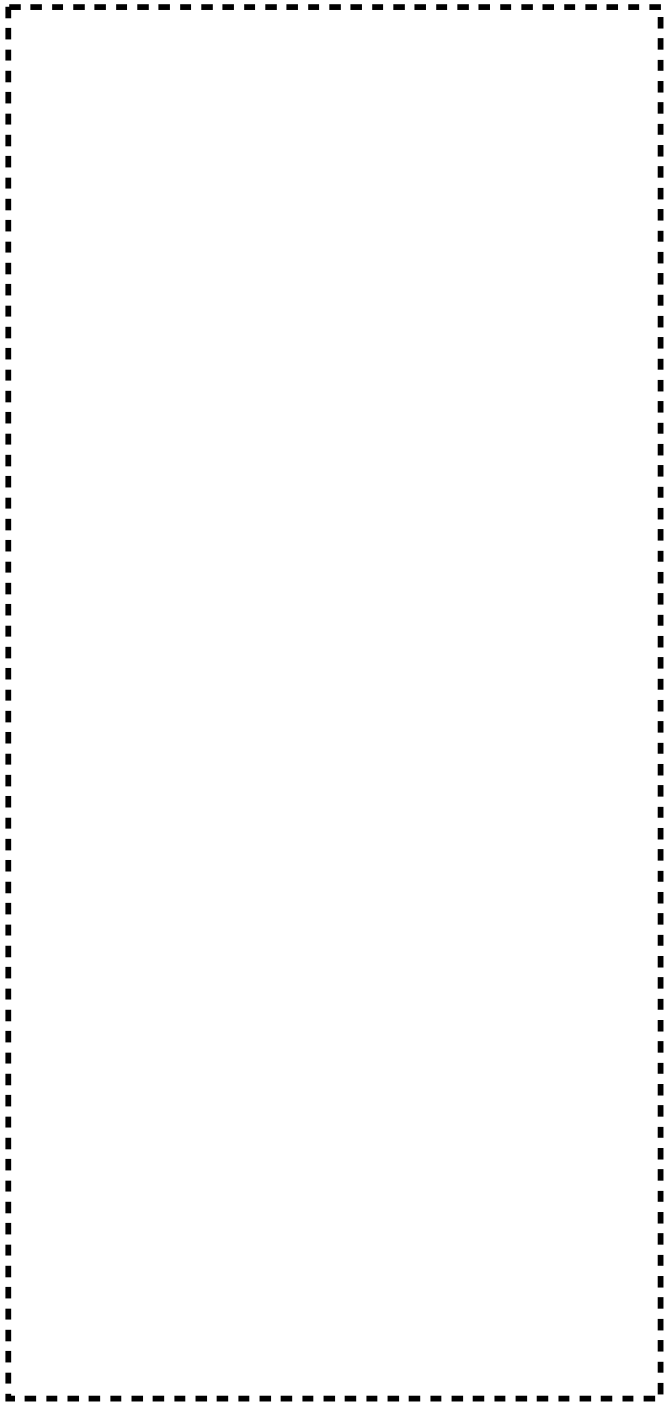
変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変更後	変更理由
 <p style="text-align: right;">(単位 : mm)</p> <p>図ハ-2-1-4-8 (1) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 1</p> <p style="text-align: center;">290</p>	 <p style="text-align: right;">(単位 : mm)</p> <p>図ハ-2-1-4-8 (1) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 1</p> <p style="text-align: center;">290</p>	<p>扉の切欠き寸法を適正化するため。 なお、本変更は耐竜巻の強度評価上安全側になる変更であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p> <p>既設建具の記載を適正化するため。 なお、本変更は既設建具の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変更後	変更理由
 <p style="text-align: right;">(単位：mm)</p> <p>図ハ-2-1-4-8 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 2</p> <p style="text-align: center;">291</p>	 <p style="text-align: right;">(単位：mm)</p> <p>図ハ-2-1-4-8 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 2</p> <p style="text-align: center;">291</p>	<p>既設建具の記載を適正化するため。 なお、本変更は既設建具の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">203</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 20px auto; height: 500px;"></div> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-4-19 第2加工棟 3-2 改造鋼製建具詳細図 部材表</p>	<p style="text-align: center;">203</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 20px auto; height: 500px;"></div> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-4-19 第2加工棟 3-2 改造鋼製建具詳細図 部材表</p>	<p>扉の切欠き寸法及び切欠きに付随する寸法を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は耐竜巻の強度評価上安全側になる変更であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">61E</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-5-1 (12) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (断面図 D通り)</p> 	<p style="text-align: center;">61E</p> <p style="text-align: center;">図ハ-2-1-5-1 (12) 第2加工棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井等 (断面図 D通り)</p> 	<p>開口部の位置を適正化するため。 なお、本変更は開口部の位置を実態に合わせて見直すものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">480</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p style="text-align: right;">(単位 mm)</p>	<p style="text-align: center;">480</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p style="text-align: right;">(単位 mm)</p>	<p>変更内容を示す図面及び記載を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は図面の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

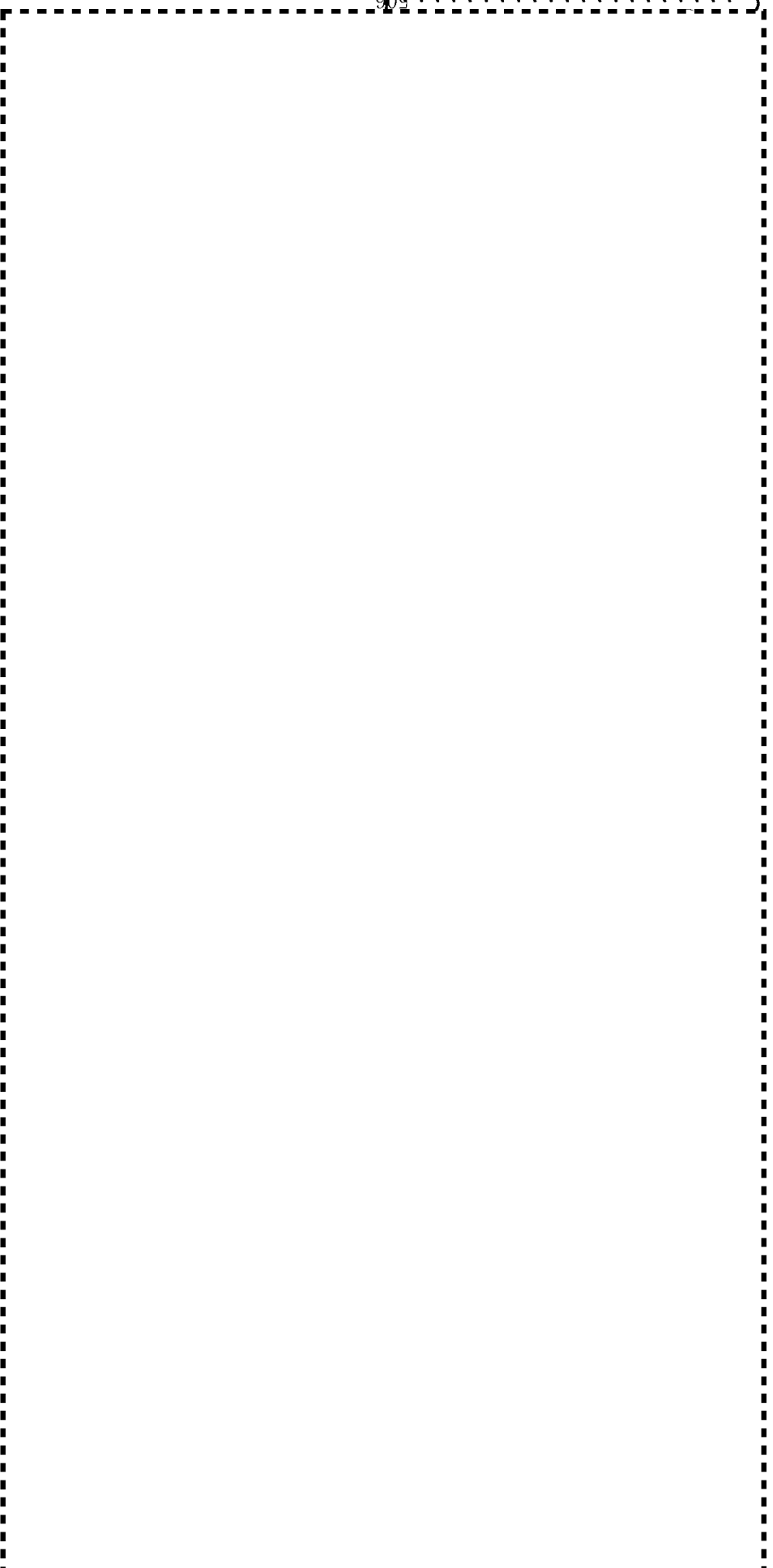
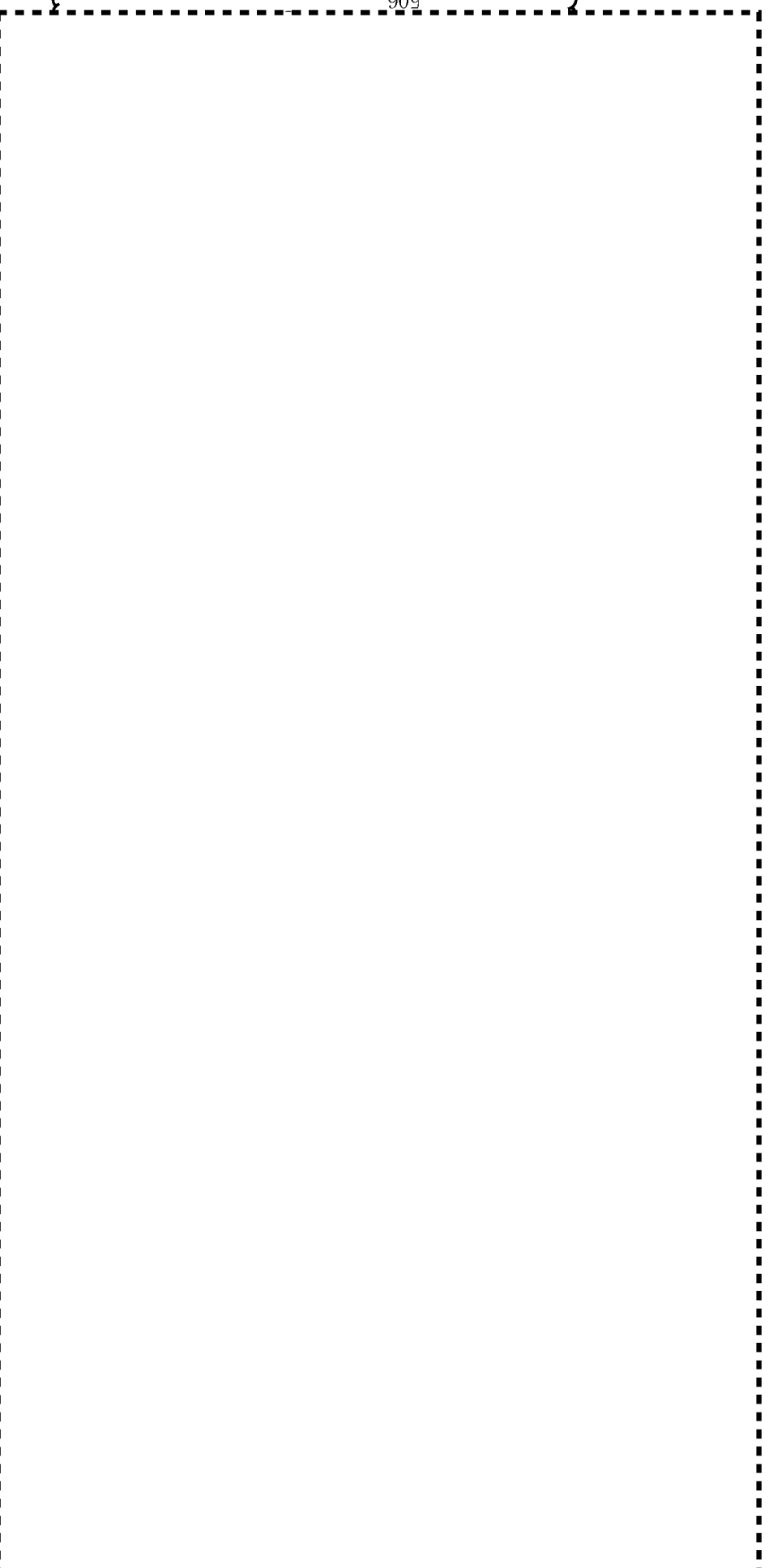
変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">486</p> <p style="text-align: center;">図ニ-4-1 燃料棒トレイ置台</p> <p>(単位 mm)</p>	<p style="text-align: center;">486</p> <p style="text-align: center;">図ニ-4-1 燃料棒トレイ置台</p> <p>(単位 mm)</p>	<p>変更内容を示す図面及び記載を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は図面の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">505</p> <p style="text-align: center;">図二一七-1 (5) 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載 (1) 部 架台 (3/3)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p>(単位 mm)</p>	<p style="text-align: center;">505</p> <p style="text-align: center;">図二一七-1 (5) 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載 (1) 部 架台 (3/3)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p>(単位 mm)</p>	<p>変更内容を示す図面及び記載を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は図面の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p>赤色線：追加・変更部、青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p style="text-align: center;">図二一七ー一 (6) 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載 (1) 部 階段詳細</p> <p>(単位 mm)</p> 	<p>赤色線：追加・変更部、青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p style="text-align: center;">図二一七ー一 (6) 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載 (1) 部 階段詳細</p> <p>(単位 mm)</p> 	<p>変更内容を示す図面及び記載を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は図面を実態に合わせて見直すものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">809</p> <p style="text-align: center;">図ニ一七ー二 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部</p> <p style="text-align: center;">(単位 mm)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 48px; top: 90px;">赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、 拡大範囲を示す枠線及び矢印</p>	<p style="text-align: center;">809</p> <p style="text-align: center;">図ニ一七ー二 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部</p> <p style="text-align: center;">(単位 mm)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 451px; top: 90px;">赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、 拡大範囲を示す枠線及び矢印</p>	<p>溝型トレイの個数を適正化するため。 なお、本変更は図面を実態に合わせて適正化するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">119</p> <p style="text-align: center;">図二-9-1 (1) 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) (1/2)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p>(単位 mm)</p>	<p style="text-align: center;">119</p> <p style="text-align: center;">図二-9-1 (1) 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) (1/2)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p>(単位 mm)</p>	<p>変更内容を示す図面及び記載を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は図面の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">L19</p> <p style="text-align: center;">図二ー111-2 (1) 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1部 (1/2)</p> <p style="text-align: right;">(単位 mm)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 48px; top: 90px;">赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、 拡大範囲を示す枠線及び矢印</p>	<p style="text-align: center;">L19</p> <p style="text-align: center;">図二ー111-2 (1) 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1部 (1/2)</p> <p style="text-align: right;">(単位 mm)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 451px; top: 90px;">赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、 拡大範囲を示す枠線及び矢印</p>	<p>変更内容を示す図面及び記載を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は図面の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">619</p> <p style="text-align: center;">図二一 1 1 - 3 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p>(単位 mm)</p>	<p style="text-align: center;">619</p> <p style="text-align: center;">図二一 1 1 - 3 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p>(単位 mm)</p>	<p>溝型トレイの記載を適正化するため。 なお、本変更は図面を実態に合わせて適正化するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">521</p> <p style="text-align: center;">図ニー13-1 ペレット検査装置 No. 5</p> <p>赤色線：追加・変更部、青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p>(単位 mm)</p>	<p style="text-align: center;">521</p> <p style="text-align: center;">図ニー13-1 ペレット検査装置 No. 5</p> <p>赤色線：追加・変更部、青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p>(単位 mm)</p>	<p>ベースプレートの向きを適正化するため。 なお、本変更は図面を実態に合わせて適正化するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

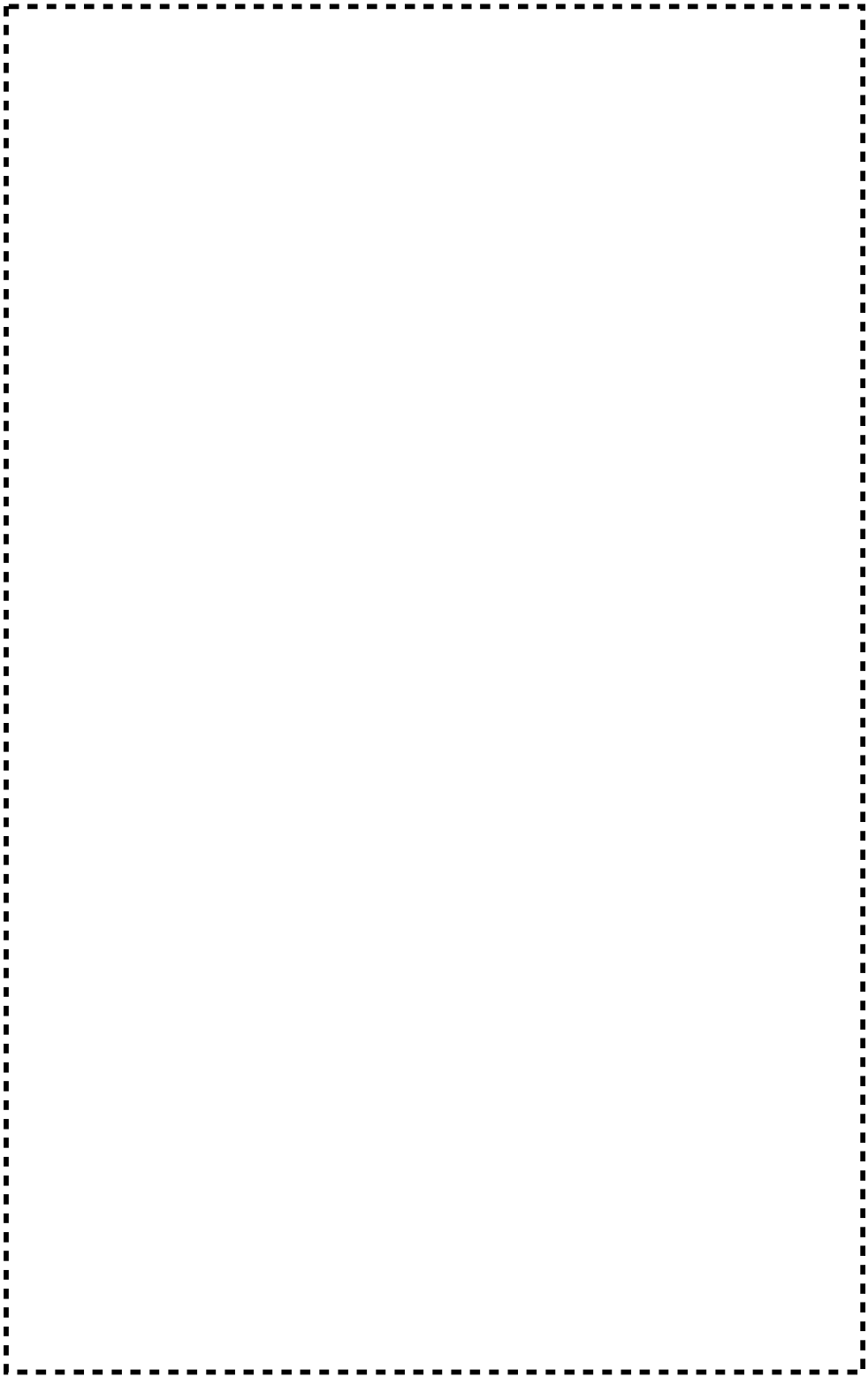
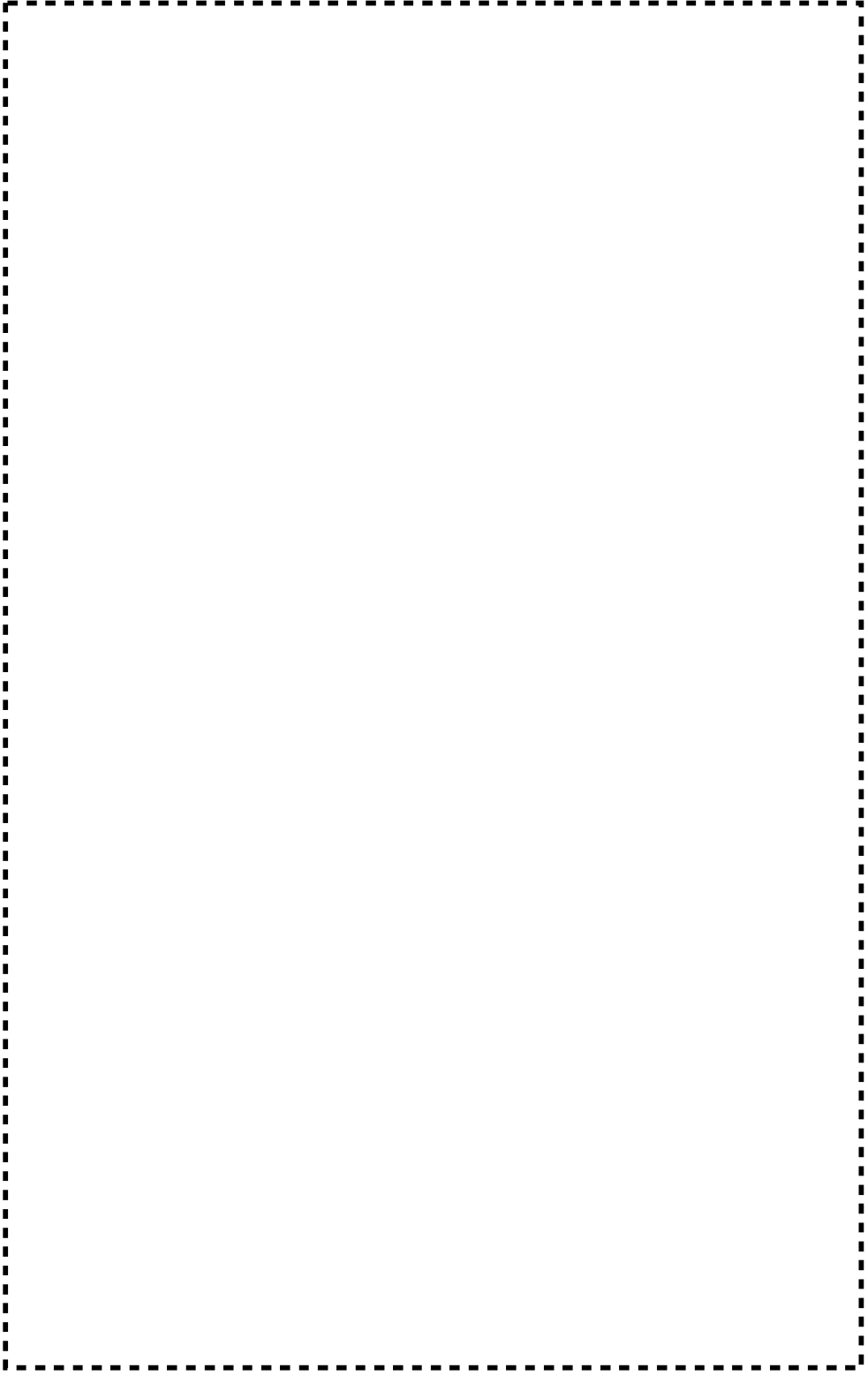
変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">522</p> <p style="text-align: center;">図ニ一14一1 (1) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部</p> <p style="text-align: center;">(単位 mm)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、 拡大範囲を示す枠線及び矢印</p>	<p style="text-align: center;">522</p> <p style="text-align: center;">図ニ一14一1 (1) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部</p> <p style="text-align: center;">(単位 mm)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、 拡大範囲を示す枠線及び矢印</p>	<p>アンカーボルトの位置を適正化するため。 なお、本変更は図面を実態に合わせて適正化するものであり、検定比が1を超えることはないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">523</p> <p style="text-align: center;">図ニ一 1 4 - 1 (2) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 (スロット^ハ拡大図)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、 拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p>(単位 mm)</p>	<p style="text-align: center;">523</p> <p style="text-align: center;">図ニ一 1 4 - 1 (2) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 (スロット^ハ拡大図)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、 拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p>(単位 mm)</p>	<p>変更内容を示す図面及び記載を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は図面の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

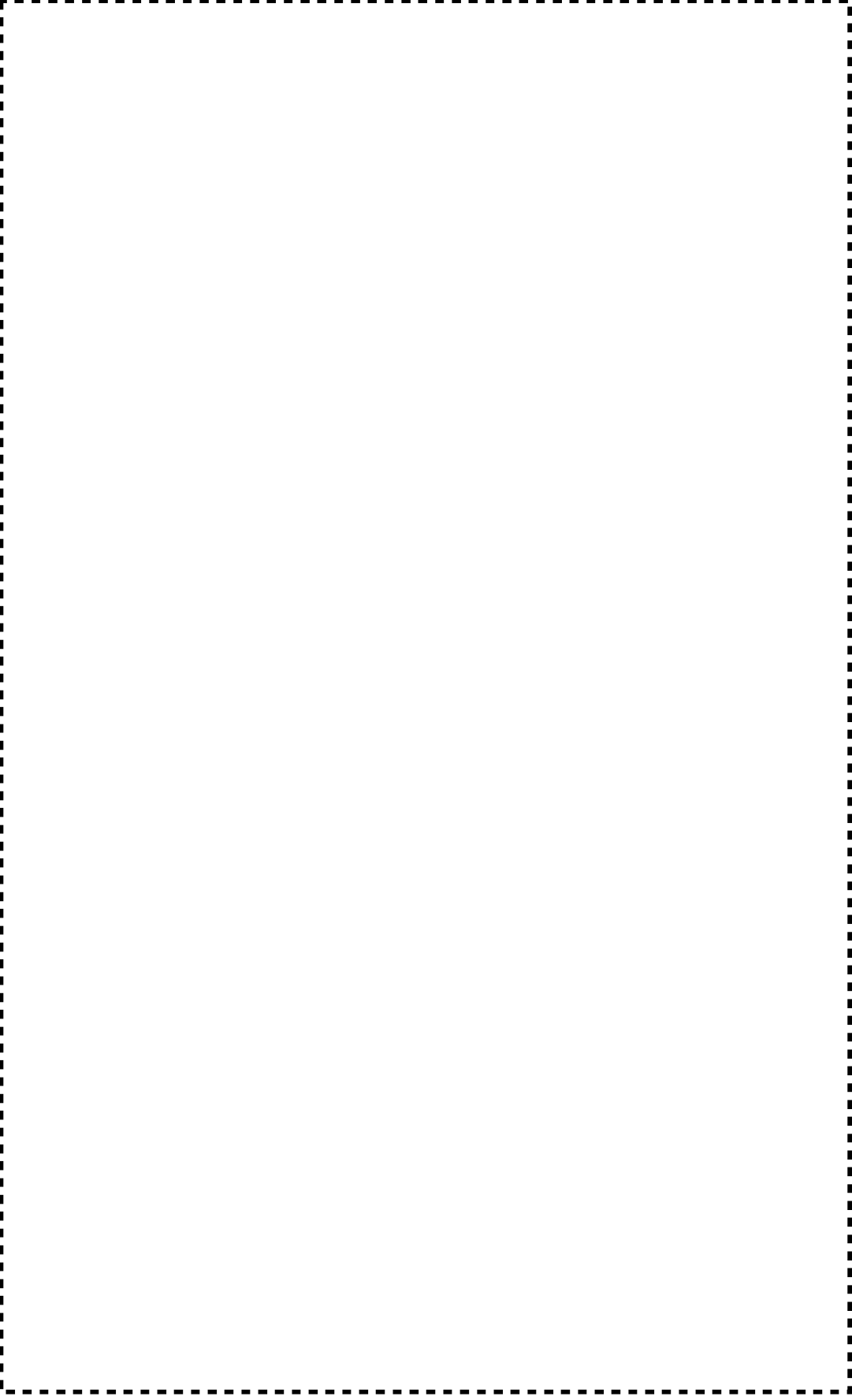
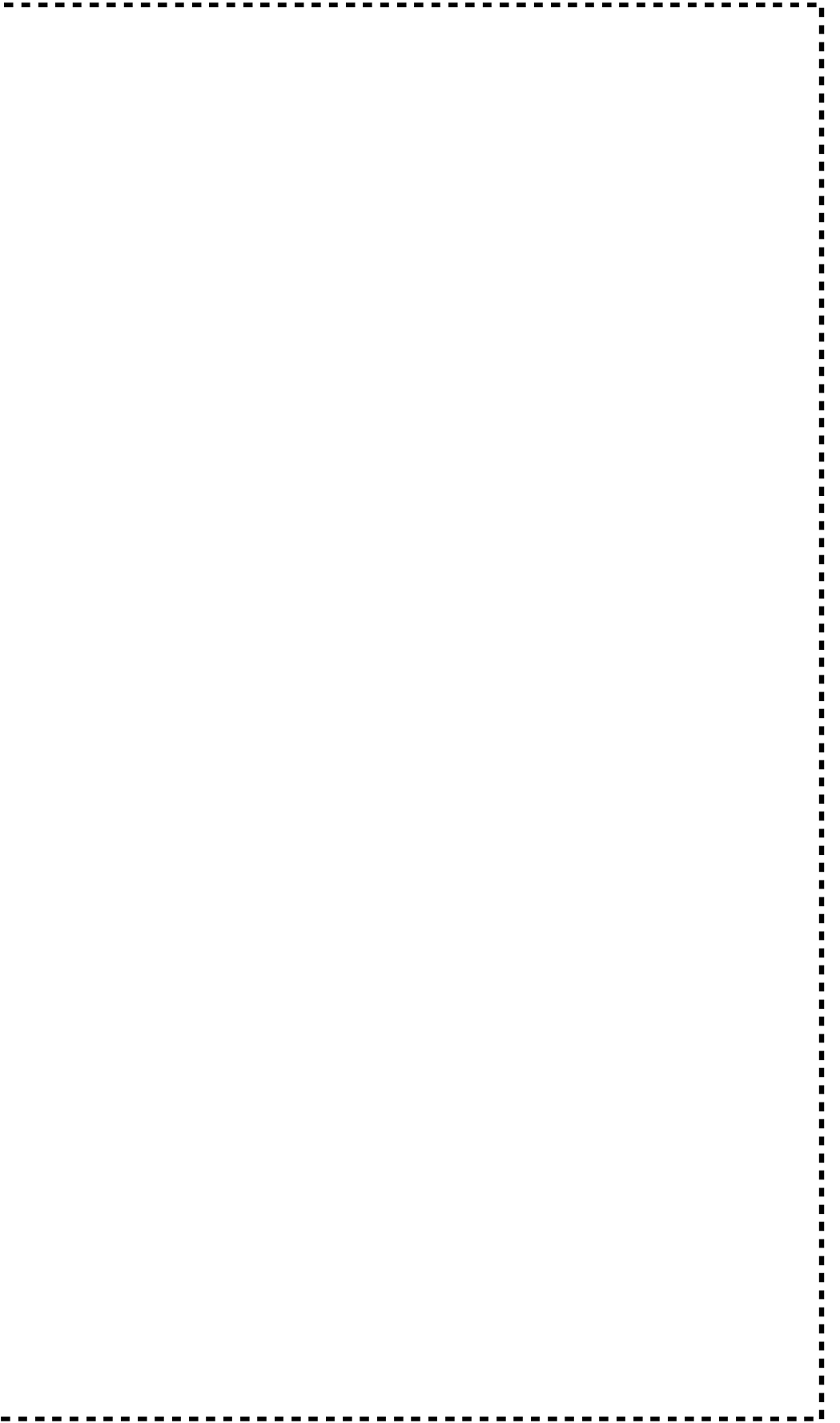
変更箇所を 下線 又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">524</p>  <p style="text-align: center;">図ニ一 1 4 - 1 (3) ペレットト編成挿入機 No. 2-1 ペレットト保管箱搬送部 (ガイ ト拡大図)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p style="text-align: right;">(単位 mm)</p>	<p style="text-align: center;">524</p>  <p style="text-align: center;">図ニ一 1 4 - 1 (3) ペレットト編成挿入機 No. 2-1 ペレットト保管箱搬送部 (ガイ ト拡大図)</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p style="text-align: right;">(単位 mm)</p>	<p>変更内容を示す図面及び記載を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は図面の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">525</p> <p style="text-align: center;">図ニ一14ー2 ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p>(単位 mm)</p>	<p style="text-align: center;">525</p> <p style="text-align: center;">図ニ一14ー2 ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部</p> <p>赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印</p> <p>(単位 mm)</p>	<p>変更及び追加するボルトの配置の記載を適正化するため。</p> <p>なお、本変更は図面を実態に合わせて適正化するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">919</p>  <p style="text-align: center;">図卜-4-1-4 第5廃棄物貯蔵棟 立面図・断面図</p>	<p style="text-align: center;">919</p>  <p style="text-align: center;">図卜-4-1-4 第5廃棄物貯蔵棟 立面図・断面図</p>	<p>換気筒の仕様を追加するため。 なお、本変更は換気筒の仕様の追加であり、火災評価に変更はないため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241 号にて認可)	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">069</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">図リ-2-1-1-1 第2加工棟 緊急設備 配置図 (1階)</p>	<p style="text-align: center;">069</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; margin: 0 auto; height: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">図リ-2-1-1-1 第2加工棟 緊急設備 配置図 (1階)</p>	<p>誘導灯の個数を適正化するため。 なお、本変更は誘導灯の個数を追加するものであり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更箇所を下線又は雲マークで示す。